

平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

認知症施策における官民連携の好事例
に関する調査研究事業
報 告 書

平成31年3月

株式会社 日本総合研究所

認知症施策における官民連携の好事例に関する調査研究事業

報告書

目次

第1章 本事業の実施概要	1
1. 本事業の背景と目的	1
2. 本事業の実施方法	2
(1) 検討委員会の設置	2
(2) 有識者へのヒアリング	2
(3) 官民連携事例の収集	2
(4) 事例ヒアリング調査	3
第2章 官民連携事例ヒアリング調査	4
1. 調査概要	4
(1) 調査目的	4
(2) 調査対象者	4
(3) 調査方法	6
2. 調査結果	7
(1) 京都府	7
(2) 栃木県	12
(3) 愛知県	15
(4) 福井県福井市	20
(5) 青森県むつ市	29
(6) 大阪府大阪市	33
(7) 愛知県豊明市	37
(8) 東京都町田市	42
(9) 福岡県大牟田市	49
(10) 福岡県福岡市	54
(11) 兵庫県神戸市	62
(12) 愛知県大府市	67
(13) 神奈川県海老名市	73
(14) 神奈川県大和市	77
(15) 栃木県小山市	82
(16) 福岡県久留米市	85
第3章 調査結果のまとめと今後の課題	90
1. 調査結果のまとめ	90
(1) 「認知症」や「認知症の人にやさしい街づくり」の捉え方について	90

(2) 民間活力の活用について.....	91
(3) 取り組みの体制や進め方について.....	92
(4) 「保険」に関する考え方について.....	92
2. 今後の課題や留意点.....	93

第 1 章 本事業の実施概要

1. 本事業の背景と目的

我が国の認知症患者数は 2012 年の時点で約 462 万人となっており、団塊世代が後期高齢者となる 2025 年には 700 万人(65 歳以上高齢者の約 5 人に一人)になると見込まれているⁱ。しかし、認知症は、90 歳を超えると有病率が半数を超えⁱⁱ、「避けられない老化の一つ」の側面が強い。従って、地域社会全体で「認知症にやさしい地域づくり」を進め、認知症の人を受容し、認知症になっても、生き生きと自分らしく暮らし続けられる環境を整備していくことが肝要である。

「認知症になっても暮らしやすい」環境を作っていくためには、「暮らし・生活」のあらゆる要素を、「認知症の人にやさしい」ものに最適化していく必要がある。そのためには、医療・介護の支援体制はもちろん、公共施設や交通手段などのハード面、買い物・食事・外出支援等生活支援サービスのようなソフト面、さらには認知症の人やその家族向けの事故防止・対策の仕組み作りなど、多方面にわたる取り組みが求められる。

これらの広範な取り組みを進めるためには、行政による公的な施策に留まらず、住民が主体的に取り組みに参加するとともに、医療・介護関係に留まらない、地域の商業、サービス業、大学等研究機関を含む幅広い民間事業者の力を活用し、官民が連携した取り組みを進めていくことが極めて重要である。

実際、「認知症の人にやさしいまちづくり」に関して独自に条例の制定や宣言の策定を行い、各種の施策を展開しつつある自治体で、暮らしに密着した各種民間事業者と連携しながら、効果的な取り組みを進める事例も出てきている。

しかし、これらの取り組みはまだ一部の自治体に留まる。さらに、先述の通り、「認知症の人にやさしい地域づくり」において取り組むべき領域は生活の全般にわたり、非常に幅広い。すでに官民連携にて取り組みを進めている自治体においても、取り組みは緒についたところである。

そこで、本調査研究では、「認知症の人にやさしい地域づくり」を進めようとする各自治体にとって取り組みを進める際の一助となることを期待し、先駆的に民間事業者と連携した取り組みを進めている自治体の事例調査を通じて、認知症の人にやさしい地域づくりを各地域で展開していく際の効果的な官民連携のあり方や、取り組むべき課題に関して考察・検討を行った。

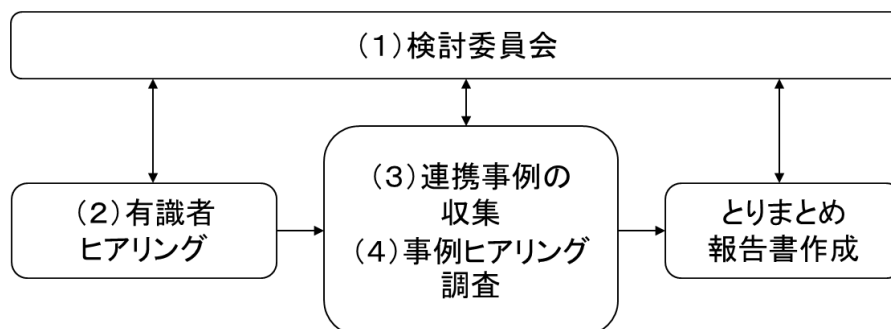
ⁱ 九州大学 二宮利治「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)

ⁱⁱ 朝田隆 「有病率 どこまで増える認知症」臨床神経学 52 巻 11 号(2012 年 11 月)

2. 本事業の実施方法

前述の目的・背景を踏まえ、本調査研究では以下の内容にて、検討・整理を進めた。

図表1 本事業の実施フロー



(1) 検討委員会の設置

調査研究の各種検討を円滑かつ効果的なものとするために、認知症にやさしい地域づくりに関して知見を有する有識者、実務者からなる検討委員会を設置・運営し、調査内容や調査結果の整理・活用に関して適宜確認・助言を得る場とした。

図表 2 検討委員会委員(五十音順・敬称略 ○:委員長)

氏名	所属先・役職名
石山 麗子	国際医療福祉大学大学院 教授
滝口 和央	川崎市 経済労働局 ウェルフェアイノベーション 担当係長
○田中 滋	埼玉県立大学 理事長
徳田 雄人	特定非営利活動法人 認知症フレンドシップクラブ 理事
中村 早苗	京都府 健康福祉部 高齢者支援課 副課長
古市 進太郎	東京海上日動火災保険株式会社 個人商品業務部 専門次長
三宅 香	イオン株式会社 執行役 環境・社会貢献・PR・IR 担当

(2) 有識者へのヒアリング

認知症施策における官民連携の在り方について、(1)の検討委員会とは別途、医学分野における有識者へのヒアリングを行った。

図表 3 有識者ヒアリング対象(五十音順・敬称略)

氏名	所属先・役職名
池田 学	大阪大学大学院 医学系研究科 精神医学分野 教授
浦上 克哉	鳥取大学医学部保健学科生体制御学講座 環境保健学分野 教授

(3) 官民連携事例の収集

新聞・雑誌・Web サイト等の公開情報から、官民連携にて「認知症の人にやさしい地域づくり」を進めている自治体(都道府県、市区町村)の事例に関して、幅広く収集し、取り組みのテーマ

等に応じて分類を行った。なお、ここでは民間事業主体として、先述の通り、医療・介護関係事業者に限らず、地域の商業、サービス業、金融業、交通、各種 NPO 団体など、幅広い主体を想定して事例を収集した。

(4) 事例ヒアリング調査

上記でリストアップし、分類した連携事例に関して、とりわけ、他の地域での取り組みの参考となると想定される事例を選定し、対象となる自治体担当者並びに関係者にヒアリング調査を実施した。今回の調査研究では、特に以下の取り組みを含む事例に着目してヒアリング調査を行った。

- ア) 複数の民間事業者と連携する独自のプラットフォームを構築している・しようとしている事例
- イ) 複数の民間事業者について、独自に「認知症の人にやさしい」認定や評価を行っている事例
- ウ) 民間事業者との連携の一例として取り組みが増えつつある、認知症の人やその家族、市民に対する事故救済制度(保険等)に取り組む事例

第 2 章 官民連携事例ヒアリング調査

1. 調査概要

(1) 調査目的

民間事業者を活用して「認知症の人にやさしい地域づくり」を進めている自治体を調査し、取り組みの背景や経緯、課題等について整理することが目的である。

(2) 調査対象

調査対象とした自治体は以下の通り。

図表 4 調査対象自治体一覧

自治体	官民連携の取り組み概要	
都道府県		
1	京都府	複数企業と認知症の人にやさしいサービスの検討・実践に向けた行動指針(企業共同宣言)策定。
2	栃木県	「とちぎオレンジドクター」を登録し、高齢者とその家族等が身近な医療機関で、気軽にもの忘れや認知症の相談ができる体制を構築。
3	愛知県	認知症対策を進める企業・大学のパートナー宣言を推進。 小売業や金融機関、公共交通機関を対象に認知症対応プログラムを開発。
市町村(複数企業との取り組み)		
4	福井市	あんしん見守りネットワーク事業では、協力団体と協定を結び、徘徊や孤独死を防止する見守り体制を構築。また、認知症の人にやさしいお店等認定事業ではお店や事業者を認定し、ステッカーを配布。
5	むつ市	一般の事業所(事業所、施設、店舗)や団体(NPO、町内会、学校のサークルなど)にも認知症サポーターとして見守りの輪を広げる取り組みとして認知症サポート事業所認定制度、認知症サポート団体認定制度を実施し、認定を受けた事業所には、事業者や従業員向けの金利優遇制度を導入した。
6	大阪市	認知症の人に配慮した取り組みを行っている企業をオレンジパートナーとして認定し、公表している制度。
7	豊明市	医療系・福祉系の専門職を交えた会議を実施し、市として認知症の人への初期サポートの在り方を検討。
8	町田市	認知症にやさしいブックフェア「D-books」の開催を支援。 認知症当事者が企画、運営に参画した町田市主催の認知症カフェ「D カフェ」を開催。市内のスターバックス コーヒー ジャパン(株)の全 8 店舗で展開中。 認知症にやさしい取り組みをしている企業、医療福祉関係者、地域団体など、それぞれの分野で先進的に取り組んでいる方々が一堂に会し、実践している取り組みを紹介するとともに、認知症当事者とともこれからの方を議論する市民向け普及啓発イベント「まちだ D サミット」を開催。
9	大牟田市	全市で認知症の人が行方不明になったときに検索できるよう、模擬訓練を年に一度開催。小学校区ごとに工夫をこらし、地域で見守り・支える意識を醸成している。

10	福岡市	健寿社会のモデルをつくるプロジェクト「福岡 100」のひとつとして、認知症の人やその家族がいきいきと暮らせる認知症にやさしいまち、「認知症フレンドリーシティ」を目指し、各種施策を産学官民“オール福岡”で推進。
市町村(保険に関する取り組み)		
11	神戸市	認知症の早期診断・早期発見を推進するための「診断助成制度」と、認知症の人が事故に遭われた場合に救済するための「事故救済制度」を運用する「神戸モデル」を創設。
12	大府市	市内で発生した認知症の人の鉄道事故に関する最高裁判決を踏まえ、全国初の認知症に関する総合的な施策を定めた条例を制定。条例に基づいた制度として、認知症により行方不明となり事故にあった人、または、その家族を救済するために個人賠償責任保険制度を導入。 保険制度導入の副次的な効果として、市が把握することが困難であった認知症等で行方不明になる可能性のある方の情報を収集できるようになった。
13	海老名市	徘徊の可能性がある高齢者を対象とした賠償責任保険の加入支援制度「高齢者(認知症)あんしん補償事業」を平成 30 年 7 月より開始。民間保険を活用することを前提に保険制度の運用を社会福祉協議会に委託。(委託期間は 1 年度)
14	大和市	認知症に関する”宣言”に基づき、全国初の保険事業(大和市はいかい高齢者個人賠償責任保険事業)を開始。損害賠償、傷害補償の他に、見舞費用補償や示談交渉サービスを付与。
15	小山市	認知症により徘徊の恐れがある高齢者等が、日常生活において偶然の事故により第三者に損傷を負わせるなどして損害賠償責任を負った場合に、これを補償する損害賠償保険加入を支援する事業を実施。
16	久留米市	「認知症になっても安全に、安心して暮らせるやさしいまち」を目指して、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を始めとした、認知症の人とその家族を支える仕組みを構築。

(3) 調査方法

調査期間は2019年2月～2019年3月である。所要時間はそれぞれ1時間～1時間半程度で、半構造化インタビューによって情報を収集した。インタビューで質問した内容は、以下の通りである。

図表 5 インタビュー内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 認知症施策の全体像と官民連携の取り組みの位置付け② 取り組みの背景③ 官民連携の取り組みの内容④ 取り組みを進める上での課題⑤ 今後の展望 |
|---|

2. 調査結果

(1) 京都府

- 「認知症になっても自分らしく地域で暮らし続けられるため」に、高齢者や認知症の人に身近なサービスを提供する企業とともに「認知症にやさしい」サービスのあり方を検討。
- 企業共同宣言(行動指針)の策定に加え、「認知症になる前から利用でき、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることを助けるような「認知症にやさしい」サービス」の開発を目指す。

① 認知症施策の全体像と官民連携の取り組みの位置付け

a) 京都府における認知症施策

京都府は「認知症の人と家族の会」の本部がおかれている地域でもあり、認知症への取り組みの先進地域といえる。厚労省がオレンジプランを公表した翌年(2013年)に京都式オレンジプランを作成するなど、早期から認知症に関する取り組みを実施してきた。近年も国際アルツハイマー病協会(ADI)の2017年国際会議が開催された。

昨年(2018年)3月に新・京都式オレンジプランを策定した。京都式オレンジプランの特徴は数値目標だけではなく、認知症の人とその家族が望む社会の姿をオレンジプランのアウトカム指標として設定している点にある。「10のアイメッセージ」オレンジプラン改訂時に認知症の人、家族及び支援者にもアンケートにより指標の進捗状況を確認している。

図表 6 京都式オレンジプラン プランが目指す社会の姿 ～10のアイメッセージ～



出所:新・京都式オレンジプラン 第2次 京都認知症総合対策推進計画

b) 京都高齢者あんしんサポート企業の登録

認知症に関する企業共同宣言の策定に先立ち、認知症サポーター講座と高齢者向けの接遇研修からなる養成研修を受講した企業を、「京都高齢者あんしんサポート企業」として登録する制度を平成 23 年度から実施している。

登録された企業には、できる範囲で見守り・声かけサービスを提供してもらうことに加え、プラスアルファのサービスを自身で考え、実行して頂くよう説明している。

2019 年 3 月末時点で登録企業は約 2,800 社。初期は大企業が多かったが、最近では小規模の店舗も増えている。認知症の人は日常的に小売店を利用するケースも多いため、認知症の人に接する機会が比較的多いと考えられる従業員が研修を受けることは望ましいと考えられる。

②取り組みの背景

これまでは、行政は主に認知症ケアに直接関わる医療・福祉・介護の関係者とともに施策を考え、推進してきた。しかし、認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けるためには、それらに加え、日々の生活を支える民間企業との協力は不可欠であると思われる。

「京都高齢者あんしんサポート企業」の登録制度は、登録企業に“できる範囲”で、個々のお客様への声かけや見守り(やさしく接する、お話を聞く等)、認知症の理解促進のための啓発などを行っていただくものであり、登録企業の側でも高齢者や認知症の人を「守る」という意識が強いように感じる。「10 のアイメッセージ」にもあるように、「私は、地域の一員として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもって過ごしている」、「私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんでいます。」など、「社会参加」や「人生の楽しみ」を望んでおられる認知症当事者も多く、それを実現するようなサービスも地域に必要なだと考えたことが、民間企業との企業共同宣言の策定等の取り組みの背景にある。

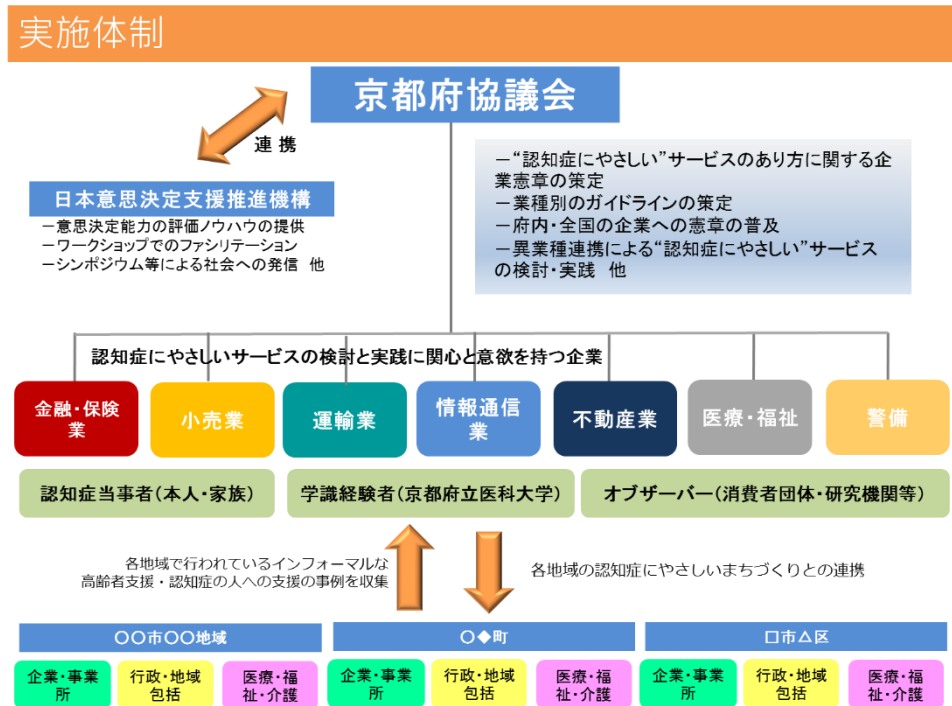
③官民連携の取り組みの内容 企業憲章の策定とサービス開発

a) 計画概要

高齢者や認知症の人に身近なサービスを提供する企業に参画していただく“認知症にやさしい”異業種連携協議会(以下、協議会)を設置し、認知症にやさしいサービスのあり方に関するルール(企業共同宣言)の策定や、認知症の人にやさしいサービスの検討と実践を平成 31 年度より開始する計画である。協議会には、アドバイザーとして、日本意思決定支援推進機構、京都府立医科大学にも参加していただく予定である。

平成 30 年 12 月 10 日及び平成 31 年 3 月 27 日には、参画企業の顔合わせや情報共有、取り組みの方向性の検討などを目的としてキックオフミーティングを実施した。

図表 7 検討実施体制(案)



出所:京都府提供資料

b) 参加企業・団体

企業共同宣言の策定やサービス開発に向けた協議会への参加企業は平成31年3月時点で18社である。「京都高齢者あんしんサポート企業」を中心に、高齢者や認知症の人に身近なサービスに関連する業界から選抜した。京都府に本社を置く企業もあれば、全国区の企業もある。実際に各企業からミーティングに参加しているメンバーも、東京本社の社員が参加しているケースもある。

企業への参画の依頼は、京都府と、このプロジェクトの共同創設者である京都府立医科大学大学院医学研究科の成本迅教授から行ったが、高齢者の支援や認知症に関して何か具体的に取り組んでいきたいという意識の高い企業に参画いただいている。

図表 8 参画企業一覧(平成 31 年 3 月 31 日時点)

業種	企業・団体名
情報通信	・ソフトバンク株式会社
運輸	・株式会社キャビック ・都タクシー株式会社
小売	・京都生活協同組合 ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン ・株式会社ハートフレンド(スーパーフレスコ) ・ゆう薬局グループ 株式会社ゆうホールディングス
金融・保険	・株式会社京都銀行 ・三井住友信託銀行株式会社 ・京都信用金庫 ・京都中央信用金庫 ・第一生命ホールディングス株式会社 (第一生命保険株式会社・第一フロンティア生命保険株式会社) ・東京海上日動火災保険株式会社
不動産	・株式会社エルハウジング ・株式会社フラットエージェンシー
医療・福祉	・株式会社ベネッセシニアサポート ・ソーケンメディカル株式会社
警備	・総合警備保障株式会社

<オブザーバー>

- ・NPO 法人京都消費生活有資格者の会(消費者団体)
- ・NPO 法人コンシューマーズ京都(消費者団体)
- ・世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター(ヘルスケアデータ政策)
- ・中部電力株式会社(地域型情報銀行)
- ・株式会社マネーフォワード(フィンテック)

出所:京都府提供資料

地元企業も、介護・福祉事業にも参入しているタクシー会社やサービス付き高齢者向け住宅を手掛けたり、高齢者の賃貸契約の問題にも意識の高い不動産会社などに声掛けをした。

オブザーバーとして、NPO 法人(NPO 法人コンシューマーズ京都、NPO 法人京都消費生活有資格者の会)にも、高齢者や認知症の人の消費者被害についてご意見をお聞きするために参加していただいている。

c) 具体的な活動

平成 31 年度中に業種を越えた企業共同宣言を策定することを目指している。ここで定める共同

宣言は、高齢化が急速に進行する中、全ての業種・業態のサービスに、一定の割合で認知症の人が利用することを想定した仕組みを組み入れることを促すべく、企業が“認知症の人にやさしい”サービスを開発・提供する際に依拠すべきルールのようなものを考えている。

英国では民間主導で業種、業態ごとに憲章が作成されており、その業種・業態における特有のサービスや慣行に関する具体的な内容となっている。協議会では多業種により策定するため、どのような業種・業態にも通用するようなものとし、共同宣言案ができた段階で公表し、認知症のご本人や家族、その他一般の人々にご意見を伺うとともに、企業に活用してもらいながらブラッシュアップしていく想定である。

企業共同宣言だけではなく、ゆくゆくは、具体的なサービス開発に取り組んでいきたい。

現状、認知症に関して実施されている取り組みは、「認知症の人のお困りごとを解決する」「認知症の人が詐欺被害に遭わない」といったように「認知症の人を守る」ことを目指すものが多い。今後期待するのは、それらに加え認知症の人が「以前と変わらない生活を送れるようにする為のサービス」である。

高齢になるにつれて徐々に認知機能が低下し、「いつの間にか発症している」ということも多く、高齢者が認知症になる前から日常的に使っているサービスを、認知症になっても変わらず使い続けられたり、いつの間にか守られている、といったサービスを考えたい。

④ 取り組みを進める上での課題

企業にとっての本取り組みへの参画のインセンティブを明らかにし、継続的な活動にしていくことや、活動の周知をどう図っていくか、等が課題である。

また、認知症にやさしいまちづくりを推進する基礎自治体との連携も図りたい。

⑤ 今後の展望

平成 31 年度は、企業共同宣言について協議会全体で検討を進めるとともに、異業種の少数編成のチームを結成し、グループワークから初めて、具体的なサービスの検討を開始する。参画企業間での個別の協業も推奨しつつ、参加企業には多業態、多業種のメンバーが揃っているため、平成 32 年度以降に協議会の中で具体的なサービスについてより踏み込んだ検討することを目指している。

(2) 栃木県

- 「とちぎオレンジドクター」を登録し、高齢者とその家族等が、身近な医療機関で気軽にもの忘れや認知症の相談ができる体制を構築。
- 医師会に運営を委託することで、円滑な運営、効果的な広報活動の実現を目指している。

① 「とちぎオレンジドクター登録制度」の概要

- ・ 高齢者とその家族等が身近な医療機関で気軽にもの忘れや認知症の相談ができ、早期に適切な医療と介護サービスを受けることができる体制を整備することが目的。
- ・ かかりつけ医からの相談等にも応じ、認知症の疑いがある高齢者を診察するほか、県内に10カ所ある認知症疾患医療センターにつながる事が想定されている。
- ・ また、県が想定する認知症医療連携体制においては、以下の2つの役割も期待されている。
 - 支援が必要な可能性がある高齢者とその家族等を認知症医療連携体制(認知症疾患医療センターや認知症初期集中治療チーム、かかりつけ医、介護支援専門員の連携)の支援に結びつける役割
 - 認知症医療連携体制を構成する関係機関同士の連携を促進する役割
- ・ 登録の対象は、認知症サポート医養成研修修了者等がかつ県が実施する「もの忘れ・認知症相談医向け研修」を受講できる医師である。「もの忘れ・認知症相談医向け研修」は登録前の受講のみならず毎年1回受講することが求められる。
- ・ 制度の運営は県医師会に委託している。
- ・ 登録までの流れは大きく3ステップある。

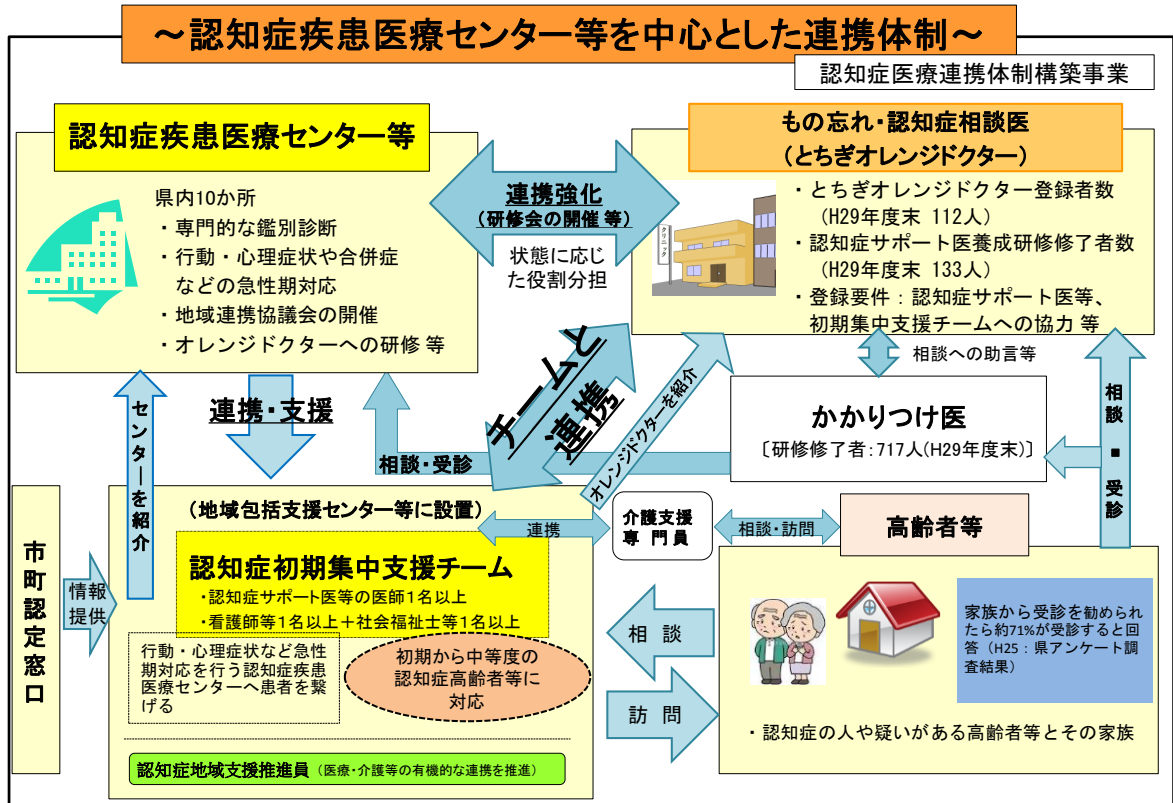
ステップ1:認知症サポート医養成研修の受講(国立長寿医療研修センター実施)

ステップ2:もの忘れ・認知症相談医向け研修の受講(県実施(医師会に委託))

ステップ3:登録手続き等の説明(県実施)

ステップ1は例年1月頃の開催が多いため、ステップ2,3も同時期に実施することになっている。また、受講者の負担を軽減する目的で、ステップ2と3は同日に開催している。ステップ2の内容は、最新事例・対応例の紹介であり、委託先の医師会によって企画・運営されている。

図表 9 栃木県における認知症医療連携体制の構築イメージ



出所：栃木県保健福祉部高齢対策課提供資料

② 「とちぎオレンジドクター登録制度」の導入経緯

- 県内の認知症の高齢者は2025年には約11万人になると推計され、誰もがなりうる可能性があるということに加え、認知症への早期介入が有効であることから、高齢者とその家族等が身近なところで気軽に相談できる拠点を整備することが重要と考え、導入が進められた。
- 2017年2月1日から開始した。開始時の登録医は84名、現在112名まで増加した。(2019年2月20日時点)

③ 「とちぎオレンジドクター登録制度」に対する県民等の反応

- 県民向けのアンケート等を実施したわけではないが、概ね好意的に受け止められているという声が聞こえてくる。
- 2018年度は「もの忘れ・認知症相談医向け研修」後に受講した医師へのアンケートを実施した。講習内容への要望等が多いが、受講した医師も本制度を前向きに受け止めてくれている様子である。

④ 今後の取り組みに関する考え方

- とちぎオレンジドクターが在籍する医療機関には認定プレートを掲示してもらっており、そ

れ自身が認知症に対する取り組みを県民に周知・アピールすることにつながっている。その意味からも引き続き、各種広報を継続し、とちぎオレンジドクターの登録者数を伸ばしていきたい。幸い認知症サポート医養成研修受講者は毎年一定数いるため、受講修了者向けに医師会とも協力してアナウンスをしていく予定である。

- ・ 制度創設の効果の検証については、とちぎオレンジドクターが増加したこと、早期介入ができたケースの相関が確認できるようなデータが収集できることが理想だが、大変難しい。今後は、とちぎオレンジドクターへの調査などにより、まずはその活動状況の把握に努める。

図表 10 「とちぎオレンジドクター」の認定プレートおよびポスター



出所:栃木県 HP「栃木県もの忘れ・認知症相談医(とちぎオレンジドクター)について」

(3) 愛知県

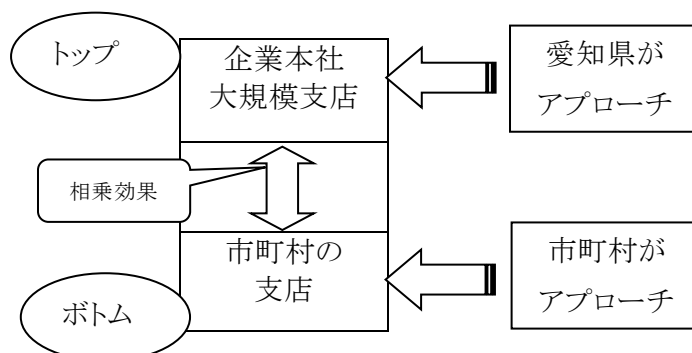
- 県として認知症に関する取り組みが十分とはいえない市町村の活動を後押ししたい意図から、認知症対策を進める企業・大学を登録するパートナー宣言事業を推進。市町村と連携するケースが少ないと考えられる企業の本社あるいは大規模な支店と愛知県が協力関係を構築することで、市町村に存在する支店と市町村の協力が推進されることも期待。
- 認知症の人が使用する可能性が高い3業種(金融機関、交通機関、小売店)の職員に適切に対応してもらうことで、認知症の人が外出しやすい環境を整えることを意図した研修プログラムを企業と連携して開発。

■「ボランティア活動や認知症対策を進める企業をパートナー企業に登録」について

① 制度の位置づけ・導入の経緯

- ・ 愛知県は、各自が認知症の人に対する取り組みを“じぶんごと”と捉え、認知症に関する取り組みを考え、実行することを目指す「One アクション」を掲げている。その実現のためには、県はコーディネーターとなり、取り組みを計画、実行するプレイヤーが活動しやすい環境を整えることが重要と考えている。本登録制度もその一環である。
- ・ 県レベルでは企業と連携した認知症に対する取り組みは少ないが、今後は企業と共同で認知症にやさしい地域づくりについて検討していく必要があると考えた。
- ・ 具体的には、市町村と連携するケースが少ないと思われる企業の本社あるいは大規模な支店と愛知県が協力関係を構築することで、市町村に存在する支店と市町村の協力が推進されるのではないかと考えている。市町村では認知症サポーター養成講座等を通じて地元の支店と連携する事例が多いため、県-本社のトップレベルの協力と合わせて、トップダウンとボトムアップの両面からの協力関係を築くことで相乗効果を狙っている。また、市町村の取り組みの度合いは、自治体ごとに多様であるため、認知症に関する取り組みが弱い市町村についても、活動を後押ししたい意図がある。

図表 11 愛知県と市町村の双方アプローチによる相乗効果創出イメージ



出所:ヒアリング内容を元に日本総研作成

② 制度の概要

- ・ 県内の企業、大学が認知症に関する取り組みを 2 つ以上実施している場合に、県に届け出ることでパートナー宣言をしていただくもの。
- ・ 宣言企業・大学の目標数は 100 件としている。現在、37 社、8 大学が登録している。(平成 31 年 3 月 15 日現在)
- ・ まずは登録数を拡大することが先決であり、ハードルを低く設定している。
- ・ 企業の場合、職員が認知症サポーター養成講座を受講していれば取り組みの 1 つとなる。また、高齢者見守りネットワークへの参加も取り組みの 1 つ。大学の場合、大学で認知症に関する講座を実施していることも取り組みの 1 つ。また、学内に県の作成したポスターを掲示していることも取り組みの 1 つとしている。なお、企業は店舗単位でも、大学は学部単位でも宣言することが可能である。これは、その後企業・大学全体に取り組みが広がり、企業・大学が宣言することにつながることもあり得ると考えている。
- ・ 宣言してもらった後、県の HP に企業名と取り組み内容を掲載する。企業連携が進んでいない市町村に適宜確認してもらい、宣言している企業が何に取り組んでいるのかを理解してもらおうと共に、自分たちの地域で協力して取り組み可能なものがあれば、市町村側から企業に問い合わせをしてもらいたいと考えている。
- ・ 取り組みを宣言している企業であれば、市町村からの問い合わせ・相談に対して前向きに対応してもらえると考えている。企業側にとっても関わりが薄かった自治体からの問い合わせがくる可能性が高まり、ビジネスチャンスの拡大にも繋がる為、双方にとってメリットがあると考えている。
- ・ 認知症に関する取り組みを積極的に実施している企業・大学には、年 1 回発表していただく機会を設けている。平成 30 年度は 10 月 11 日にフォーラム形式の発表会を開催し、約 540 人が参加した。企業では、ユニー株式会社、愛知信用金庫が、大学では愛知淑徳大学 コミュニティ・コラボレーションセンター(CCC)に発表して頂いた。愛知淑徳大学は学生に発表してもらった。

図表 12 「あいち認知症パートナー企業・大学」ロゴマーク



出所:愛知県 HP「あいち認知症パートナー宣言について」

③ 課題認識・今後の展望

- ・ 登録数を拡大するためには、具体的なインセンティブが必要。現在開発を進めている「認知症の人と接することが多い小売業や金融機関、公共交通機関を対象にした認知症対応プログラム」の提供がインセンティブとなるようにしたいと考えている。
- ・ 徐々に宣言件数が伸びている状況であり今後も広報活動を継続していく。
- ・ また、3年後に登録の延長申し込みの機会があるためそのタイミングで制度の検証も行う予定である。

図表 13 あいち認知症パートナー企業・大学 一覧(50音順)

登録数 37社、8校(平成31年2月28日現在)

	登録番号	企業・大学名		登録番号	企業・大学名	
ア	30C027	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	タ	30C013	武田薬品工業株式会社 名古屋中央営業所	
	30C005	株式会社愛知銀行		30C016	武田薬品工業株式会社 名古屋西営業所	
	30C001	愛知県医薬品配置協議会		30C015	武田薬品工業株式会社 名古屋東営業所	
	30C037	愛知県信用保証協会		30C017	武田薬品工業株式会社 名古屋南営業所	
	30U005	愛知県立大学	チ	30C007	知多信用金庫	
	30U006	愛知淑徳大学 コミュニティ・コラボレーションセンター (CCC)		30C028	株式会社中京銀行	
	30C011	愛知信用金庫	ト	30U002	同朋大学	
	30U004	あいち福祉医療専門学校		30C009	豊田信用金庫	
	イ	30C021	いちい信用金庫	ナ	30U008	名古屋学芸大学 看護学部
		30C032	イトーヨーカ堂 安城店		30C023	株式会社名古屋銀行
オ	30C029	大塚製薬株式会社 名古屋支店	ニ	30C033	西尾信用金庫	
	30C003	株式会社オズワールド		30C026	日本生命保険相互会社 東海営業本部	
キ	30C012	株式会社木村屋	30U001	学校法人 日本福祉大学		
	30C036	株式会社C&Cメディカル	30C031	日本郵便株式会社 東海支社		
ス	30C004	株式会社スギ薬局	ノ	30C006	脳若ステーションおおぶ	
	30U003	椋山女学園大学		ハ	30C008	半田信用金庫
セ	30U007	星城大学	ヘ		30C010	碧海信用金庫
	30C024	損害保険ジャパン日本興亜株式会社		マ	30C030	マックスバリュ中部株式会社
タ	30C002	第一生命保険株式会社 中部総局	ミ		30C035	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	30C019	武田薬品工業株式会社 岡崎営業所		30C034	三井住友海上火災保険株式会社	
	30C020	武田薬品工業株式会社 豊橋営業所	30C022	株式会社三菱UFJ銀行		
	30C014	武田薬品工業株式会社 名古屋営業所	ユ	30C025	ユニー株式会社	
	30C018	武田薬品工業株式会社 名古屋北営業所				

出所:愛知県 HP「あいち認知症パートナー宣言について」

■「認知症の人と接することが多い小売業や金融機関、公共交通機関を対象に対応プログラムの開発」について

① プログラム開発の経緯

- ・ 認知症が軽度の人にとっては、外出をすることが進行を遅らせる上でも良いとされている。
- ・ こうした方が使用する可能性が高いのが 3 業種(金融機関、交通機関、小売店)と考えている。この 3 業種に適切に対応してもらえることが大変望ましいと考え、より効果的な研修プログラムの開発することとなった
- ・ 「ボランティア活動や認知症対策を進める企業をパートナー企業に登録」の要件にも活用してもらおう意図もある。

② 概要

- ・ 1回 45 分のグループワーク形式。
- ・ 参加者で意見を出し合い、認知症の人の不安や戸惑いについて考え、その背景にある病態までを学習する。
- ・ 具体的な流れは以下の通り。
 - スーパーで買い物をしないで店内を長時間あてもなく何かを探している様子、この人は何を考えているのか？という題材について、複数人のグループワークで意見を出し合う。
 - その人の気持ちを想像し、行動は認知症のどのような病態が一因となっているのかを教材で確認し、その後講師から指導してもらうことで理解を深める。
 - 認知症の人に対して、自分なら何ができるのかについて各グループで話し合う。
 - グループごとに発表してもらい、多様な気づきを共有する。
 - 自分の所属する企業・店舗で何ができるのかを話し合う。
 - グループごとに発表してもらい、さまざまなアイデアを共有する。
 - グループワークの際は、専用の検討シートに自身のアイデアを書き出してもらう。ここには「認知症の人と接するときの 7 つのポイント」、「認知症の人への対応の心得 “3 つの「ない」」が記載されている。これらを参考にアイデアを出し合う。
- ・ 全国キャラバン・メイト連絡協議会が企業向けの認知症サポーター養成講座で活用する DVD を作成しているが、本プログラムでは、シートに書き出すことで自身が考え、主体的に参加することができることがポイントである。
- ・ 平成 30 年度は 7 つの企業で試行してもらった。
- ・ なお、45 分は、検討参加企業の意見を踏まえ、研修に必要と思われる内容を消化するためにぎりぎり必要と考えられる時間を設定したもの。
- ・ ちなみに、プログラムは対象と内容に応じて 3 パターン用意している。(30 分コース:個人として何ができるかを話し合う、45 分:企業・店舗として何ができるかを話し合う、60 分コース:プラスアルファとして何ができるかを話し合う。)

③ 課題

- ・ プログラムを活用してもらえるかが課題。現状(平成 30 年度)は開発のために各社に協力を依頼しているので、活用してもらっているが、実際に運用を開始した後は、企業側にメリットがないと自主的に活用してもらえない。例えば、認知症サポーター養成講座では、受講後にオレンジリングがもらえるが、同様のものでないにしても、何かしらインセンティブを考えないといけない。インセンティブについては、次年度検討する予定である。
- ・ 鉄道会社、バス会社など公共交通機関については、45 分を捻出してもらえるかが課題である。認知症の人への対応だけでなく、障害を持った方や高齢者、妊婦などさまざまな方

に対応する必要があり、そのための社内研修が日々の業務の合間に組み込まれている。認知症の人に関する研修をそれら既存の研修よりも優先度を高く設定し組み込むことができるのか、という課題がある。

- ・ また、公共交通機関では認知症の人への対応を実践することが難しい。例えば、路線バスに認知症の人が乗車していても、路線バスの運行中にその方に声かけすることは大変難しい。したがって、一旦、終点まで乗車してもらい、その後に声かけ等必要なサポートを実践するのも1つの方法である。
- ・ 一方、金融機関、小売り等は認知症に関する研修を導入することや、実践することについて、必要性の理解が得られれば可能という印象である。

④ 今後の展開

- ・ プログラム開発の今後の予定は以下の通り。
 - 平成 30 年度内に、プログラムの暫定版の策定。
 - 平成 31 年度には企業 30 か所に試行してもらい、課題の抽出、プログラム修正を経て、プログラムを完成させる。また、プログラムを活用することによる、企業側のインセンティブについても検討する。
 - 平成 32 年度には県内全域に普及活動を展開する予定。

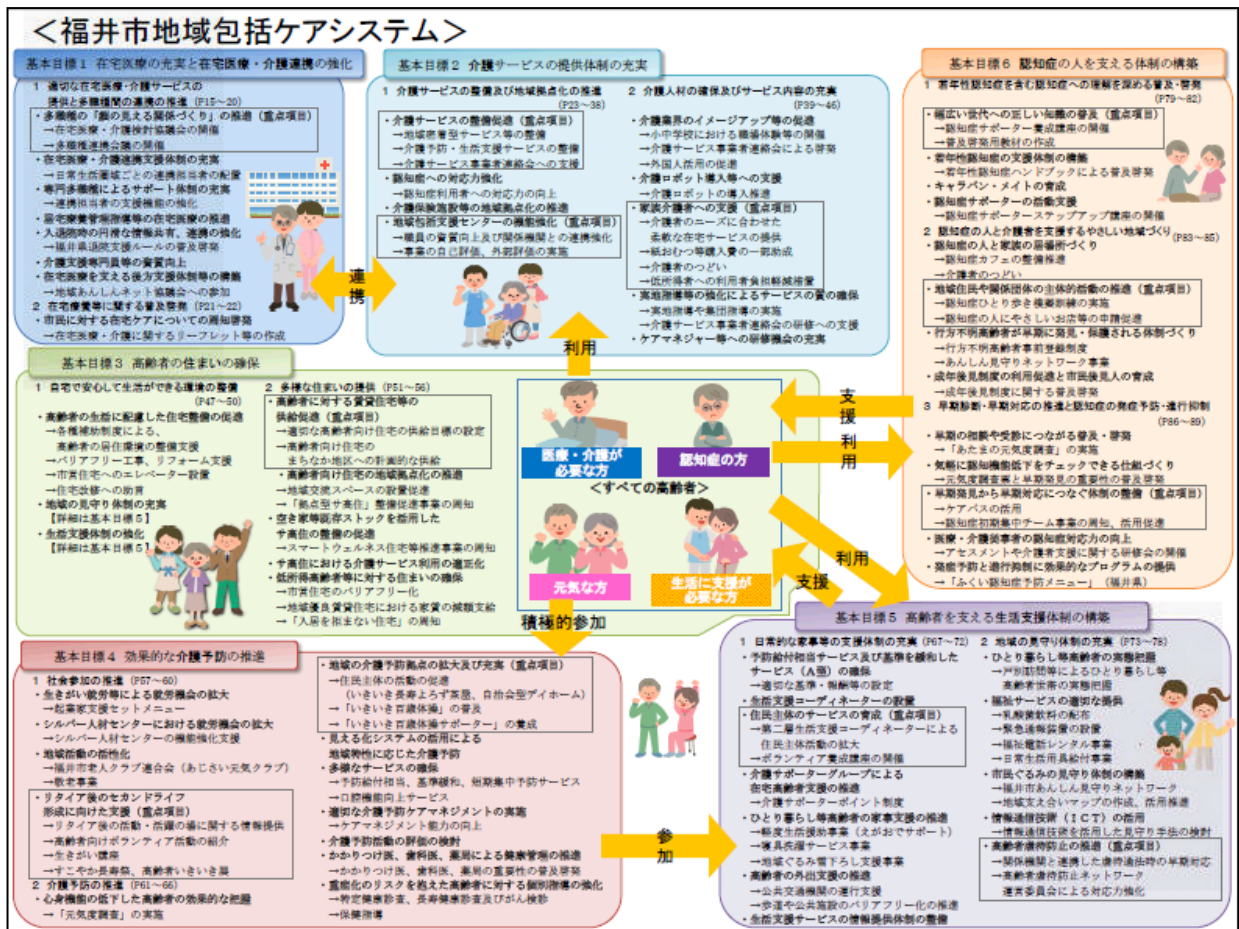
(4) 福井県福井市

- 「あんしん見守りネットワーク事業」では協力団体と協定を結び、徘徊や孤独死を防止する見守り体制を構築。
- 「認知症の人にやさしいお店等認定事業」ではお店や事業者を認定し、ステッカーを配布。認知症の人がこれまで通りにお店に行くことができる環境整備を進めている。

① 認知症施策の全体像と官民連携の取り組みの位置付け

平成 30 年 3 月に「福井市第 8 次老人保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画・高齢者居住安定確保計画(すまいるオアシスプラン 2018)」を発行した。地域包括ケアシステムとして住まい・医療・介護・予防・生活支援の 5 つの柱に加えて、「認知症の人を支える体制の構築」を別建てしているのが特徴である(図表 14)。

図表 14 福井市地域包括ケアシステム



出所:福井市第 8 次老人保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画・高齢者居住安定確保計画(すまいるオアシスプラン 2018)

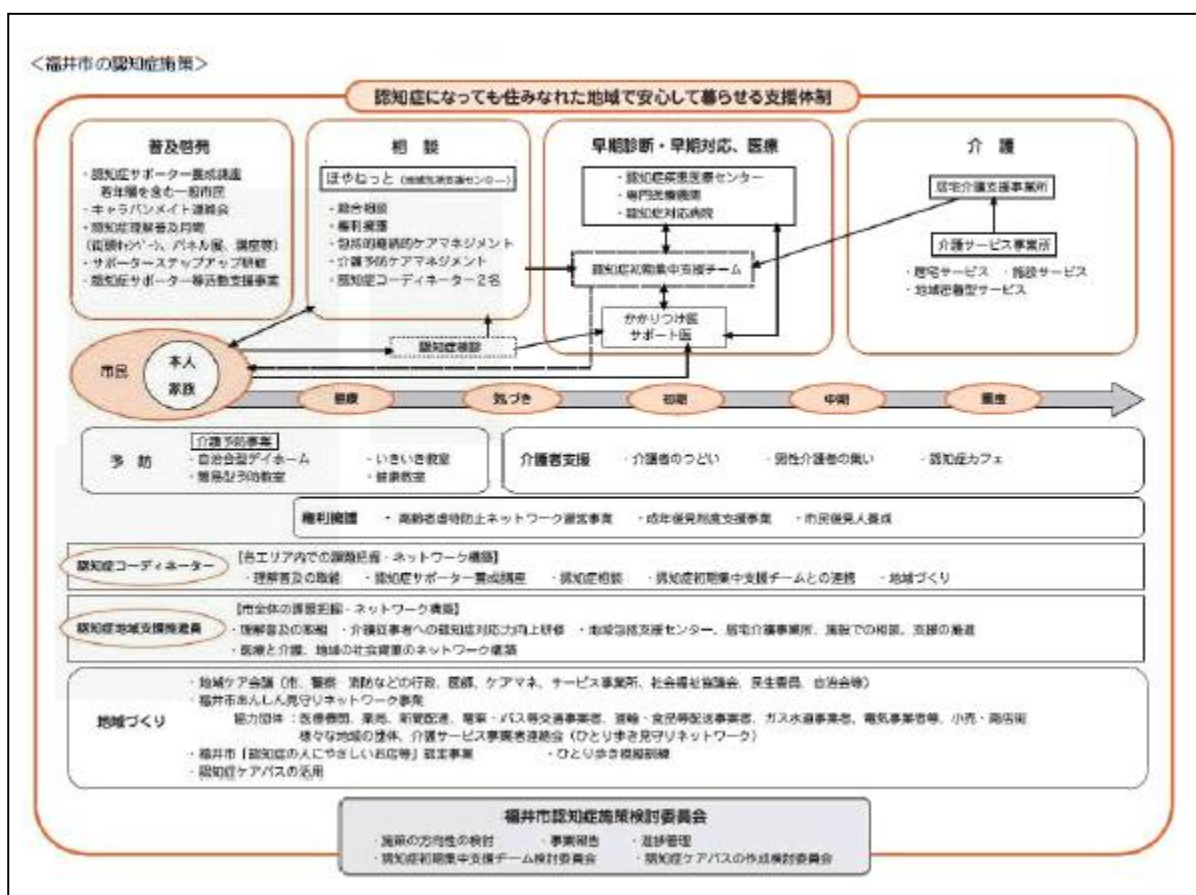
その中では、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせる支援体制として、普及啓発活動、相談、早期診断・早期対応・医療、介護の体制を整えている(図表 15)。

福井市は、地域によって随分と認知症の人の生活も異なる。例えば、街中であればゴミ出しなどのサポートが必要となるが、田んぼや畑が中心の地域では農作業を行うための交通手段の確保が必要となる。地域ごとに、どういった対応を取るべきか検討する必要があるため、包括圏域の課題把握やネットワーク構築を担う認知症コーディネーター、市全体の課題把握やネットワーク構築を担う認知症地域支援推進員をそれぞれ配置している。

また、地域づくりの取り組みとしては、「地域ケア会議」「福井市あんしん見守りネットワーク事業」「福井市認知症の人にやさしいお店等認定事業」「ひとり歩き模擬訓練」「認知症ケアパスの活用」を進めている。

民間企業を巻き込んだ活動としては「福井市あんしん見守りネットワーク事業」「福井市認知症の人にやさしいお店等認定事業」の2事業である。

図表 15 福井市の認知症施策



出所:福井市第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画・高齢者居住安定確保計画
すまいるオアシスプラン 2018)

② 取り組みの背景

福井市あんしん見守りネットワーク事業

「孤独死」や、認知症が原因で行方不明となり、重大な事故に巻き込まれる事案、所在不明となっていた児童が遺体となって発見されるなど、痛ましい報道が相次いでいることを背景に、平成 27 年に発足した。

福井市認知症の人にやさしいお店等認定事業

2012 年オレンジプランにて、認知症の人がいつまでも住みなれた地域で生活して暮らせるまちづくりの推進が掲げられた。2012 年の老人保健福祉計画・介護保険事業計画(オアシスプラン)では、認知症の取り組みとして普及啓発活動(認知症サポーター養成講座)、早期発見(もの忘れ検診の実施)に取り組むことを掲げた。その後オアシスプラン 2015 の策定に向け、新しい取り組みを検討する中で、認知症の人が安心して外出、立ち寄ることができる場所として認定事業を平成 26 年 6 月より開始した。

パン屋さんや喫茶店、スーパーなど、認知症の人がこれまでの生活と同じように、行きたいお店を安心して利用し、いつまでも住みなれた地域で生活し安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的としている。

また、サポーター養成講座の受講者に対してアピールの場を提供することで、それがインセンティブとなり受講者の増加に繋がる効果も期待した。

③ 取り組みの内容

a) 取り組みの内容

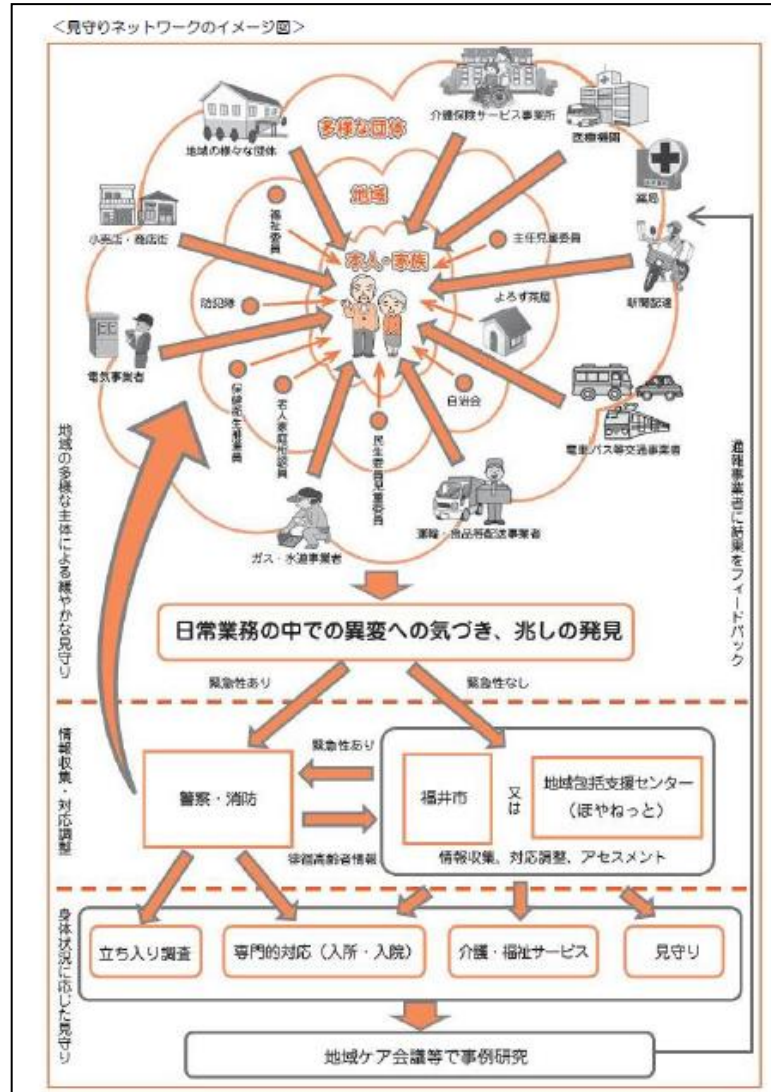
福井市あんしん見守りネットワーク事業

日常的にご家庭を訪問したり、高齢者や子どもと関わることが多い地域団体や民間の協力事業者と連携し、高齢者や子どもを重層的に見守る体制づくりを推進している(図表 16)。対象は認知症に限っているわけではなく、孤独死や認知症等による行方不明、事故、虐待等の発見(＝高齢者や子どもの見守り)を目的とした事業である。

各協力事業者には、異変に気が付いたら、市あるいは「ほやねっと(地域包括支援センター)」に連絡してもらうようにしている。市は連絡を受け取った後、地域包括センターの方に訪問を依頼し、適切な対応に繋げている。

また、事前に警察とも情報提供に関して合意を結んでおり、警察に捜索願いが届けられた場合には、協力団体のネットワークに情報を提供して、捜索に協力していただける体制を整えている。

図表 16 見守りネットワークのイメージ図



出所:福井市第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画・高齢者居住安定確保計画
(すまいるオアシスプラン 2018)

協力団体は、医療機関、薬局、新聞配達、電車・バス等交通事業所、運輸・食品等配達事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者等、小売・商店街、地域の団体、介護サービス事業者連絡会など多岐にわたる。平成30年10月時点の参加団体一覧は下記の通りである(図表17)。

年に1回、協力団体の方々を集めた連絡会を開き、事例紹介や、連絡事項・依頼事項を伝えている。過去には認知症サポーター養成講座を開催したこともある。

図表 17 見守りネットワーク参加団体一覧

(協力事業者)

No.	種別	団体名	No.	種別	団体名	No.	種別	団体名
1	新聞	福井新聞福井会	21	保険・商業	ワタミタクシヨク株式会社	43	交通機関	北陸労働金庫 福井北支店
2		中日新聞・日刊県民福井 福井市ブロック会	22		三和薬品株式会社	44		北陸労働金庫 福井南支店
3		株式会社北陸朝日事業センター	23		明治安田生命保険相互会社福井支社	45	交通機関	株式会社京福バス
4		読売企画開発株式会社 読売センター福井中央	24		三井住友海上あいおい生命保険株式会社	46		株式会社えちぜん鉄道
5		毎日新聞福井販売所	25		(一社) 福井市商店街連合会	47		株式会社福井鉄道
6	郵便・配達	日本郵便株式会社福井中央郵便局	26	(一社) 福井市医師会	48	(一社) 福井県タクシー協会 福井支部		
7		日本郵便株式会社福井南郵便局	27	(一社) 福井第一医師会	49	福井県個人タクシー協同組合		
8		ヤマト運輸株式会社福井主管支店	28	(一社) 丹生郡医師会	50	福北個人タクシー協同組合		
9		佐川急便株式会社福井営業所	29	(一社) 福井市歯科医師会	51	コンビニ	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	
10	ライフライン	北陸電力株式会社福井支店	30	医療・介護	福井市薬剤師会	52	不動産管理	株式会社住みかえ情報館
11		株式会社ジエネット	31		福井市介護サービス事業者連絡会	53		森川不動産株式会社
12		(一社) 福井県LPガス協会	32	金融機関	株式会社福井銀行	54	美容業	福井地区美容師会
13		福井ヤクルト販売株式会社	33		株式会社福井銀行	55	石油業	福井県理容業協同組合 福井支部
14	宅配	福井県民生活協同組合	34		株式会社北陸銀行	56		福井県石油業協同組合 福井支部
15		福井県厚生農業協同組合連合会	35		株式会社北陸銀行 福井支店	57	移動販売業	株式会社ヤスサキ (とくし丸)
16		福井市農業協同組合	36		株式会社みずほ銀行 福井支店	58	ポスティング業	有限会社キャストランスポート
17		福井市南部農業協同組合	37		株式会社三井住友銀行 福井支店			
18		越前丹生農業協同組合	38		福井信用金庫			
19		株式会社そごう・西武 西武福井店	39		越前信用金庫 福井支店			
20		宅配クック1-2-3 福井・鯖江	40		越前信用金庫 二の宮支店			
21		ワタミタクシヨク株式会社	41		越前信用金庫 美山支店			
22		三和薬品株式会社	42	北陸労働金庫 福井支店				

(地域団体)

No.	団体名
1	福井市民生児童委員協議会連合会
2	福井市自治会連合会
3	福井市公民館連絡協議会
4	福井市防犯隊
5	福井市交通指導員会
6	福井市社会福祉協議会
7	福井市地区社協連絡協議会
8	福井市老人クラブ連合会
9	福井市保健衛生推進員会
10	福井市赤十字奉仕団

出所:福井市 HP

福井市認知症の人にやさしいお店等認定事業

一定基準を満たした事業所、団体を認知症の人にやさしいお店等に認定し、認定されたお店等にポスター(平成26年度)あるいは、ステッカー(平成27年度以降)を配布する取り組みである(図表18)。

図表 18 認知症の人にやさしいお店等に配布されるステッカー



出所:福井市 HP

本取り組みは「認知症の人にやさしいお店(店舗、事業所、団体等)」と「認知症にやさしいまちづくり協力事業所(介護サービス事業所、医療機関等)」の認定事業に分かれている。それぞれの認定要件は下記の通りである(図表 19)。

図表 19 認知症の人にやさしいお店等事業の認定要件

区分名	対象	認定要件
認知症の人にやさしいお店	企業、団体等	「認知症サポーター」である従業員が半数以上在籍していること
認知症にやさしいまちづくり協力事業所	介護サービス事業所、医療機関	「キャラバン・メイト」である従業員が1名以上在籍していること

出所: 福井市 HP

認知症の人にやさしいお店は平成 26 年 6 月から開始したが、1 号店は市内の介護サービス事業所、次いで薬局、介護保険の枠組み内で実施している宅配事業者、認知症向けのサービスを取り扱っている生命保険、生活協同組合連合会等が申請し、8 月 1 日時点で 8 店舗が認定を取得した。普及広報としては、6 月に市政広報、HP 掲載を行う他、企業等向けの認知症サポーター養成講座の際には紹介を行った。商工会議所への周知も実施したが反応は薄かった。

「認知症の人にやさしいお店」として認定を受けた事業所の中に専門性が高い事業所が多く含まれていることに鑑みて、認知症にやさしいお店としての認定ではなく、情報発信の役割を担っていただくべく、平成 27 年 10 月に新たに「認知症にやさしいまちづくり協力事業所」を設定した。

b) 取り組みの効果

福井市あんしん見守りネットワーク事業

平成 27 年に発足し、現在 68 社と協定を結んでいる。企業からは、例えば普段自宅にいる老婦人が今日は全く出てこない、新聞受けに郵便物が溜まっている、などの異変を感じて連絡をいただくケースがある。実績としては 1 年間で約 10 件程度の問合せがあり、追跡調査を行うと、入院や娘の家への外出などによって不在となっているだけのケースであることも多いが、実際に自宅で倒れていたケースもあり、早期に発見することができた。

福井市認知症の人にやさしいお店等認定事業

現在 109 件が認定されており、各店舗にはステッカーを活用して PR をしていただいている(図表 20)。

図表 20 福井駅構内のショッピングセンター「プリズム福井」に出店している認定事業者の様子



出所: 日本総研撮影

普及活動には注力している。平成 27 年度には認知症理解普及月間を通して、お店の紹介パネルを展示、平成 28、29 年度には各地域 7 箇所での認知症サポーター養成講座の開催、平成 30 年度には公益社団法人認知症の人と家族の会による全国研究集会の開催に合わせて、認知症サポーター養成講座を企画する他、認知症サポーター養成講座の受講の証として、従業員の半数以上の受講が困難なお店に対してのロバマスコットの贈呈も実施した。

④ 取り組みを進める上での課題

福井市あんしん見守りネットワーク事業

協力団体に対するメリットが設計できていないため、企業によって取り組みに温度差が生じてしまっていることが課題である。医療機関や薬局等の医療関係者、新聞配達、郵便・宅配、ガス事業者、水道事業者等の日常的に自宅を訪問する事業者は本事業への関心が高いが、一方で、電車・バス等交通事業所等の事業者は、日常で利用者の異変に気が付く機会が少なく、関心が低い傾向にある。

また、年 1 回、協力団体向けに連絡会を開催しているが、年々参加率が下がっており、今後、

内容を見直したいと考えている。

福井市認知症の人にやさしいお店等認定事業

i. 認定事業所数の伸び悩み

普及活動を実施しているものの、認知症等にそもそも関心が高い事業所からの申請が多く、地元の中小企業などを巻き込めていない。出張にて認知症サポーター養成講座を実施する旨を伝えても就業時間内の時間確保が難しく断られるケースも多い。

ii. 認定事業所の対応力強化が不十分

認定を取得しても実際の対応力向上に繋がっていないか分からないという課題があげられる。平成 30 年 7 月に認定事業者に対してアンケートによる実態調査を実施した。認定事業所のメリットとしては、認知症への理解の深まりと、企業のイメージ向上が挙げられたが、対応力向上に寄与している事例はほとんど見られなかった。認知症の人がお店に足を運んでもその方が認知症と判断ができなければ対応が難しいケースも多いため、対応の仕方については今後、企業の方々とともに検討する必要があると感じている。

iii. 市民の認知度の低さ

また、市民への周知が十分ではなく、実際に認知症の人が認識し、活用できているかどうか分からない点も課題である。

⑤ 今後の展望

福井市あんしん見守りネットワーク事業

協定を既に締結している企業の関心度を引き上げ、ネットワークを強化していきたい。対応力強化に繋がるよう、見守り手帳を各社に配布している。また、連絡会を通して、多くの学びを得ていただけるよう工夫をしていきたい。これまで、子どもの虐待、認知症、高齢者への対応など様々なテーマについて実施してきたが、今回は原点に戻り、「見守り」について、グループワークも交えながら考えていただく会にする予定である。

また、今後はコンビニ等の 24 時間営業している小売事業所にも働きかけ、協力団体に参加いただけるようにしたい。

福井市認知症の人にやさしいお店等認定事業

i. 認定事業所数の増加に向けた働きかけ強化

近年は、認知症の人も増え、各企業が接する機会が増えたためか、少しずつ関心が高まっているように思われる。今後の取り組みとしては、認知症の人や家族が気軽に立ち寄ることができるよう、認定事業所を拡大していくことが挙げられる。具体的には、金融機関やスーパーマーケット、飲食店、宿泊業などへ申請の働きかけを行いたい。

ii. 認定事業所における対応力の強化

また、業種によって認知症の人への対応場面に違いがあるため、業種別に講座を開催し、好事例を共有するとともに、理解を深めていきたい。特に認知症の人の課題として金銭管理が挙げられる。地域ケア会議でも検討をしているが、金融機関での認知症の理解を深め、適切な対応と成年後見制度等の情報提供をしていきたい。

事業所によっては、地域貢献の 1 つとして広報誌の発行や、認知症サポーター養成講座の開催、介護や認知症の相談の場となる取り組みを積極的に実施しているところもあり、好事例として発信していくことで、取り組みの拡大を図りたい。

iii. 市民への周知の強化

市民への周知を強化していきたい。見守り事業と合わせてマップを作成し、広く周知できるよう HP 等への掲載を検討している。見守りネットワークの協力事業所や、認知症の人にやさしいお店等の認定事業所が市内の至るところにあることで、認知症の人が安心して暮らせるまちをつくっていきたい。また、介護サービス事業所に対しては、その専門性を活かした介護や認知症に関する地域住民への情報発信を呼びかけていきたい。

(5) 青森県むつ市

- 一般の事業所(事業所、施設、店舗)や団体(NPO、町内会、学校のサークルなど)にも認知症サポーターとして見守りの輪を広げる取り組みとして認知症サポート事業所認定制度、認知症サポート団体認定制度を実施し、認定を受けた事業所には、事業者や従業員向けの金利優遇制度を導入した。

■「むつ市認知症サポート事業所認定制度」、「むつ市認知症サポート団体認定制度」について

① 取り組みの概要

- ・ 認知症の人を地域で見守る取り組みの一環と位置づけている。民生委員や介護事業所だけでなく、地域の一般の事業所(事業所、施設、店舗)や団体(ボランティア団体、NPO、町内会、学校のサークルなど)にも見守りの役割を担ってもらうもの。認知症サポーターが従業員・団体メンバーの半数以上いる事業所・団体を対象とする。
- ・ 現状、28 事業所(平成 31 年 3 月 31 日現在)と 10 団体(平成 31 年 3 月 31 日現在)が認定されている。認定された事業所・団体には以下の特典がある。
 - 事業所・団体名や取り組み内容を市 HP で紹介
 - 認定証及びステッカーが交付され、認定されたことを PR できる。
 - エーザイ株式会社が発行する認知症の理解促進を図るためのパンフレット等を提供
 - [事業所のみ]みちのく銀行との協定により、事業者や従業員向けの金利優遇制度を利用可能
- ・ 認定事業所・団体を効率よくアピールし、ひいては市民の認知症への理解を深めるためのパンフレットの提供や事業所の受付に置きやすいステッカーなどを考案している。(一部、事業所からのアイデアも取り入れている。)

② 導入の経緯

- ・ 平成 27 年度から地域で高齢者を見守る仕組み“むつ市高齢者等見守りネットワーク事業”に取り組んでいたが、この事業の他にも市内の見守り体制を強化する意図があった。
- ・ ネットワークに協定を結んで参加する事業者は 90 である。(平成 31 年 2 月 22 日現在)
- ・ むつ市とみちのく銀行が協定を結んだ背景には、以前から市内の問題に官民で知恵を出し合って取り組んできた実績があった。(例：“まちゼミ”(市内の会社・店舗の職員が講師となり、プロのコツや専門知識・お楽しみを無料で教えてくれる少人数制のミニ講座)に市、みちのく銀行が協力して講座を設置)
- ・ みちのく銀行としても、市民への PR や CSR 活動の一環としての位置づけもあると思われる。
- ・ なお、地方創生の観点から市は市内の全ての金融機関と包括協定を結んでおりさまざまな分野で協力関係にある。認知症分野はみちのく銀行だったが、健康づくり分野は他の金融機関と協力している。また、金融機関と市職員では出向者の交換も実施している。

- ・ 市としては、市の将来を担う人材として学生(特に高校生)に注目しており学生時代から認知症に理解を深める取り組みを応援したいと考えている。学生が理解を深めるために認知症サポーター養成講座の受講を勧めるだけでなく、市として学生の主体的な活動を認めることが必要と考えている。制度上、サポート団体の認定は小学生から可能である。
- ・ 最近のトピックとして、市内の田名部高校 JRC 部が平成 31 年 2 月 4 日に認知症サポート団体の認定を受けた。

図表 21 認知症サポート事業所・団体 PR パンフレット



出所:むつ市福祉部高齢者福祉課提供資料

■「むつ市認知症 SOS ネットワーク(おかえりネット)における位置情報共有サービス」について

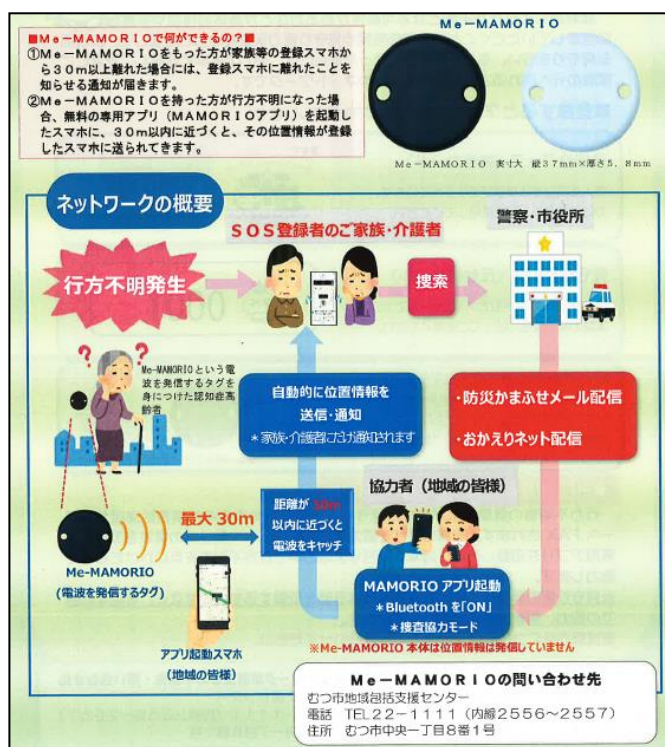
① 取り組みの概要

- ・ おかえりネットは、ネットワーク登録者が行方不明となった際に関係機関(警察や地域包括支援センター)や見守り協力事業者に行方不明者の顔写真や服装を FAX 等で情報提供し、行方不明者の捜索に協力してもらうもの。登録者は 15 名。(平成 31 年 3 月 31 日現在)
- ・ この仕組みに加え、希望者に Me-MAMORIO(ミマモリオ)を配布し位置情報を共有するサービスを平成 30 年 12 月よりスタートさせた。運用は以下のとおり。
 - おかえりネット登録者のうち、希望する方に電波を発信するタグ(Me-MAMORIO ミマ

モリオ)を身に付けてもらい、実際に行方不明になった際に位置情報を把握できるもの。5人が使用中である。(平成31年3月31日現在)

- ▶ スマートフォンにインストールした MAMORIO(マモリオ)アプリを起動すると、付近約30m以内に存在する Me-MAMORIO の電波をキャッチして位置情報を送信・通知できる。(家族・介護者だけに通知)したがって、MAMORIO アプリをインストールした端末が増えれば行方不明者を発見する確率が高くなる。
- ▶ Me-MAMORIO は市より無料貸与される。(貸与料 4,500 円を市が負担)また、MAMORIO アプリのインストール費用は無料
- ・ Me-MAMORIO の導入費用は、他社見守りの製品(GPS を利用)よりも安価であるため市としても導入しやすい。市民がアプリを導入するだけで行方不明者の捜索に協力できる仕組みであり、当事者意識を醸成することが期待できる点を評価している。

図表 22 むつ市 SOS ネットワークの概要(抜粋)



出所:むつ市福祉部高齢者福祉課提供資料を元に日本総研作成

② 導入の経緯

- ・ 平成29年度にエーザイと結んだ協定(認知症とともに生きる地域づくりに関する連携協定)に基づきいくつかの提案を受けた。
- ・ その中で、効果が期待でき、実効性が高いものとして採用した。また、市長が掲げるコンセプト「やさしさでつながるまち」にも合致している点も評価された。
- ・ Me-MAMORIO は広島、北陸等で導入実績があるが、東北ではむつ市が初である。

③ 今後の取り組みに関する構想、目指す姿について

- ・ 当市は、ヒト、モノが潤沢ではないことから、今ある資源を如何に活用するか、ヒトであれば如何に意味のある取り組みに参加してもらうか、という観点で知恵を出し合っていきたい。
- ・ 「むつ市認知症サポート事業所認定制度」、「むつ市認知症サポート団体認定制度」については、地域住民が認知症への理解を深める観点から引き続き認定事業者、認定団体の増加を目指す。なお、事業者や従業員向けの金利優遇制度については、現在のところ申し込みは無いと聞いているが、行政が事業所を応援していることが重要と認識している。
- ・ 「Me-MAMORIO」を活用した見守りネットワーク作りについては以下の展開を想定している。
 - Me-MAMORIOを使用した徘徊模擬訓練を実施。(平成 30 年度はご家族、警察、見守り事業者、町内会、地域包括支援センターが参加したものを実施、平成 31 年度も、高校生を交えて訓練を想定)
※警察にとっても、行方不明者の初動捜査で、行方不明者がどちらの方角に向かったかを把握するだけで助かる、とのこと。
 - 市では将来認知症と診断される可能性がある市民を 2,800 人と推定しており、おかえりネット登録者 15 名、Me-MAMORIO の利用者 6 名は非常に少ないと考えている。当人、家族が“まだ大丈夫”、“恥ずかしい”と感じて登録を躊躇している。今後、認知症への理解が深まるにつれ、登録者数が増えることを期待している。
- ・ 事業の評価に用いる KPI については悩ましい。例えばむつ市内における MAMORIO のインストール件数推移等を見ることができたら面白いが、パッケージ化された製品・サービスを使用しているため把握が難しい。

(6) 大阪府大阪市

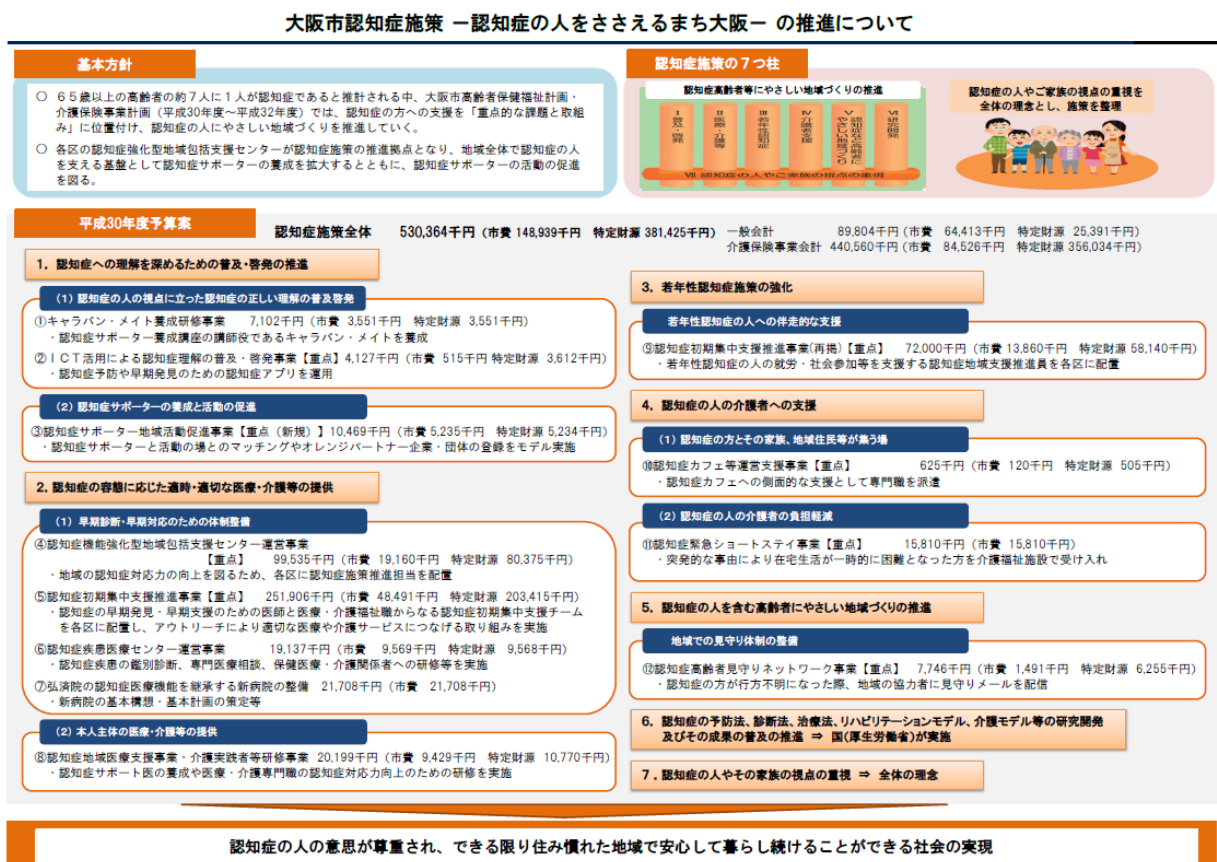
- 「認知症になっても自分らしく地域で暮らし続けられるため」に、身近なサービスを提供する企業とともに「認知症にやさしい」サービスのあり方を検討。
- 企業憲章(行動指針)の策定に加え、「認知症になっても以前と変わらない生活をおくれるようするためのサービス」の開発を目指す。

① 認知症施策の全体像と官民連携の取り組みの位置付け

a) 大阪市における認知症施策

大阪市では、国の平成 30 年度版の新オレンジプランにも位置付けられている認知症サポーターの活動として取り組んでいる。この取り組みは、本市の介護保険事業計画や高齢者計画にも、「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」として位置付けられている。また、市としては、平成 30 年2月に「認知症の人をささえるまち大阪宣言」を行い、その中で「認知症サポーターの養成と活動の促進」として位置づけており、この取り組みは、それを具現化する方法ともなっている。

図表 23 大阪市認知症施策—認知症の人をささえる大阪—の推進について



出所:大阪市 HP「認知症の人をささえるまち大阪宣言を行いました」より抜粋

b) オレンジパートナー制度

オレンジパートナー制度とは、認知症の人にやさしい取り組みを実施する企業・団体等を登録し、それらの取り組みを発信していくことで、認知症の人が安心して生活できるまちづくりを目指したものである。登録した企業・団体等については、企業向けのハンドブックの配布、「オレンジパートナーステッカー」の配布、ホームページでの紹介、そして大阪市内で提供しているスマートフォン用の認知症ナビアプリがあり、その中の認知症支援マップに登録企業としてピンが立つようになっている。

現在は、北区、福島区、住吉区の3区の企業・団体等を対象として実施している。ただ、他の区にも支店等がある場合には、そちらも登録していくことにしている。そのため、申請や登録事務は、その3区の地域包括支援センターにて実施している。同センターでは、認知症サポーター地域活動促進事業の事務局、キャラバン・メイトの業務を受けており、過去に受講した企業に声掛けをしている。

②取り組みの背景

本市で実施した高齢者実態調査の結果より、認知症にかかる介護負担が高いことが明らかとなった。大阪市は、都市部なので互助が難しいと考えて、このような制度を創設した。その趣旨としては、認知症への理解や支援などの活動に頑張っている企業を公表することで、その活動をサポートしようとするものである。特に、企業側から、このような取り組みを実施してほしいとのニーズはなく、あくまで行政側の判断として実施した。先進事例としては、札幌市や鹿児島市などの取り組みを文献調査と電話ヒアリングを通じて研究した。先行事例の中には、しっかりとした研修など条件が厳しく、登録数が少ない事例もあったが、本市では条件を緩和し、ハードルを下げている。それを補完するために、企業向けのハンドブックを作成し配布している。

③官民連携の取り組みの内容 オレンジパートナー制度の創設

a) 計画概要

平成29年度に、次年度予算を策定する中で検討をした上で予算化し、平成30年度から実施している。登録を開始したのは、平成30年の夏以降である。

b) 参加企業

登録企業としては、金融機関、商店、医療関連機関など生活にかかるところが多い。この他、清掃会社からの登録もある。ビル内などで認知症の人と接触する可能性はあるためである。

また、登録している企業・団体等は、以前から認知症パートナーに取り組んでいるところが多い。主な取り組み内容としては、認知症への理解を持って対応ができるように取り組んでいること、認知症のことを広く正しく理解してもらおう活動を行っていること、認知症への相談対応などを行っていることなどである。

図表 24 大阪市オレンジパートナーズ制度登録企業・団体等一覧(平成 31 年 2 月 20 日時点)

行政区	企業・団体名
大阪市北区	池田泉州 TT 証券株式会社 林英樹司法書士事務所 三井住友信託銀行 梅田支店 阪急梅田支店 吉川酒店 司法書士事務所 ともえみ たけまさ鍼灸院 梅田血管外科クリニック 小原整体鍼灸院 富国生命保険相互会社 大阪北支社 第一生命保険株式会社 大阪北支社
大阪市福島区	東京・日本交通株式会社 さくらタクシー株式会社 株式会社きょうりつ (まちの電気屋きょうりつ) イトウ薬局 森田法務行政書士事務所 株式会社クジャク・クジャク堂薬局 特定非営利活動法人 暮らしと法務よろず相談所 聖天薬局 赤木薬局 株式会社 EARNEST ころろ薬局 みずほ銀行 西野田支店
大阪市住吉区	太陽生命保険株式会社 大阪南支社 日本郵便(株)住吉万代東郵便局 日本郵便(株)住吉苅田郵便局 日本郵便(株)住吉我孫子東郵便局 日本郵便(株)住吉沢之町郵便局 日本郵便(株)住吉遠里小野郵便局 日本郵便(株)住吉千躰郵便局 日本郵便(株)住吉山之内郵便局 日本郵便(株)住吉帝塚山郵便局 日本郵便(株)住吉大社前郵便局 日本郵便(株)住吉東粉浜郵便局 日本郵便(株)住吉町郵便局 日本郵便(株)住吉長居東郵便局 日本郵便(株)住吉長居西郵便局 日本郵便(株)住吉山之内三郵便局 アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社 青葉堂薬局 我孫子店 さくら薬局 大阪長居西店 成友薬局

出典:大阪市ホームページより抜粋

c) 具体的な活動

平成 30 年度よりスタートしたばかりの事業であり、ホームページに掲載したり、これまで交流のある企業に声を掛けたりすることにより、この制度の周知を図っている。

④ 取り組みを進める上での課題

認知症保険の販売など、本業で実施しているところは除いている。クリニックや鍼灸は、登録すべきかどうか少し迷ったが、普通に診療するだけでなく、受付や行き来の手伝いなど、特別なことに取り組んでいれば、登録対象となると解釈している。医師の認知症研修はあるが、コメディカルや受付での認知症の訓練はあまりないため、医療機関でも認知症と聞いただけで嫌がる場所もあるためである。

取り組みは、まだ始まったところであるため、明らかな課題は見えていない。そのため、年度末に、パートナーに問い合わせ状況などについてアンケート調査を行う。これを今後の取り組みに活かして行きたい。

⑤ 今後の展望

恐らく今は、抽象的なイメージで登録していただいているが、企業がより具体的な取り組みを行うことが広がってほしい。

オレンジパートナーと認知症サポーターの協働ができればと考えている。

今後登録要件として、認知症の人を雇用している企業なども含めるように検討したい。その理由は、認知症の人が社会の中で役割をもって生きていただきたいと考えるためである。平成31年度から拠点づくりをして、そこを中心とした「いきいきとしたまちづくり」を行うことを市として掲げている。そして大きな広がりとして、登録企業から認知症の人への役割や社会参加を求め、示せるようになればと考えている。

(7) 愛知県豊明市

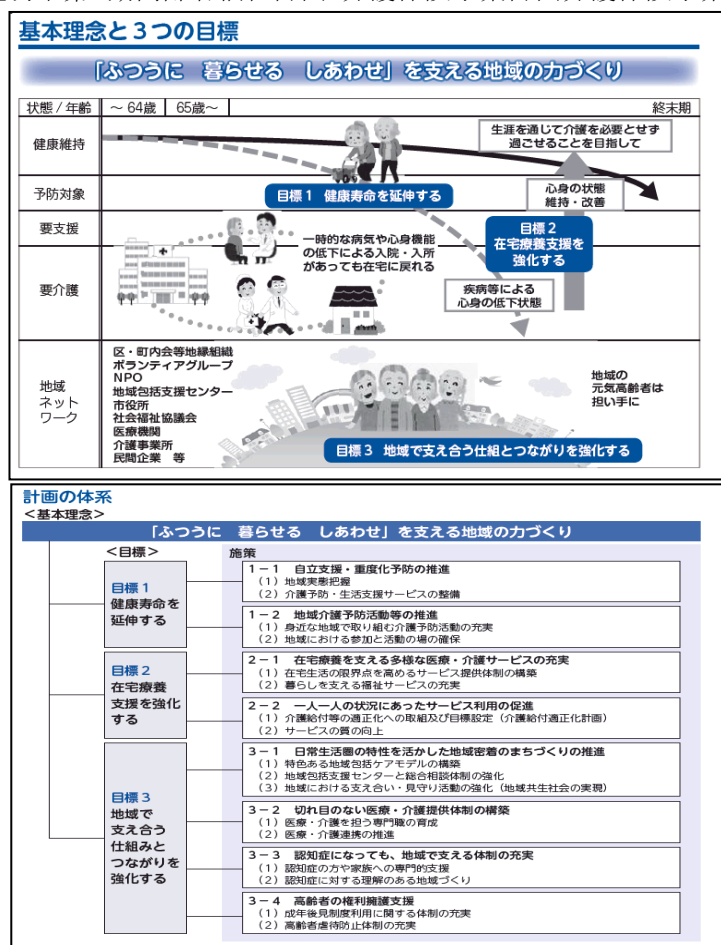
- 自治体として取り組むにあたり、まずはステークホルダー間での認知症施策における認識の相違をなくすことが重要と考えた。
- 医療系・福祉系の専門職（包括職員、認知症初期集中支援チーム、医療ソーシャルワーカー、大学病院の医療ソーシャルワーカー）を交えた会議を実施し、市として認知症の人への初期サポートの在り方を検討。
- 認知症初期の人への日常生活面でのサポートの重要性を再認識。

① 認知症施策の全体像と官民連携の取り組みの位置付け

a) 豊明市における認知症施策の位置づけ

平成30年3月に発行された豊明市における第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画介護保険事業計画では、「健康寿命の延伸」「在宅療養支援の強化」「地域で支え合う仕組みとつながりの強化」を目標に掲げており、認知症施策である「認知症になっても、地域で支える体制の充実」は3つ目の目標に位置づけられている(図表 25)。

図表 25 豊明市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画介護保険事業計画(抜粋)

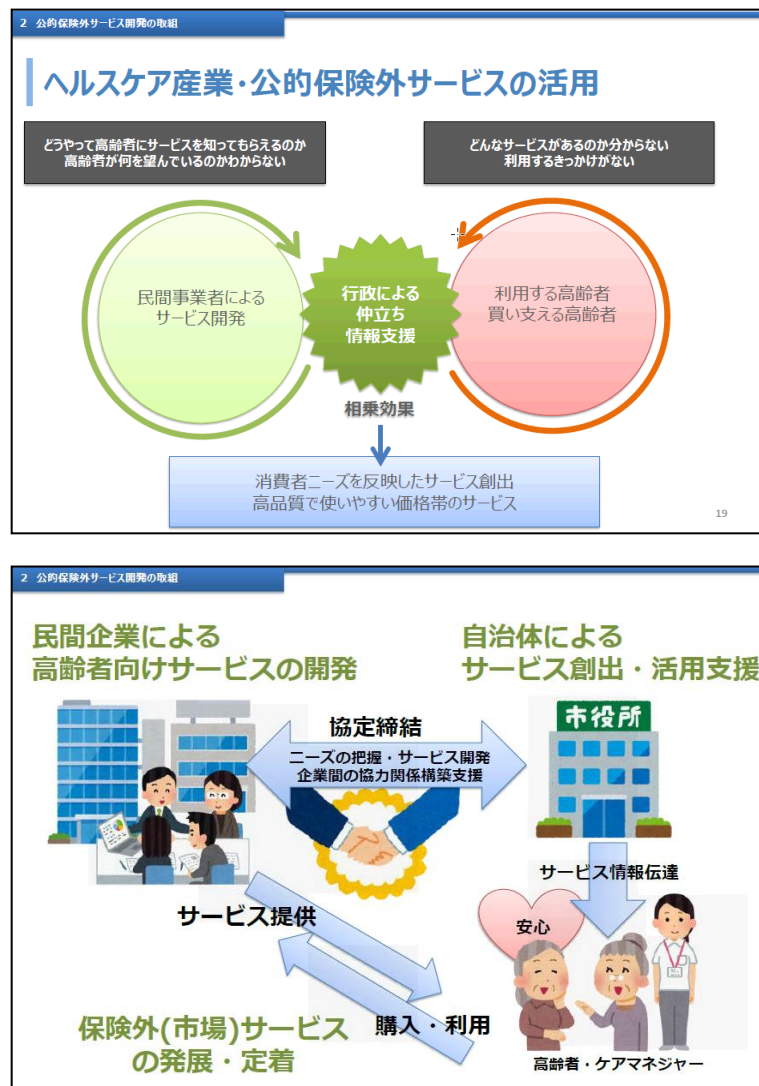


出所:豊明市 HP

b) 豊明市における官民連携事業

豊明市では「日常生活圏の特性を活かした地域密着のまちづくりの推進」として官民連携事業を進めている。サービスを開発する民間事業者と、サービスを利用する高齢者の間に立ち、情報支援をすることで、企業側にはサービス開発、サービス利用促進の支援をし、高齢者側には民間企業の資源を有効活用した質の高いサービスの提供を行うことが可能となる(図表 26)。

図表 26 ヘルスケア産業における公的保険外サービスの活用イメージ



出所: 豊明市「自立支援ケアマネジメントから生まれた公的保険外サービスの創出・活用促進」

これまでに公的保険外サービス創出・促進に関する協定締結を結んだ企業は下記の 14 社(図表 27)である。

図表 27 公的保険外サービス創出・促進に関する協定締結を実施した事業者一覧

事業者名	サービス
アイエムメディカル株式会社 FITNESSPARK5	フィットネス・健康講座
生活協同組合コープあいち	購入品無料配送
株式会社コパン コパンスイミングスクール豊明	介護予防教室
株式会社 KOMOKA ダスキンホームインステッド三河安城ステーション	生活支援・家事援助
株式会社だるま Curves 前後駅前店	フィットネス・健康講座
株式会社東海第一興商 カラオケクラブ DAM	介護予防教室
株式会社ナカシロ 楽の湯みどり店	無料送迎バスによる外出支援・入浴・健康づくり
株式会社中西	お片づけ・生活支援
森永乳業株式会社 中部支社東海支店	健康教室
株式会社スギ薬局	簡単お掃除、高齢者雇用
株式会社コナミススポーツクラブ	シニア向けプログラム「oyz」
株式会社宮地楽器	YAMAHA 青春ポップス
アイシン精機株式会社	オンデマンド型送迎サービス
中外製薬株式会社	フレイル対策

出所：豊明市資料「自立支援ケアマネジメントから生まれた公的保険外サービスの創出・活用促進」

②取り組みの背景

a) これまでの認知症施策

平成 27 年から認知症施策が打ち出されたことを機に、豊明市でも認知症サポーター養成講座や、キャラバン・メイトの養成を中心に取り組みを開始した。サポーター養成講座については開催依頼も多く、これまで学校、大学、医療機関、介護事業所、町内会、企業などで実施し、また、キャラバン・メイトによるイベント(ミーティング等)も月に 2 回開催した。また、その他の普及広報活動として、昨年度は若年性認知症のフォーラムを、今年度は市民向けのサポーター養成講座、サポーターへのフォローアップ講座、キャラバン・メイト養成研修、認知症カフェのフォーラムを実施した。認知症カフェでは、ホールにて 150 人規模での認知症カフェを開催し、当事者の方を呼んで歌を歌うなどの音楽活動を交え、大盛況であった。

b) これまでの認知症施策における課題

これまでの積極的な啓発活動により市民の関心が高まった一方で、必要以上に認知症への恐怖が肥大化する懸念があった。また、認知症の症状、対応の仕方を理解が深まったことで、ややもすると認知症の人を早期に発見して、地域から排除しようとする動きに繋がっているように感じられた。実際、民生委員を通じ地域包括に入る相談・通報の数は増加し、ソーシャルワーカーの視点から見るとまだ地域の人のサポートの下で十分暮らせるケースであっても、地域の人からは早く施設に入れた方が良いのではないかと、心配の声が上がるケースが散見された。

周知・啓発活動自体はある程度までできてきたと思うが、実際に認知症当事者の支援に繋が

っているのだろうか、という疑問が生まれた。

c) 認知症施策のあるべき姿

現状の施策では、認知症の早期発見・早期治療が重要視されているが、医療関係者によれば、認知症の人を支えるものは、9割がソーシャル的要素、1割が医療的要素であるという。市では様々な専門職の方の意見を踏まえ、早期に診断すること以上に、生活の中で穏やかに暮らすことが重要ではないか、という考えに至った。これは総合事業の考え方にも通じる部分がある。そのために必要な支援や、自治体としてすべき内容を検討する必要がある。

今後の認知症施策では、初期認知症の人の暮らしに寄り添い、ちょっとしたお困りごとを解決し、これまで通りの生活が送れるようにサポートをするような施策に転換していきたいと考えている。初期認知症の人は、自身の変化に不安や戸惑いを感じ、例えば、コミュニティの中で失敗することを恐れたり、話がかみ合わなくなることへの不安を感じることで、地域への社会参加を中断してしまうことがある。本人の戸惑いや不安に寄り添って、地域の中でその人の暮らし・日常を支えることこそ、初期集中支援チームの在るべき姿ではないかと考えている。

③ 取り組みの内容

認知症施策に関するミーティングを年明けより開始した。包括職員、認知症初期集中支援チーム、医療ソーシャルワーカー、大学病院の医療ソーシャルワーカーを交えて3回ほどミーティングを実施した。ミーティングを通して医療職と福祉職の間での認識の相違に気が付くことができた。例えば、早期発見・早期治療の在り方に対する認識の相違が挙げられる。福祉職の方は医療介入への期待が大きいのに対し、医療職の方は、治療以上に地域でのつながりやサポートが重要であると考えていた。また、認知症の人の状態についても、福祉職の方は中等度以上のイメージをしているのに対し、医療職の方は初期段階のイメージをしていた。これらの認識を摺りあわせながら、初期の認知症の人にとって必要なサポートについて、共通認識を持つための議論を重ねた。

④ 取り組みを進める上での課題

今後、認知症初期集中支援チームの役割を見直すにあたっては、初期の認知症の人のアセスメントや地域での生活継続のための工夫の方法について、一定の知見を蓄積する必要がある。

その人ごとに症状が異なるため、その人が日々何に困っていて、どういったサポートがあればできるのか、初期集中支援チームがその人の行動に密着して、専門家の目でアセスメントを行う必要がある。

⑤ 今後の展望

今後は、認知症の人の暮らしのデータ、暮らしを支えるために必要な工夫のノウハウを蓄積し

データベース化していきたい。まずは何に困っているのか本人から聴取する場が必要である。例えば認知症カフェなどで当時者同士に悩みを共有してもらい、同時にその様子をそっと覗くことにより専門職が知見を得ることができれば良いのではないか。

どのような悩みごとがあり、どのような工夫が必要か把握できれば、その情報を民間企業へ展開していくことが可能となる。民間企業には初期の認知症の人が不自由なく使用できる製品・サービス、認知機能低下を補う機能を付した製品・サービスの開発を期待している。

また、保険外サービスを提供している事業者に対しては、今後も高齢者が継続して参加できる仕組みを考えてもらいたい。認知症になる前から通い、認知機能が低下してもなお通える場であり続けることが望ましい。

認知症の初期段階に注力して支援を進めているため、他の自治体でよく取り組まれているような認知症の症状が進んだ方への対応、例えば徘徊や見守りについてはあまり対象としていない。中等度以上の認知症については、家族支援という文脈で扱う可能性がある。

(8) 東京都町田市

- 図書館・地元の書店と連携し、当事者のエッセイ等のブース、棚を設けることで、認知症の診断を受けた方の情報収集の環境を整えた（認知症にやさしいブックフェア「D-books」）。
- 認知症にまつわる体験談の共有や発信、社会貢献ができる場として認知症カフェ「D カフェ」を開催。市内のスターバックス コーヒー ジャパン(株)の全 8 店舗のほか、21 箇所で開催中。
- 認知症にやさしい取り組みをしている企業、医療福祉関係者、地域団体など、それぞれの分野で先進的に取り組んでいる方々が一堂に会し、実践している取り組みを紹介するとともに、認知症当事者とともこれからのあり方を議論する市民向け普及啓発イベント「まち

① 認知症施策の全体像と官民連携の取り組みの位置付け

第 7 期町田市介護保険事業計画の中で、基本施策の 1 つに「認知症の人にやさしい地域づくりの推進」を掲げており、その中に取り組みの柱として「認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進」、「認知症早期対応・受診の支援の充実」を立てている。

「認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進」は重点施策として定められており、3 つの取り組みが含まれている。その中に居場所づくりの普及としてまちだ D サミットの開催や、認知症カフェ「D カフェ」、認知症にやさしいブックフェア「D-books」が位置づけられている。

図表 28 町田市の新たな認知症施策(第 7 期介護保険事業計画 2018 年度～)

基本目標	基本施策	取組の柱
基本理念 高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち	1. 地域ネットワークの充実	(1) 高齢者支援センターの機能の充実 重点 (2) 地域ネットワークづくりの強化 (3) 緊急時等の地域連携機能の強化
	2. 地域の支え合いがいきいきと暮らししている	(1) 介護予防・生活支援サービスの創出 重点 (2) 自立支援・重度化防止に向けた取組 (3) 地域における介護予防の場づくり
	3. 認知症の人にやさしい地域づくりの推進	(1) 認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進 重点 (2) 認知症早期対応・受診の支援の充実
	4. 在宅療養を支える医療・介護連携の推進	(1) 医療・介護連携の推進 重点
	5. 在宅高齢者とその家族への支援の推進	(1) 在宅高齢者とその家族への支援の推進 (2) 在宅継続に向けた居住環境改善の支援
	6. 介護保険サービスの基盤整備	(1) 地域密着型サービスの整備促進 重点 (2) 多様な住まいや施設の確保
	7. 介護保険サービスの質の向上と適正化	(1) 介護人材の育成、確保、定着 重点 (2) 介護保険サービスの品質向上（事業所支援） (3) 適切な介護保険サービスの利用の推進

重点施策には以下の 3 つの取り組みが含まれる。

① 認知症の人やその家族の居場所づくり

◇ 居場所づくりの啓発

：まちだ D サミットの開催

◇ 居場所づくりの普及

：認知症カフェ「D カフェ」の開催

：認知症にやさしいブックフェア「D-books」

② 認知症サポーター養成講座事業

③ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

：新たに鉄道事業者を加え、行方不明になった方の情報を交通機関等に共有することで事業者から捜索の協力や保護をしていただけるサービス。

出所：町田市「第 7 期介護保険事業計画」を基に作成

町田市の取り組みのうち、認知症カフェ「Dカフェ」、認知症にやさしいブックフェア「D-books」、まちだDサミットの開催の3つに着目し、以下に記す。

■認知症カフェ「Dカフェ」

2019年現在、町田市内のスターバックス コーヒー ジャパン(株)(以下スターバックス)の店舗全8店舗にて月に1回、認知症カフェ「Dカフェ」を開催している。

運営は、NPO法人認知症フレンドシップクラブに委託し、スターバックスには場所を提供していただいている。Dカフェ当日は、NPO法人認知症フレンドシップクラブがファシリテーターを行い、各回必ず認知症当事者も含まれるようにしている。

②取り組みの背景

2015年に厚生労働省が公表した新オレンジプランに、認知症カフェを全国で実施すると記載があった。町田市としても何か取り組みをしなければと考え、検討を開始した。当事者が企画から参画することで当事者が主体的に参加している富士宮市の事例を参考とし、市内の「認知症とともに歩む人々、本人会議(以下本人会議)」に対して、どのようなカフェがよいか、ヒアリングを実施した。その結果、認知症初期当事者の方は、認知症と診断されても「地域貢献をしたい」、「社会貢献をしたい」、「認知症とその症状について(他の市民に対しても)正しい理解、啓発を促したい」というニーズが強いことが分かった。

ヒアリングの内容を町田市の認知症カフェのあり方を検討していた認知症地域支援推進員の会議で報告、認知症初期当事者のそういったニーズを叶える場がないか検討したが、介護サービスにつながるまでもない初期当事者のニーズを満たす施策やサービスはほとんどなかった。そこで、町田市版認知症カフェのあり方として認知症初期の当事者の空白の期間の解消を目的に、認知症初期当事者のニーズである社会貢献や地域貢献、認知症に関する理解促進、啓発活動ができるような活動の場にしようと方針を決めた。

2015年度には、地域貢献・交流を目的に、商店街のイベントのお手伝い、自治会のゴミ拾いのお手伝いを実施し、イベント後にはお茶を飲む時間も設けた。

そこから見えてきた課題は、一口に貢献といっても、当事者である自分にしかできないことがしたい、認知症にまつわる体験談を発信したいという思いと活動のミスマッチである。

認知症だからこそ体験談を伝えられると考え、2016年度は、その思いを叶えるために地域に出ていく活動を実施することとした。

③官民連携の取り組みの内容

a) 立ち上げ期

2016年度当初は、認知症カフェのための固定の場所の確保等は難しいと考え、出張型で開催できないかと考えていた。ちょうど地域包括支援センターのスタッフから、スターバックスの町田

の店舗の店長を紹介してもらい話が進んだ。

地域包括支援センターは、日頃から地域資源を把握しており、地域の夏祭りを通してスターバックスとも接点ができたようだ。スターバックスは、CSRの一環として地域コミュニティへの貢献を大事にしており、店舗ごとの活動を推進している。町田市内のある店舗の店長は、特に積極的で、夏祭りや清掃活動等にも参加しており、今回の認知症カフェにも非常に興味を示してくださったため、話し合いを進め、案件化することができた。

b) 現在の活動

2016年以降Dカフェの活動は、市内のほかのスターバックスの店舗にも広がり、2019年2月現在、町田市内のスターバックス8店舗全店でDカフェを開催している。市の広報紙でも開催日時等を告知しているが、スターバックスの店舗の掲示板でも告知してもらっている。ビジネスセクターを巻き込むことで、店舗内の告知も協力いただいている。

各店舗で月に1回は開催しているため、市としては月に8回、午前10-12時で開催している。午前10-12時の時間帯は朝の混雑時から昼の混雑時までのアイドルタイムであり、企業としても客の少ない時間帯に人を呼び込むことが出来るというメリットがある。

Dカフェ当日スターバックスの店舗スタッフは、当日看板を出し、店舗の一面をDカフェとして開放、開催中は何か困りごとがないかそっと見守っている。

活動を継続するポイントは、参加者にとっては、敷居が低くて気軽にいける場所であること、場所を提供するビジネスセクターにとっては、開催において準備等の負担が少ないことである。

c) 具体的な効果

一般的に認知症カフェを開催するにあたっての課題は、「ヒト」「場所」をどう確保するであるといわれる。しかし、町田市の場合は、既存の活動団体とスターバックスを巻き込み営業中の店舗で行うことで解決している。

スターバックスで開催したことが注目を浴びたのか、市内の認知症カフェを開催している他の活動団体から、Dカフェのロゴを使いたいという問い合わせが市に届いており、市が取り組んでいた認知症カフェのPRにもつながったと感じている。スターバックス社内でも、他の自治体からの問い合わせがあるようだ。

Dカフェ自体の効果としては、独居や引きこもりがちだった認知症の人の通いの場ができたこと、家族の相談場所ができたことが挙げられる。日常的に集まれる場所として当事者や家族関係なく、参加希望の地域住民に自由に集ってもらい、自由に会話してもらおう空間を作っている。日常的にカフェに行くのと同じ感覚で参加してもらいたいと思っている。

④ 取り組みを進める上での課題

ファシリテーターの確保、育成が課題である。

⑤ 今後の展望

2019 年度もスターバックスと協働して継続して開催していき、認知症当事者やその家族、地域の交流の場として定着を図っていきたい。また、市の取り組みを参考に、町田市内で認知症カフェなど認知症の人の集いの場をつくろうと考える個人や団体が増えることを期待したい。

■認知症にやさしいブックフェア「D-books」

認知症の診断を受けた方が気軽に情報収集をできるよう、図書館・地元の書店と連携し、当事者のエッセイ等のブース、棚を設けてもらった。

②取り組みの背景

認知症の診断を受けた方が、認知症について情報を収集しようと思っても、書店や図書館には、専門的な医学書や介護に関する本ばかりが並んでいることが多い。内容によっては周辺症状ばかりが目立ってしまうため、読み手がポジティブになれる情報を発信できないか市内で検討を開始した。

③官民連携の取り組みの内容

川崎市立宮前図書館で開始された認知症に優しい図書館を参考に、当初は市内の図書館に専用ブースを設けた。その後、市の担当者が民間の書店に声をかけ、街の書店のブックフェアとしてコーナーを提供していただいた。現在は認知症の人のエッセイ等を置くブースを設置してもらっている。

a) 具体的な効果

書店からは期待値よりも売れ行きがよかった、顧客のニーズ把握ができたといった声もあり、取り組みにメリットを感じていただけたことは良かった。期待値よりも売れ行きがよくなかった店舗もあったようだが、顧客のニーズを把握できたと効果を感じ、常設のコーナーにまで格上げした書店もある。

図表 29 D-books 書店の様子



出所: 日本総研撮影

④ 今後の展望

引き続き、民間書店にアプローチをしていき、拡大していきたい。

■まちだDサミットの開催

まちだDサミットは、「”認知症の人にやさしいまちづくり”のはじめかた」と題して、認知症にやさしい取り組みをしている企業、医療福祉関係者、地域団体など、それぞれの分野で先進的に取り組んでいる方々が一堂に会し、実践している取り組みを紹介するとともに、認知症当事者とともこれからのあり方を議論する市民向け普及啓発イベントとして2018年11月24日に実施された。午前中は、「認知症の当事者が考える認知症の人にやさしいまちとは」をテーマとした基調講演とパネルディスカッション、午後は認知症の人にやさしいまちづくりを考える9つの分野をテーマにそれぞれの分野で先進的に取り組む事業者等が認知症当事者と議論を行った。

②取り組みの背景

認知症にやさしい地域づくりは、行政だけではできない。地域を構成する様々な関係者が任認知症を自分ゴトに捉えることが必要と考えている。町田市は関係者が共有するためのビジョンとして2016年に16のアイ・ステートメントを作成した。2017年には、そのステートメントの理解を深めるため実践者のインタビューを取りまとめたコンセプトブックを制作、2018年にはコンセプトブックの登場している地域の関係者を一堂に会したまちだDサミットの開催に至った。

(参考) みんながつくる認知症フレンドリーまちだ 認知症当事者と作った 16 のまちだアイ・ステートメント

コンセプトブックは、認知症にやさしい街づくりを推進する上で各ステークホルダーがどのような活動を推進しているかまとめた冊子である。各ステークホルダーの状態像をもとに今後どのような対応が必要か、市内のキーパーソンにインタビューをしている。

冊子には各取り組みを紹介するだけでなく、「認知症の人にやさしいまち」のあるべき姿を、認知症当事者の視点で表した 16 の目標(「アイ・ステートメント」)も掲載している。認知症当事者とその家族をはじめ、医療福祉関係者、行政、企業、NPO 法人、学術研究者が参加するワークショップを開催し、120 名の参加者からの議論を経て定めたものだ。

図表 30 みんながつくる認知症フレンドリーまちだ 認知症当事者と作った 16 のまちだアイ・ステートメント



出所:町田市

「みんながつくる認知症フレンドリーまちだ 認知症当事者と作った 16 のまちだアイ・ステートメント」

③官民連携の取り組みの内容

D サミットは 2018 年 11 月 24 日に開催した。午前中は当事者として全国で講演され、働きながら当事者団体の代表をしている丹野智文氏の基調講演とパネルディスカッション、午後は 9 つのテーマにわかれて、事業者と当事者でセッションを行った。午後のセッションには、福祉・介護事業者だけでなく、鉄道事業者、カフェ(スターバックス)、大学、郵便等様々な分野の関係者と当事者・そのご家族が活動を紹介しながら当事者として話をした。登壇者はコンセプトブックで取材した関係者である。

a) 具体的な効果

来場した多くの市民へ認知症の理解促進を図ることができた(総来場者数 405 名)。また、公開の場で認知症当事者を交えて議論する試みは全国的に見ても珍しく、老若男女問わず、全国から参加があり、認知症当事者の意見をもとに活発な議論が行われた。加えて、まちだ D サミットを開催する上で 11 社の企業やボランティアスタッフ 86 名が参画した。

また、まちだ D サミット開催後、企業と地域との連携が始まっている。東京急行電鉄(株)等、市内に駅がある鉄道事業者とは市と協定を結び、認知症の人が行方不明になった際に発見の協力をしていただけるようになった。また、スターバックスやきらぼし銀行、郵便局等が地域包括支援センターと連携をとり、地域ケア会議等への参加につながっている。

(参考)まちだ D サミット参加企業 11社

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、日本放送協会、株式会社ホンダカーズ東京中央、日本郵政、東京急行電鉄株式会社、コクヨ株式会社、株式会社富士通研究所、きらぼし銀行、株式会社シルバーウッド、株式会社メディヴァ

(参考)認知症等による行方不明高齢者捜索事業

行方不明になった方の情報を交通機関等と共有し、事業者に捜索の協力や発見時の保護などをさせていただく事業である。以前より、郵便局、新聞配達会社、タクシー事業者とは協力していたが、まちだ D サミットをきっかけに鉄道事業者とつながりができ、東京急行電鉄(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)の 4 社が新たに加わった。

④ 今後の展望

認知症は、誰でもなる身近な病気であり、特別なことではない。普段認知症に関わりのない方が、興味関心をもち認知症に対して理解を深めるための取り組みを引き続き行っていきたい。

(9) 福岡県大牟田市

- 介護保険制度スタート時に介護事業者協議会を立ち上げ、市内の課題を共有。介護の現場での一番の課題が認知症ケアであり、徘徊を恐れて施設に鍵をかけるのではなく、安心して地域で過ごせるよう見守り体制を構築すべく模擬訓練を開始。
- 2019 年現在、全市で認知症模擬訓練を年に一度開催。小学校区ごとに工夫をこらし、地域で見守り・支える意識を醸成している。

① 認知症施策の全体像と官民連携の取り組みの位置付け

a) 介護サービス事業者協議会の立ち上げ

大牟田市では、介護保険制度開始前の 2000 年 3 月に大牟田市介護サービス事業者協議会（以下協議会）を立ち上げた。この協議会は、①介護サービス事業者の資質の向上および事業者間のネットワーク化を図ることにより、円滑な介護サービスの提供を推進すること、②介護を必要とする人の日常生活への復帰に努力し、本人の意思と能力を發揮しうるような人生を最後まで支え続ける介護環境の確立の 2 つの目的のために設立された。事務局は大牟田市が務めている。

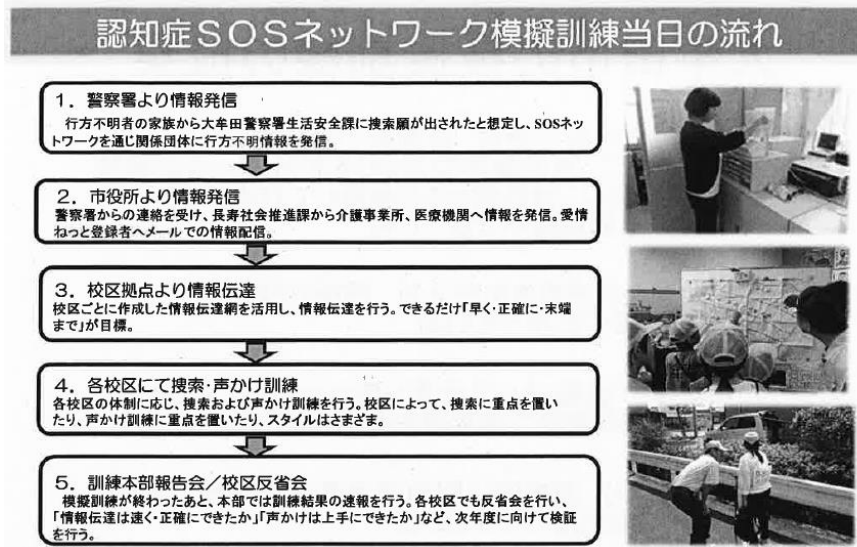
特に目的の②については、介護保険制度が開始し、要介護の方が自らサービスを選択するようになったとはいえ、本当に、本人が望む暮らしを支援するサービスを提供できているのか、介護保険サービス以外も含めて検討したいと考え、設立当初以来、市が事務局を担っている。

b) 認知症 SOS ネットワーク模擬訓練

認知症 SOS ネットワーク模擬訓練とは、認知症の人が行方不明になったという設定の下、大牟田地区高齢者等 SOS ネットワーク（行方不明になった認知症の人を捜すためのネットワーク）を活用して、「通報～連絡～捜索～発見・保護」の情報伝達から捜索・声掛けまでの流れを訓練する取り組みである。訓練を行っている間は市内に行方不明役がいて、まずはやさしく声を掛けることを目指し、認知症サポーター養成講座等と協働しながら、認知症の人も安心して暮らせるまちづくりを目指している。

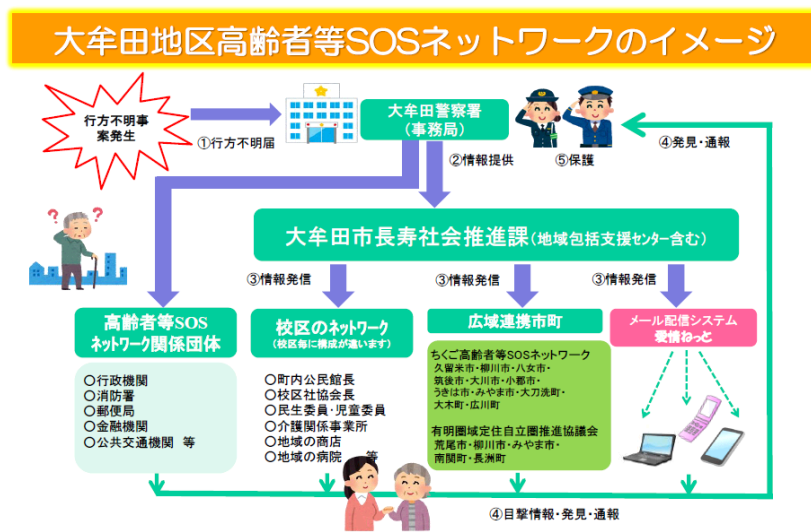
模擬訓練は小学校区 19 区にわけて実施している。各校区での事務局を、その校区の地域密着型の介護事業所に担ってもらっている。模擬訓練の運営推進会議には住民、行政、地域包括ケアセンター、介護事業所が参画する。介護事業所は事務局として、地元住民との連絡調整を行っている。

図表 31 認知症 SOS ネットワーク模擬訓練 当日の流れ



出典: 大牟田市資料

図表 32 (参考)大牟田地区認知症 SOS ネットワーク



出典: 大牟田市資料

②取り組みの背景

2001年の協議会で、市から協議会に参加している現場職員に一番困っていることを尋ねたところ「認知症ケア」との回答があった。市で当時、身体拘束0作戦を掲げており、介護保険制度スタート間もない当時からすると、身体拘束禁止の意味するところは大きかった。また、施設は、地域に開放させるべきという方針転換がなされた時期でもあり、施設に鍵をかけることもできなくなった。現場サイドとしては、施設内でのケアはもちろん、施設の外へ出てしまった後、どうすればよいのか見当がつかない状態であった。当時は在宅介護よりも、施設でのケアの延長として、行方不明者の捜索を検討し始めた。

③官民連携の取り組みの内容

a) これまでの取り組み

具体的にどのように活動すればよいか検討すべく、協議会の一組織として、市内の病院、特別養護老人ホーム等の現場職員、当時デンマークの介護について学ばれていた大谷氏(大牟田市認知症ライフサポート研究会代表)をメンバーに加えながら認知症ケアの勉強会を立ち上げた。施設入所後も地域の中で暮らすためにはどのような支援・工夫が必要か考えた。

当時、在宅の認知症の人がボヤを起こしたり、何か事件が起こると、民生委員から施設に入れてほしいと言われてしまう状態であった。地域から排除するのではなく、見守る体制が重要だと勉強会では考えていても、地域住民の意見を聞かなくてはと思い、老健事業を活用しながら2002年度に「認知症介護に関わる実態調査」を行った。

「認知症介護に関わる実態調査」の結果、地域で認知症の人を支える意識や仕組みが必要だと思うと回答した方は2,661名(思わないは512名)と多く、体制構築が重要であると考え、次年度より実証的な活動の開始を検討し始めた。

2002年当時、地域のために見守りをと市職員が、自治会の会合等に顔を出し説明してもなかなか受け入れてもらえなかったが、勉強会に参加していた専門職も同行し、一緒に説明してもらうことで関係を築くことができた。また、家庭内で介護をしている場合、認知症ケアに悩んでいるケースは多く、地域の会合に専門職と顔を出し、ケアに関する質疑応答をすることで、認知症は身近であると感じてもらい、徐々に協力体制を築いていった。

2004年に、市内でも特に、住民意識の高い駛馬南小学校区に相談をし、実証的に模擬訓練を開催した。その頃、独居の高齢者への見守りを強化し、孤独死防止を掲げていたが、行方不明による死亡事故が発生し、地域住民の意識が高まっていたことも一因である。

警察署には高齢者の行方不明に対応したシステムが既に構築されていたので連携し、体制を整え、2005年、2006年と続けるうちに反省点がみえてきた。

反省点としては、当時はFAXすら持っている世帯が少なく、電話連絡網で情報伝達を行うと、途中で誤った情報が伝わってしまうことがあった。そこで各家庭の電話の近くに記録用紙を置いてもらう等の指導を行った。(次第に携帯電話が普及し、この問題は解消された。)

また、ただ徘徊役の方が町を闊歩していても、最初はなかなか声をかけることが難しかったが、訓練を繰り返すことで、徐々に声かけられるようになった。また、そもそも知らない人に声をかけるのは難しく、普段からの挨拶や声掛けが大事だ、という気付きも得られた。

3回目を実施した2004年には、別の小学校区の民生委員も視察に来て、市内全域で実施したいと機運が高まり、小学校区7校区で開催、徐々に活動は広がり、2010年に、市内全域に活動が広がった。

b) 現在の具体的な活動

現在では、一度の模擬訓練に3,000名程度が参加している。参加者は介護事業者だけでなく、

公民館から商店まで様々である。この他に、携帯電話で見守りの登録をしているサポーターがおり、この数は7万人を超える。

模擬訓練は毎年9月に実施しており、開始当初から10年以上続いている。毎年途切れずに実施することで、市民へ認知症に関する情報をアップデートさせる役割もある。模擬訓練の内容については、小学校区ごとにどのようなものにするかは委ねており、校区ごとに地域住民が話し合い、工夫していることが特徴的である。ある校区では、一見すると認知症の人か分からない高齢者が徘徊役を務めることもあれば、ある校区では、声をかける体験を積ませるために行方不明者のゼッケンをつけてもらうこともある。演者がストーリーを自分なりに組み立て、それに応じた対応をしなければ声をかけた人に反応しない等の、細かな設定をしている校区もある。

地域の方は、普段から認知症の人と携わる機会が多く、行政以上に接点を持っている。特に小売店については、客として迎えることが多い。例えばグループホームの入所者が専門職と買い物に来たとき等に、専門職の方から説明があり、自然と声がけをするようになってきているようだ。

図表 33 模擬訓練実施結果

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訓練参加者数(人)	2,019	3,083	3,127	2,945
外出役数(人)	69	107	95	82
外出役への声かけ数(人)	953	1,506	1,627	1,087
模擬訓練参加校区数	21	21	21	19
認知症サポーター養成校 座開催数	40	38	43	38
認知症サポーター養成校 座受講者数(人)	999	1,102	1,322	896
他市からの視察(人)	138	177	173	141

出典:大牟田市資料

c) 活動の効果

模擬訓練を行うことで、認知症の人がなぜその行動(徘徊)をとるのかという個人の背景に寄り添おうという姿勢が目立ち始めた。

例えば、グループホーム周辺でコンビニエンスストアを営む店主は、グループホームの高齢者 A さんが毎日同じ商品を買ってくることを不思議に思っていたが、実は、亡くなった息子の好物を買いに来ていることを知った。店主は、A さんの息子を思う気持ちに感銘を受け、その商品が売り切れになって A さんがパニックを起こさないよう、自発的に商品を取っておく等の配慮するようになった。

認知症への理解が進み、認知症の人がなぜそのような行動を起こすのか背景を知ることで、画一的に「こうするべき」という配慮ではなく、「認知症にやさしい」ことはどういうことか自然に身に付けることができている事例である。

模擬訓練や捜索の仕組みそのものよりも、大牟田市民はその活動を通じ、認知症の人と共に暮

らすという、マインドセットを身に付けることが重要だと市では考えている。

④ 取り組みを進める上での課題

模擬訓練を通じて、見守りを支える意識を醸成することは出来たが、認知症の人の視点で考えるべき段階に来ている。例えば、それまで活動を主体的に支えてくれていた住民が認知症と診断されると、活動に参加しなくなる。いざ診断を受けたとしても意思決定能力もあり、判断もできる認知症初期の人からすると、「模擬訓練のように認知症の人にやさしく声がけをする」といったことには違和感を覚える、という意見もある。

徘徊という言葉が 2010 年まで使っていたが、認知症の人は昔の記憶を辿ったり、本人としては目的をもって外出をしている。本人の立場を考えると、徘徊という目的もなくうろろうろ歩き回るという辞書的な意味の言葉は適当ではないとの指摘があり、「徘徊 SOS ネットワーク模擬訓練」から「認知症 SOS ネットワーク模擬訓練」に名称を変更した。

⑤ 今後の展望

徘徊自体も認知症が進行した中重度の方を想定しているため、MCI の方や初期の方への支援について、今後、検討していきたいと考えている。

認知症初期の人、若年性認知症の人への支援は難しいが、認知症の進行段階別にアプローチしていきたい。

(10) 福岡県福岡市

- 人生 100 年時代を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく生きていける個人の幸せと、持続可能な社会を両立できる健寿社会のモデルをつくるプロジェクト「福岡 100」を、産学官民“オール福岡”で推進。
- 「福岡 100」のひとつとして、認知症の人やその家族がいきいきと暮らせる認知症にやさしいまち、「認知症フレンドリーシティ」を目指して各種施策を実施。

① 認知症施策の全体像と官民連携の取り組みの位置付け

a) 「福岡市健康先進都市戦略」における「福岡 100」の位置付け

福岡市は、超高齢社会にあっても、「生活の質」を高めていきたいという思いから、平成 28 年 6 月に、すべての団塊の世代が 75 歳以上となる、2025 年のあるべき姿から逆算し、どのような手を打っていくべきかを記した「福岡市保健福祉総合計画」を策定。この中で、「“配る福祉”から“支える福祉”へ」「“支えられる側”から“支える側”へ」という理念を掲げ、政策に対する発想をこれまでとは大きく転換することを宣言した。

この理念を、スピード感を持って具現化していくためには、行政施策を持続可能な制度や仕組みに再構築する事にとどまらず、これまでの社会保障体制を規定してきた「パラダイム(価値規範や思想)」を大きく転換し、市民や企業、大学など幅広いプレイヤーの参画を得ながらその発想と手法を取り入れることが不可欠であり、健康・医療・介護サービスはもちろん、住まいや地域づくり、働き方なども含めた新たな社会システムを構築していく必要があるという考えに至った。

それらの考えを前提とし、福岡市は来たる超高齢社会に即した新たな社会システムづくりを加速させるためには、具体的なアクションを推進する戦略が欠かせないと考え、平成 29 年 3 月に、「福岡市健康先進都市戦略」を策定した。更に、平成 29 年度 7 月に、寿命延伸に伴う「人生 100 年時代」の到来を見据え、誰もが 100 歳まで健康で自分らしく生き続けられる持続可能な健寿社会※の実現を目指し、保健医療分野における新戦略「福岡 100」の開始を宣言した。「福岡 100」においては健康・医療・介護だけでなく住まいや地域づくり、働き方なども含めて産学官民“オール福岡”で 100 のアクションを 2025 年までに実施する。

※「健寿社会」とは：必要な医療やサービスを受けられ、健康で自分らしく生きていける「個人の幸せ」と効率的な制度や仕組みが構築され、保険料や税金の負担も抑えることができる「社会の幸せ」を両立できる持続可能な社会。

b) 「福岡市健康先進都市戦略」のアプローチ方法

「“配る福祉”から“支える福祉”へ」「“支えられる側”から“支える側”へ」という理念の具体化に向けて、「福岡市健康先進都市戦略」では以下の、従来にない新しい 3 つの面からのアプローチを行っている。

- ひとりでも多くの市民のみなさんが、これから起こる問題を「自分ごと化」し、解決に向けて動き出すきっかけをつくる。
- 医療や介護に直接関わる病院や介護施設の方のみならず、大学や企業の知恵や工夫を取り入れて進めていく。
- 「大都市における超高齢社会」という未曾有の課題に対し、福岡市から日本全国、そしてアジアや世界に対して未来志向の「解」を示す。

c) 「福岡市健康先進都市戦略」の3つの視点と7つの柱

「人生 100 年時代の健寿社会モデル」の創出に向けて、「福岡市健康先進都市戦略」では、3つの視点のもと7つの柱を設定している。

【3つの視点】

1. 「経験」から「根拠(エビデンス)」へ
 - 個人情報保護に十分配慮しながら、データという“宝の山”を使った科学的根拠(エビデンス)に基づくサービス提供や施策づくりを行い、「真に必要なところに必要なサービス」を無駄なく提供できる仕組みを目指す。
2. 一律の「ルール」から「多様性」の尊重へ
 - 画一的な対応をしていないか、制度の隙間に落ち込むニーズがないか、などの視点を持ってきめ細かく目を配り、あらゆる生活スタイルや人々に柔軟に対応できる仕組みづくりに転換していくことを目指す。
3. 「分立」から「統合」へ
 - 財源や人材も限られる中で、個別でバラバラにサービスが提供されるだけでなく、「本人」を中心にサービス、担い手、そして情報が、「統合」される仕組みに転換していくことを目指す。

【7つの柱】

1. 全ての市民がケアに参加するまち
～科学的・体系的介護の実践と普及～
 - 介護ケアの科学化・体系化を進め、エビデンスに基づいて、ケアの質と生産性の向上を実現し、専門職、家族介護者を始めとする、あらゆる市民がケア技法を共有すると共に、認知症に対する理解を深めることで、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域社会を目指す。
2. 制度やサービスの垣根を超えるまち
～ケアする人／される人の情報が統合されたインフラ整備～
 - 健康・医療・介護の情報、サービス、担い手を「本人」を中心に一元的に統合することにより、「なんとなく抱えている不安」や「ちょっと困ったこと」でもワンストップで相談でき

たり、「その人に適したレシピの提供」といった一人ひとりに合った、新しいサービスを本人の意思に基づいて選択できる仕組みを目指す。

3. デジタル時代の医療サービスが実現されるまち

～ICTを活用した「かかりつけ医」機能の強化

- ICTの活用や民間企業との共働等を進め、地域の医療介護に貢献する「かかりつけ医」機能の強化を図る。

4. 誰もが楽しみながら健康になれるまち

～健康を支える新たなサービスを生み出す仕組み(ヘルス・ラボ)づくり～

- エビデンスと最新の行動経済学などの知見を活用すると共に、行政分野の枠を超え、あらゆる市民が、「自然に」「楽しみながら」健康増進に取り組めるさまざまなサービスや仕組み、仕掛けが実装されるまちづくりを総合的・実験的に推進する。

5. 多世代がつながり合い活躍するまち

～コミュニティでの多世代交流・共働ネットワークづくり～

- 性別や世代を問わず、一人ひとりの能力と意欲を可能な限り引き出し、コミュニティの中で「支え手」として活躍できる環境づくりを推進する。

6. ケア・テック・ベンチャーの拠点となるまち

～健康・医療・介護とテクノロジーの融合・イノベーション促進

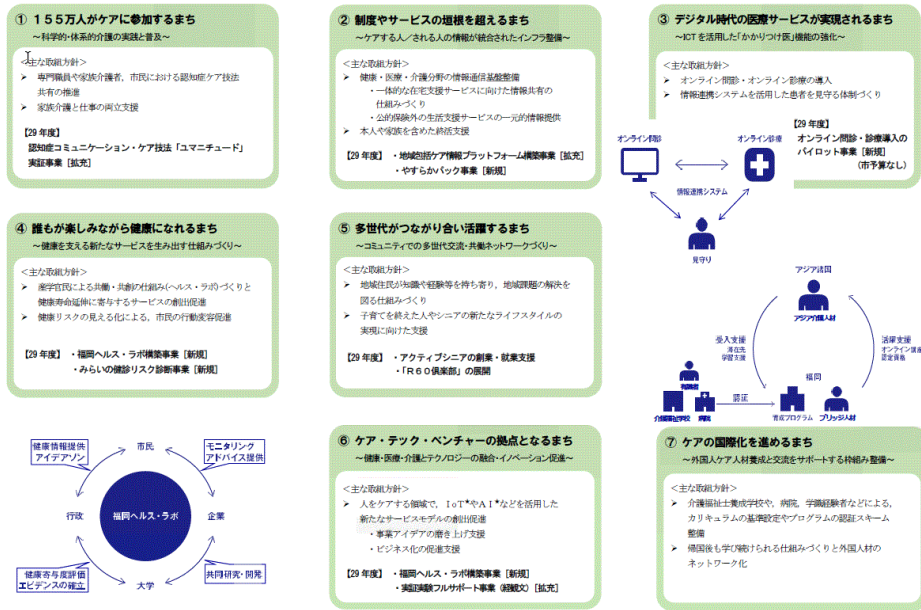
- 「ケア」の領域でチャレンジするスタートアップ企業を重点的に支援し、福岡市が「ケア・テック」という概念の発信地、育成支援の拠点となり、スタートアップ企業が福岡市で活動しやすく、また、現場のさまざまなニーズを常に汲み取れる環境をつくって行く。

7. ケアの国際化を進めるまち

～外国人ケア人材養成と交流をサポートする枠組み整備～

- アジア諸国の介護を担うリーダー候補生たちを、コミュニティ全体で温かく受け入れ、介護分野での経験を共有し、学び合うことで、福岡市の介護の質の向上が図られるとともに、介護事業などさまざまなビジネスが、アジアに進出する架け橋となることを目指す。

図表 34 「福岡市健康先進都市戦略」の3つの視点と7つの柱



出所：福岡市健康先進都市戦略

② 取り組みの背景

福岡市は、全国第2位の人口増加数を誇る都市であるが、直近5年間の人口増7万5千人のうち、生産年齢(15～64歳)の人口増加は、5千人にすぎず、次世代を担う14歳以下の子供の人口増加が1万人に満たない一方、65歳以上の人口増加は6万1千人と突出している。また、高齢化率を見ると、2010年は17.4%だが、2025年には24.8%、2040年には31.0%、そして2050年には34.3%になると予測されている。このような人口構造の急激な変化を見据えて、福岡市では税金や年金保険料を払う働く現役世代の数が増えないことで医療福祉財源が伸び悩むにもかかわらず、医療福祉の負担が急伸するという大きな問題を抱えることを課題として認識し、早急に抜本的な取り組みを開始する必要性があると判断した。

図表 35 「戦略」策定の背景～なぜ今、戦略を必要とするのか？～

- 高齢者が急速に増加する一方、子どもや働く人の割合が減少する人口構造の変化に直面
- 日々の生活や、医療・介護の姿が大きく変容し、保健医療福祉ニーズが増大・多様化
- 社会保障制度の枠組みに基づく行政施策の再構築だけでは、ニーズへの対応に限界

保健福祉総合計画の理念をスピード感を持って具現化するため、行政施策の再構築だけでなく、行政施策の範囲を超えた領域で新たなサービスや仕組みの創出を促進する必要がある

出所：福岡市健康先進都市戦略(概要)

③ 官民連携の取り組みの内容

a) 認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの概要

2025年には、団塊の世代がすべて75歳以上になることから、認知症施策は健寿社会のモデルを目指すにあたって非常に重要であるとの考えを前提として、増加する認知症に対応するため、「福岡100」のリーディング事業として認知症施策全体を、「認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」と総称し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりにオール福岡で取り組んでいる。平成30年度には、認知症の人の見守りや、市民に対する認知症の普及啓発などの取り組みを継続すると共に、ユマニチュードの普及拡大や認知症にやさしいデザインガイドラインの策定など新たな取り組みを推進している。

図表 36 認知症フレンドシティ・プロジェクト



出所:福岡市保健福祉局認知症支援課提供資料

b) 主な実施施策とその効果

福岡市では、「認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」の一環として、以下のような施策・取り組みが行われている。

i. ユマニチュードの普及啓発

【概要】

- 認知症の症状の改善や介護負担の軽減に効果のある認知症コミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード」を普及し、多くの市民が認知症のことを理解し、正しい接し方ができるまちを目指す。

- 平成 28 年に自治体として初めて、「ユマニチュード」の手法を実証実験として導入。
- 平成 30 年度には、家族介護者向け講習会(6 回)、専門職向け研修(1 回)、一般市民向け講習会(3 回)、児童・生徒向け講座(6 回)、公民館講座(10 回)、公務員向け研修(1 回)の開催を行っている。

【効果等】

- 認知症の人の行動心理症状の軽減。
- 介護者の介護ストレスの軽減。
- 市民の認知症ケアへの関心の拡大。

ii. 「認知症にやさしいデザイン」ガイドラインの作成

【概要】

- 認知症の人がその人らしく生きることの支援及び介護者の負担軽減を図るため、認知症の人がストレスなく生活できる住空間の環境を整備するためのガイドラインの策定を行う。ガイドラインは平成 31 年度まで 2 年間をかけて策定する。
- 平成 30 年度には、専門家・有識者等で構成される策定委員会において検討を実施。(年 4 回)

【効果等】

- 認知症の人がその人らしく生きることの支援。
- 介護者の負担軽減。

iii. ICT の活用で認知症の早期発見

- 鳥取大学の浦上克也教授が考案した認知機能の簡易検査ができる「物忘れ相談プログラム」を地域のカフェや健康教室で活用し、認知症の早期発見と認知症予防の啓発を実施。
- 平成 30 年度の実施実績は、実施回数 16 回、検査人数 268 名(うち、受診を案内した方 2 名)となっている。

iv. 認知症カフェの開設促進

【概要】

- 認知症の人への効果的な支援、認知症の人の家族の介護負担の軽減及び地域住民への認知症の啓発の促進のため、「認知症カフェ」を開設する団体に対して、経費の一部の補助を実施。市民の身近な場所での認知症カフェの開設を目指す。
- 市内の認知症カフェの開設件数:29 か所(平成 31 年 2 月末時点)

【効果等】

- 居場所づくりの促進。
- 認知症の人や介護者の孤立感、負担感の軽減。

v. ICT の活用による行方不明者の早期発見

【概要】

- 従来よりも、省電力・軽量小型の機器を使用することができる「Fukuoka City LoRaWAN」を用い、認知症の人を早期に発見・保護する実証実験を実施し、その効果の検証を行っている。

【効果等】

- ICT、IoT 技術を活用した検索システムの開発による認知症の人の安全の確保。

vi. 認知症初期集中支援チーム(認知症サポートチーム)の拡大(拡充)

【概要】

- 認知症専門員、医療、介護の専門職が認知症の人やその家族を訪問し、観察、評価、家族支援等の初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 平成 30 年度には、2 チームから 4 チームへの拡大を行うと共に、認知症の医療体制や地域包括支援センターとの連携により、地域性を重視した早期発見・早期対応の体制づくりの構築に向けて取り組みを行っている。

④ 取り組みを進める上での課題

福岡市の取り組みはメディアでも非常に好意的に取り上げられており、市民向けのユマニチュード講座がすぐに満席になるなど、取り組み全般に対する地域住民の関心も非常に高まっていると考えている。また、認知症関連施策を所管する「認知症支援課」が平成 29 年度より創設されるなど、施策の推進を行いやすい環境の整備が進んでいる。

このような状況の中で、今後いかにして現状の勢いを保ち、取り組みを下火にしないための検討が最大の課題であると認識しており、しっかりと取り組みが継続して行われていることを、市内外に対して意識的にアピールするようにしている。

⑤ 今後の展望

【ユマニチュードの普及啓発】

ユマニチュード講座を継続して実施すると共に、公民館や児童・生徒向け講座については、ユマニチュードを実践する家族介護者等による講座を実施するなど、地域に対して広く普及を図る予定。そして、2025 年度までに全校区での展開を目指す。

【「認知症にやさしいデザイン」ガイドラインの作成】

平成 31 年度にデザインの一部を施設等に試行的に導入し、その効果を確認の上、ガイドラインの策定を完了する。その後、普及・広報活動を行う。

【認知症カフェの開設促進】

平成 31 年度の認知症カフェ新設目標数を 20 か所と設定し、引き続き、カフェの開設・運営にかかる経費の一部の補助などの支援を実施する。そして、2025 年度までに全校区に認知症カフェがある社会環境の整備を目指す。

【ICT の活用による行方不明の人の早期発見】

平成 31 年度には、Fukuoka City LoRaWANya や他の端末も含め、認知症の人の生活スタイルや使用頻度、家族介護者の状況にあった機器・サービスの紹介を実施し、ICT を活用した早期発見システムの確立を目指す。

【施策全般について】

現状として、市が主導している各種施策の動向を地元の民間企業や公民館等は静観している段階であるが、産学官民“オール福岡”で各種施策を推進していくためにも、今後はユマニチュアード講座を、企業や公民館が主催するなど、行政が主体となるのではなく、市民や企業が主となり、自ら取り組んで行けるような仕組み作りを進めて行きたいと考えている。

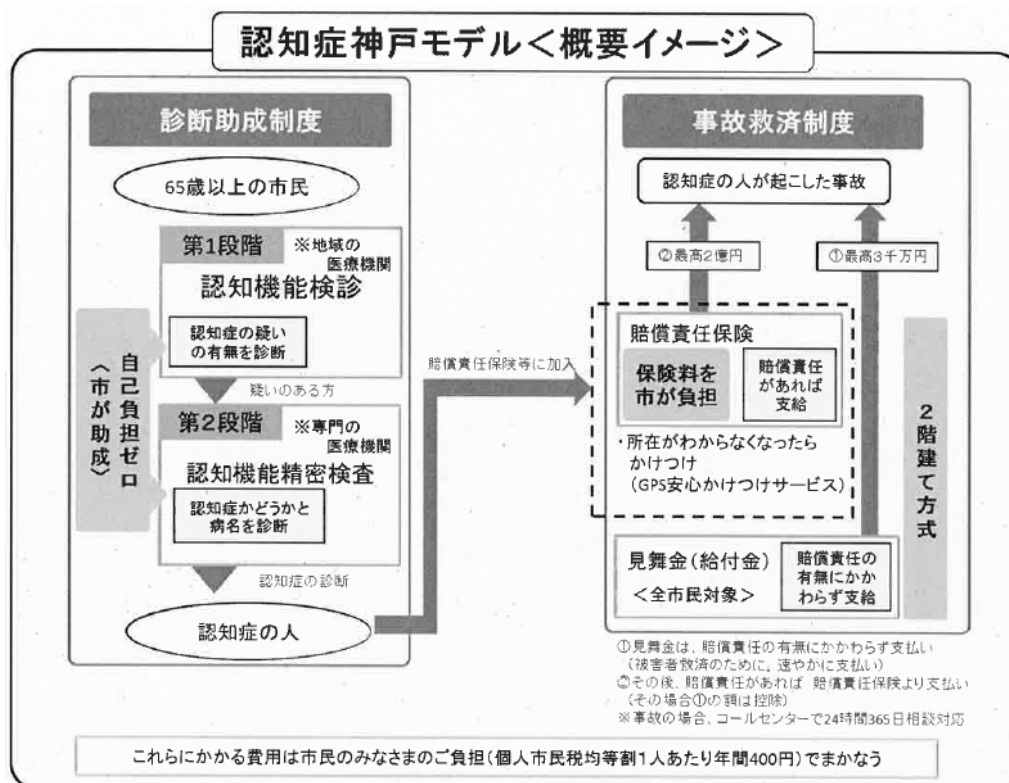
(11) 兵庫県神戸市

- 認知症の早期診断・早期発見を推進するための「診断助成制度」と、認知症の人が事故に遭われた場合に救済するための「事故救済制度」を組み合わせ実施し、その財源は、超過課税の導入により市民の皆様から負担いただくこととする全国初の認知症「神戸モデル」を創設。
- 事故救済制度においては、認知症の人(加害者)の賠償責任の有無に関わらず被害者を救済(全神戸市民が対象)することを目的とした見舞金が支払われる点が、診断助成制度においては、第1段階の認知機能検診、第2段階の認知機能精密検査の2段階とも自己負担なしで受診できる点が、神戸市オリジナルである。

① 神戸モデルの全体像

- ・ 認知症の早期診断・早期発見を推進するための「診断助成制度」と、認知症の人が事故に遭われた場合に救済するための「事故救済制度」を新設するものである。
- ・ 診断助成制度は平成 31 年 1 月 28 日に始まっており、事故救済制度は平成 31 年 4 月 1 日に開始となる。

図表 37 認知症神戸市モデル<概要イメージ>



出所:神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課提供資料

- ・ 診断助成制度は、2 段階方式を創設した。いずれも市民の自己負担はない仕組みである。第 1 段階は「認知機能検診」であり認知症の疑いの有無を診断するもの。地域の医療機関で検診可能であり、実施医療機関数は 356 である。(平成 31 年 2 月 28 日時点)市民にとって身近な施設であることが重要であり、整形外科や泌尿器科を標榜するクリニックもある。スクリーニングには長谷川式をベースに DASC-21 や神戸市医師会オリジナルの項目を加えた問診票(2 種類)を用いる。
- ・ 第 2 段階は「認知機能精密検査」であり認知症かどうかの判定と病名の診断を行う。専門の医療機関で診断可能であり、実施医療機関数は 59(認知症疾患医療センター7 含む)である。(平成 31 年 2 月時点)
- ・ 診断の制度は市医師会に委託しており、医療機関の選定も市医師会でを行った。

図表 38 診断助成制度開始の市民啓発用チラシ

出所:神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課提供資料

- ・ 事故救済制度は、認知症の人が事故を起こした場合に救済する制度である。制度には 2 階建て方式を採用している。すなわち、認知症の人が加害者になった場合に、賠償責任の有無に関わらず被害者を救済することを目的とした給付金制度(1階部分:全神戸市民が対象)と加害者側に賠償責任が認められた場合に保険金が支払われる賠償責任保険制度(2 階部分:認知症と診断された方が対象)から構成されている。1階部分が神戸モデルのオリジナルである。
- ・ 給付金は、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づき、神戸市が支給するが、市が保険に加入し(約定履行費用保険)、保険金を給付金にあてる仕組み

みとしている。制度の運用支援は三井住友海上火災保険株式会社(以下、三井住友海上)が行う。

- ・ コールセンターは市の事故救済制度専用であり、24 時間 365 日事故の相談に対応する。
- ・ GPS安心かけつけサービスは、認知症の人の行方が分からなくなった際にGPS端末の位置情報から居場所を捜索するアルソック(総合警備保障株)のサービスであるが、第2段階で認知症と診断された方が利用する際に、市が契約事務手数料(初期経費)と家族の代わりにガードマンがかけつけてくれるサービスの費用(年間6回まで)を負担する。また、かけつけサービスを保険化(約定履行費用保険)したことにより、約 220 万円の保険料で1000 万円分のかかけつけサービスの利用が可能となった。
- ・ 神戸モデルの実現に必要な費用は年間約 3 億円(3 年間で 9 億円)を予定している。神戸モデルが本格稼動する平成 31 年度から市民税に1人あたり年間 400 円を上乗せする。

図表 39 診断助成制度開始の市民啓発用チラシ

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○全神戸市民が対象(1階部分)・・・神戸市オリジナル<ul style="list-style-type: none">・認知症の人が起こした火災や傷害などの事故に遭われた方に見舞金を支給。○認知症と診断された方が対象(2階部分)<ul style="list-style-type: none">・賠償責任保険に市が加入し、事前に登録された方の保険料を市が負担する。・専用のコールセンターを設置し事故があれば24時間365日相談を受け付ける。・加入者の所在が分からなくなった場合はかけつけ(捜索)サービスを含むGPSの導入費用を負担する。 |
|---|

出所:神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課提供資料を元に日本総合作成

② 神戸モデル導入の経緯

- ・ 平成 28 年 9 月に開催された G7 神戸保健大臣会合で採択された神戸宣言に認知症高齢者に優しいコミュニティの研究を奨励することなどが盛り込まれた。これを受け、9 月の市長定例記者会見で認知症に優しいまちづくり推進の一環として、新たな事故救済制度を検討していきたい旨が表明された。

※平成 28 年 3 月に JR 東海認知症事故訴訟で、介護の実態などを総合的に考慮すべきなどとして家族に賠償責任はないとした最高裁判決が出された。

- ・ 市長表明後、平成 29 年 5 月に有識者会議を開始した。平成 29 年度は、事故救済制度及び認知症診断を含む神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例案を検討した(平成 30 年 4 月制定)。
- ・ 平成 30 年度は、有識者会議から条例に基づく附属機関「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会」及び各専門部会において、各制度の詳細の検討を行った。

※事故救済制度については、平成 29 年度の検討結果を踏まえて、制度素案及び運用支援業務の企画提案を募集した。4者から応募があり、事故救済制度に関する専門部会で三井住友海上火災保険株式会社を選定した。

- ・ 制度素案をもとに、専門部会で検討を行い、事故救済制度は2階建ての制度とするほか、24時間365日対応の専用コールセンターの設置、GPSを用いて行方不明時のかけつけサービスの導入とする制度案をとりまとめた。
- ・ 平成30年9月、市長定例会見で、制度案及び実施の財源を超過課税とすることを発表した。
- ・ 9月～10月にパブリックコメントを実施し、12月に神戸モデル実施のための条例改正が可決した。
- ・ 平成31年1月28日から認知症診断助成制度が開始。4月1日から認知症事故救済制度が開始した。

図表 40 平成30年度の各部会での検討状況(抜粋)

<p>■ 事故救済制度に関する専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故救済制度素案等の提案募集及び事業者選定(4社の提案から三井住友海上火災保険株式会社を選定) ・ 制度案の検討(2階建て方式とするなど) <p>■ 認知症の診断に関する専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症診断制度の制度案(2段階方式の具体的な運用など) <p>■ 認知症初期集中支援事業運営関連部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援事業の運営と評価 ・ 認知症の診断後の支援

出所:神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課提供資料を元に日本総合作成

③ 導入までに苦労した点

- ・ 平成29年度の1年間で「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」(平成30年4月1日施行)を策定したが、政令市では初の条例であり相当に議論を重ねた。
 - ※平成29年度 有識者会議・専門部会 15回開催
 - 平成30年度 推進委員会・専門部会 10回開催
- ・ 条例策定と並行して事故救済制度の方向性を検討し、翌年30年度に運用を具体化してきたが、その間に大和市を始め複数の自治体で保険制度が導入された。これらの自治体は民間保険会社が販売している賠償責任保険を活用していたため、導入までの準備期間が比較的短期である点や、保険料も安く抑えられるというメリットがあると考えている。
- ・ 先行する自治体に比べ神戸市では、既存の保険では被害者救済が不十分であるとしてオリジナルの制度構築が必要であると考えた。JR東海認知訴訟の判決を踏まえると、認知症の人が他人の財産を損傷した際に加害者の家族に賠償責任を認めなかった場合は、被害者救済が一切されない可能性があり、その結果、認知症の人が社会のなかでリスクと捉えられかねない。これでは認知症にやさしいまちとは言えない。
- ・ 大府市の事例からわかる課題は2点あった。1つ目は加害者側に賠償責任が無いとされた際に被害者が救済されない点、2つ目は加害者側に責任有りとなった場合、多額の賠

償金が請求される可能性がある点である。他の分野では一定の救済制度がある。例えば自動車事故の自賠責保険と自動車保険（任意保険）の組み合わせは、同様のリスクを軽減する仕組みといえる。

- ・ 平成 30 年 6 月に事業者を選定してからは、この 2 つの課題を運用レベルまで細分化した上で解決策を制度化するという工程が必要だった。制度化にあたっては、神戸市が策定したルールに三井住友海上が保険のしくみを活用して裏付けをしていくという作業を行った。例えば、賠償責任保険の賠償額の設定のほか、同居家族の被害・類焼被害・鉄道遅延への対応などユースケースごとの検討など、まさしく“保険商品を1つ作り上げる”作業であり、膨大な労力を要した。
- ・ 保険商品で裏付けしていく以上、認知症の事故件数を想定することが必要であったが、市は実数を集計したデータを有していなかった。三井住友海上側も同様であり事例のない状況でいかに制度設計をするかという挑戦でもあった。
- ・ なお、平成 30 年度の運用検討段階では三井住友海上が制度構築のパートナーであったが、平成 29 年度の検討部会では専門のコンサルティング業者の支援を受けていた。

④ 市民の反応

- ・ 「神戸モデル」の概要をまとめた後、平成 30 年 9 月よりパブリックコメントを実施した。意見数は 629 件であり非常に多かった。制度については概ね好意的に受け止められているという評価である。
- ・ 1/28 より「診断助成制度」を先行してスタートしているが 6,000 人に受診券を発行した。大変な反響と認識している。

⑤ 今後の取り組みに向けて

- ・ 4月1日から、事故救済制度を開始し、認知症神戸モデルが本格実施となることに併せて、市民が気軽に認知症について相談いただけるよう、認知症に関する総合電話相談窓口として「こうべオレンジダイヤル」を開設する。
- ・ 神戸市内7か所の認知症疾患医療センターに専門医療相談・日常生活相談窓口や認知症サロンを開設するとともに、通院介助や生活相談などを行う（仮称）見守りヘルパー事業を開始し、認知症と診断された後も切れ目のない継続的な支援を推進する。
- ・ 神戸モデルは、平成 31 年度から 33 年度の 3 か年の事業である。この間の実施状況を踏まえ、また、国へ制度化（事故救済制度の創設及び早期診断・早期対応体制整備の充実）を要望していることから国の動向も踏まえ、どのような取り組みを推進していくかについて検証評価する。また、実施するための財源について市民税を増額した点も含めて神戸モデルを評価する予定である。

(12) 愛知県大府市

- 市内で発生した認知症の人の鉄道事故に関する最高裁判決を踏まえ、全国初の認知症に関する総合的な施策を定めた条例を制定。条例に基づいた制度として、認知症により行方不明となり事故にあった人、またその家族を救済するために、個人賠償責任保険制度を導入
- 保険制度導入の副次的な効果として、市が把握することが困難であった認知症等で行方不明になる可能性のある方の情報を収集できるようになった。

① 認知症に対する取り組みと「おおぶ・あったか見守りネットワーク事業」の位置づけ

- ・ 大府市は、認知症に関する総合的な施策を定めた全国初の条例を制定（「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」平成 29 年 12 月 26 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）した。条例制定以降は、市の認知症に関する取り組みの根拠条例と位置づけられ、認知症に関する取り組みを更に推進することとなった。
- ・ 条例制定以前から「おおぶ・あったか見守りネットワーク事業」は実施されていたが、行方不明となる恐れのある認知症の人を早期に発見及び保護するため、市民、事業者、その他関係機関が連携した見守り体制を整備することが明確に打ち出された。（条例第 11 条第 3 項）

図表 41 大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例の目的・基本理念

目的

認知症の予防及び認知症の人にやさしいまちづくりについて、**市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割並びに市の責務**を定めることにより、認知症に関する施策及び取組を**総合的に推進**し、もって認知症に対する不安のないまちを実現することを目的とする。

基本理念

- ① 認知症に関する**正しい知識及び理解**に基づき、**認知症の人及びその家族の視点**に立って取り組むこと。
- ② 認知症の人をはじめ、**誰もが安心して暮らすことのできる地域社会**の実現を目指すこと。
- ③ **市民、事業者、地域組織、関係機関及び市が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携**すること。

※平成 29 年 12 月 26 日公布 平成 30 年 4 月 1 日施行

出所：大府市福祉子ども部高齢障がい支援課提供資料

- ・ また、平成 30 年度から「認知症高齢者等事前情報登録制度」、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」が「おおぶ・あったか見守りネットワーク事業」に加えられた。これは同条

例第 11 条第 4 項「市は、認知症により行方不明となり事故に遭った人又はその家族に対し、必要な支援を行うものとする。」に対応する具体的な取り組みと位置づけられる。従来サービスの併せて運用することで、認知症の人の家族が抱える、万が一の事故への不安軽減を図ることができると考えている。

図表 42 <参考>おおぶ・あったか見守りネットワーク事業における取り組み

<p>■平成 30 年度開始の新規取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等事前情報登録制度 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 <p>■平成 29 年度以前からの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メルマガ配信による捜索協力依頼 ・関係機関・見守り包括協定締結事業所等への FAX 送信等による協力依頼 ・認知症高齢者等の身元確認調査
--

出所：大府市福祉子ども部高齢障がい支援課提供資料を元に日本総研作成

② 「認知症高齢者等事前情報登録制度」、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」が導入された経緯

- ・ 市内に国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、認知症介護研究・研修大府センター、近隣にあいち健康の森健康科学総合センターがあることから、早期から認知症に関する取り組みを実施してきた。
- ・ 具体的には、平成 19 年度に認知症サポーターの養成による、認知症に関する市民啓発を開始。平成 21 年度には愛知県認知症地域資源活用モデル事業として、キャラバン・メイトの養成、行方不明者捜索模擬訓練の実施、捜索協力依頼のためのメールマガジンの配信を開始している。
- ・ 平成 19 年 12 月には、市内で認知症高齢者が鉄道事故で亡くなり、その後、認知症の人を介護する家族の監督義務の有無をめぐる最高裁判所まで争われ、社会的なインパクトを与えると同時に様々な問題を投げかけることとなり、平成 28 年 3 月 1 日に出された最高裁判所の判決は条例制定の契機となった。
- ・ 判決では家族には監督義務は認められないとされ、被害者に賠償金を支払う義務は生じないとされた。家族の監督義務は認められないとしながらも、この裁判により、認知症の人の事故が、その家族に対する損害賠償請求に発展する可能性があることも分かり、認知症の人を介護する家族にとって少なからず精神的負担を生じる契機となった。
- ・ 個人賠償責任保険に加入することで、家族はある程度の安心感を得ることができると同時に、被害者救済を個人賠償責任保険という形で公的に実施することで、認知症の人とともにあるまちづくりを推進する市の姿勢を示すことができると考えている。

図表 43 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の予算・導入スケジュール

➤ 予算

H30年度事業費 20万円（想定被保険者100名×2,000円）

※一般財源（役務費・その他保険料）

➤ スケジュール

H29年11月～ 保険の必要性について議論、情報収集

H30年4～5月 制度設計

H30年5月 事業者の選定（3社見積徴収）

H30年5月25日 記者会見

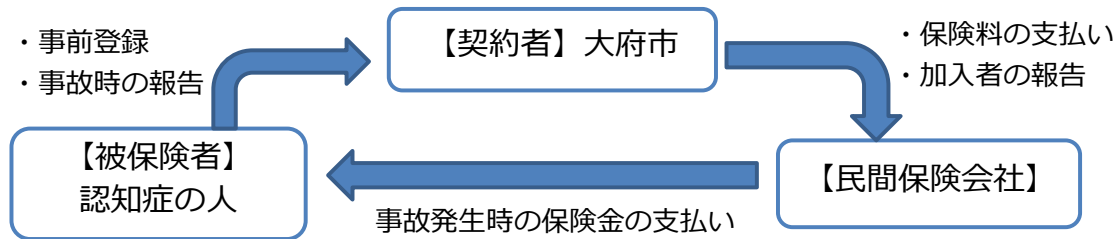
H30年6月1日 実施要綱の施行／事前登録・保険加入者の募集開始

出所：大府市福祉子ども部高齢障がい支援課提供資料

③ 「認知症高齢者等事前情報登録制度」、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」の概要

- ・ 「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」で民間の保険商品（保険会社はあいおいニッセイ同和損保株式会社、以下「あいおいニッセイ同和損保」）を採用した。検討にあたり、先行する大和市の取り組みを参考にさせて頂いた。
- ・ 大府市民を被保険者（補償対象）とし、市が契約者として一括して保険に加入・保険料の支払いをするもの。市民の自己負担はなく、市は加入者 1 人あたり 2,000 円/年を保険会社に支払う。
- ・ 「個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用の特約）」として補償金額 1 億円、「傷害死亡・後遺障害保険金（主契約）」として補償金額 82 万 5,000 円まで補償される。また、示談交渉サービスも付帯している。
- ・ 検討段階では個人賠償責任保険のみの単体商品はほとんどなく、主契約を死亡・後遺障害保険とした特約として契約することを選択した。あいおいニッセイ同和損保を含め 3 社に保険商品の提案と見積依頼を行った。
- ・ 本保険では、加害者・監督者に賠償責任が無くなった場合は賠償金の支払いが行われない。ただし、訴訟には多額の費用と時間を要するため、実際は被害者・加害者とも訴訟を第 1 選択とはせず示談となることが多いと考えている。その場合も保険会社が示談交渉を支援することになっている。
- ・ 別事業として、警備会社の提供する GPS 端末貸し出しサービス（月額 500 円を市が負担し、位置情報の検索を月 2 回まで無料で使用可能）を市民に紹介しているが、こちらの事業への登録者は平成 29 年度に比べおよそ 3 倍になった。個人賠償責任保険事業の申請時に GPS 端末貸出サービスについても説明しており、間接的に保険以外の事業についても家族に啓発する機会となり、理解が深まっていると考えられる。

図表 44 契約者と被保険者の関係



出所: 大府市福祉子ども部高齢障がい支援課提供資料

④ 「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」の加入対象者

- ・ 保険加入対象者は、おおぶ・あったか見守りネットワーク事業への事前情報登録を行った方のうち「認知症もしくは認知症の疑いのある方で、在宅(自宅)生活をしており、保険加入を希望する方」。

図表 45 <参考>事前情報登録制度の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大府市に住民票があり居住している方 ・認知症もしくは認知症の疑いのある方(若年性認知症を含む)または、障がい者手帳をお持ちの方 ・行方不明になる可能性がある方 |
|--|

出所: 大府市福祉子ども部高齢障がい支援課提供資料を元に日本総研作成

- ・ 事前情報登録制度は障がい者等の認知症以外の人でも登録可能とすることで、見守りネットワークを拡大することを優先している。一方、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」は認知症もしくは認知症の疑いのある方のみを対象としている。
- ・ 事前情報登録制度の対象者の確認は、介護保険申請をしている方については、介護保険申請時の主治医意見書の情報に基づき、診断名や認知症自立度で判断している。
- ・ 介護保険の申請をしていない方については、認知症初期症状等のチェックリストを用いて判断しており、介護保険の利用を拒否している方や、医療機関受診が困難な方でも、事業の対象にできるようにしている。なお、チェックリストは愛知県と国立長寿医療研究センターが作成したリーフレットを基に作成している。

⑤ 民間企業・団体との連携

- ・ あいおいニッセイ同和損保は認知症に関する保険契約を行う以前から、地方創生の関係で市の他部署に対して提案を行っており、市が保険制度の検討をする際には制度の枠組み等に関して意見交換を行った。

- ・ 保険会社としては、認知症の人の個人賠償責任保険は企業の社会貢献活動(CSR)の一環として取り組んでいるという意味が大きい。市との意見交換等が商品開発につながっているとのことであった。

⑥ 市民・周囲の反応

- ・ 事前情報登録制度のみではなく、保険制度を同時に実施したことで注目を集め、市民に対するPR効果が高く、登録者は増加している。
- ・ 保険加入により安心感が得られたという家族の声があった。
- ・ 市窓口での手続きの際に、家族に対して認知症に関連する事業、相談窓口等の紹介、本人への対応方法等に関する啓発を実施し、適切な支援、事業に繋げている。

⑦ 今後の取り組みに関する構想、目指す姿について

- ・ 事前情報登録制度の日頃の見守り活動への活用
 - 事前情報登録制度により、本来支援が必要であるが市が把握できなかった市民の情報を得ることができるようになった。例えば、独居の高齢者は民生委員の見守り対象になるが、家族と同居している高齢者は基本的に対象外となる。しかし、家族と同居していても行方不明となるリスクが高い人もいる。このような方々はこれまで把握が難しく、こうして把握できた方を今後、民生委員等、地域の見守りにつなげていくことが重要である。
- ・ 警察との連携体制の強化
 - 警察は家族が行方不明になった際に最初に通報が寄せられる。これまでも協力関係はあったが、市が持つ市民の情報を有効に活用し連携体制を強化する。
- ・ 地域の見守り体制の強化
 - 認知症サポーターの育成により地域の理解者を増やすことやメルマガ登録者を増やすことで見守りネットワークを強化し、「地域のゆるやかな見守り力の強化」、「行方不明発生時の迅速な捜索・連携体制の構築」を推進していく。
- ・ 自治区ごと(おおよそ小学校区に相当。市内に10区ある。)に認知症等で行方不明が発生した際の捜索模擬訓練を実施し、対応マニュアルの見直しに着手している。なお、本市では「徘徊」という表現は認知症に対する誤解や偏見につながるということから、原則として使用せず、「行方不明者」等の表現を使用している。
- ・ 今後の対応・目指す姿
 - 保険は何かあったときの救済手段でしかないので、行方不明や事故に発展する前に未然に防ぐための地域の見守り体制構築、ハイリスク者への専門職による支援、市民全体への啓発等を並行して行っていくことが重要という認識である。
 - 市民の自己負担について、現時点では行方不明になるハイリスク者の把握手段とな

っており、万が一の事故に備えた救済制度として効果の高い事業であると考えているため自己負担を徴収していない。将来的には社会情勢に応じて適宜見直しをしていくものと考えている。

- 条例制定を契機に、他部署を含めて個別に実施していたものを面で連携、展開し、認知症に対して全国的なモデルとなるような先駆的な取り組みを実施することで、認知症に対する不安のないまちづくりを推進する。

(13) 神奈川県海老名市

- 徘徊の可能性のある高齢者を対象とした賠償責任保険の加入支援制度「高齢者(認知症)あんしん補償事業」を平成 30 年 7 月より開始した。
- JR 東海認知症訴訟判決を受け、当市でも取り組みが必要という意識が高まっていたことに加え、当市の交通環境として鉄道 3 路線が走り、高速道路も有していることから徘徊高齢者が交通事故等に遭う可能性が高いという認識もあった。

① 導入の経緯

- ・ JR 東海認知症訴訟判決を受け、当市でも取り組みが必要という意識が高まっていた。当市は小田急・相鉄・JR相模線の 3 路線が走っており、また高速道路を有しているため交通の利便性が高い。それゆえ、徘徊高齢者が交通事故等に遭う可能性が高いという認識である。加えて、損害賠償請求には至らなかったが、市内で徘徊高齢者が踏み切り内に立ち入り、電車を停めてしまった事例が発生した。これらを踏まえ、賠償責任保険の制度化が進め、平成 30 年 7 月より事業を開始した。
- ・ 隣接する大和市が損害賠償責任保険の加入支援を先行導入していたので、参考にさせていただくことができた。

② 取り組みの概要

- ・ 当市が委託した社会福祉協議会が保険契約者となり、「個人賠償責任保険特約付き傷害保険」に加入してもらう。被害者に対しては、最大 3 億円(個人賠償責任保険)、加害本人が死傷した場合や後遺症が残った際には最大 82 万 5000 円(傷害死亡・後遺症障がい保険)を補償する。被保険者となる市民に保険料負担はない。
- ・ 加入の条件は市の「はいかい SOS ネットワークシステム」に登録していることである。事前に徘徊する可能性のある高齢者(概ね 65 歳以上)の情報を登録しておき、緊急時に市・警察・保健福祉事務所が検索する仕組みである。
- ・ なお、高齢者(認知症)あんしん補償事業開始時点で SOS ネットワークに登録している方は自動的に同保険に加入済みとした。

図表 46 高齢者(認知症)あんしん補償事業の概要

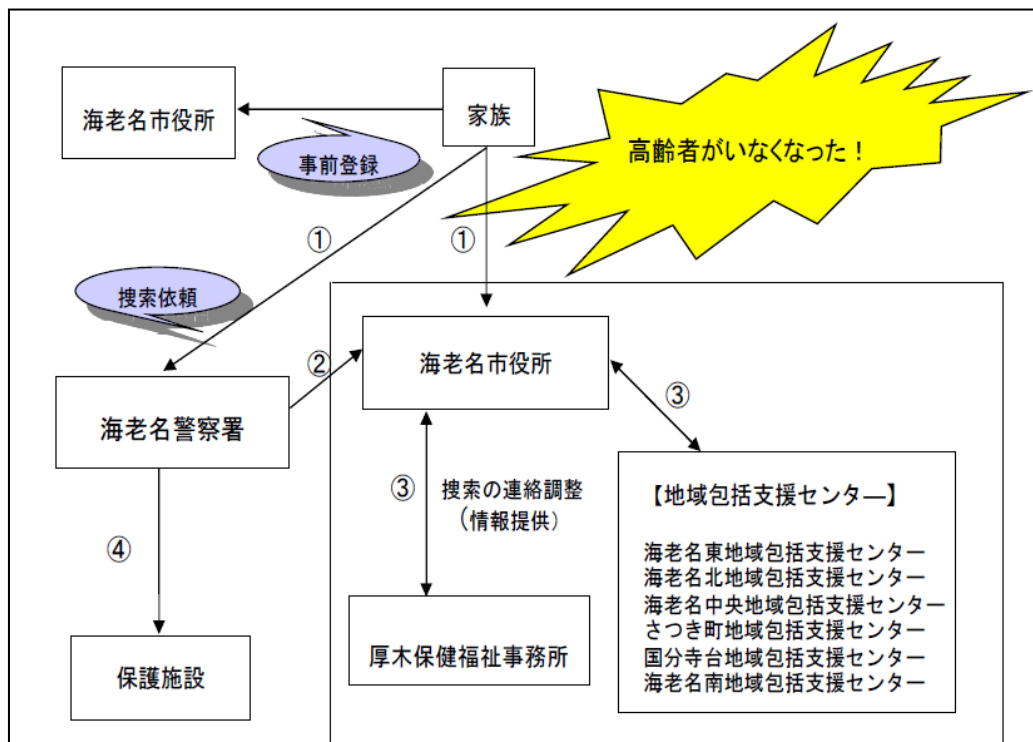
- | |
|--|
| 1. 保険内容
(1)種類:個人賠償責任保険特約付き傷害保険
(2)補償内容(期間1年)【個人賠償責任保険】最大3億円
【傷害死亡・後遺症障がい保険】最大825,000円 |
| 2. 実施期間
平成30年7月1日～ |
| 3. 保険対象者「はいかい SOS ネットワークシステム」登録者 |
| 4. 予算 345,000円 |

出所:海老名市「平成30年6月29日市長定例記者会見資料」を元に日本総研作成

③ 導入にあたり工夫した点

- ・ 市が民間保険会社と契約する場合、市自らが保険商品を探す必要があるが、社会福祉協議会に委託したことで、こうした業務を切り離すことができた。当市と社会福祉協議会は以前から市民向けの事業に関して良好な協力関係を築いていたため、市議会等の理解も得られた。社会福祉協議会がどのような保険商品を選ぶかについては市が強制する立場にないが、適宜市側の意向(市民のために必要なサービス内容)をある程度考慮してもらえている。
- ・ 被保険者の人数が事業予算に影響するため、適切な範囲を検討することが重要だが、事例・データが少なく難しかった。例えば、要介護度2以上の高齢者と定義すると、当市の場合、数千人に及ぶため、予算も数百万という規模になってしまう。また、実際に徘徊する可能性があるかどうか重要であり、要介護度で機械的に線を引くことは現実的ではない。結果として、既存の事業である「はいかい SOS ネットワークシステム」に登録していること、という条件に落ち着いた。登録時はケアマネジャー、地域包括支援センター職員が登録希望者の状況を確認する。この用件であれば、支援が必要な方に限定して制度を活用してもらえ。登録者は、事業開始時点は55人であったが、60人後半まで増加している。(平成31年2月27日時点)

図表 47 はいかい SOS ネットワークシステムの連携イメージ



出所:海老名市「平成 30 年 6 月 29 日市長定例記者会見資料」を元に日本総研作成

- ・ 市が負担する保険料は年間 3,000 円/人であるので、委託化する費用を含めても 34 万 5000 円/年の事業規模であった。安価に導入でき、予算化が比較的容易であった。また、委託者選定のための入札も不要であった。

④ 今後の展望

- ・ 市が民間保険会社と契約する場合、市自らが保険商品を探す必要があるが、社会福祉協議会に委託したことで、こうした業務を切り離すことができた。当市と社会福祉協議会は以前から市民向けの事業に関して良好な協力関係を築いていたため、市議会等の理解も得られた。
- ・ 65 歳以上で認知症を発症する方が増加することから、今後は予算規模を 100 人～150 人まで増加させる予定である。ただ、徘徊の可能性のある方は青天井には増えない。認知症が進行した場合は、外出が困難になるため、登録者は頭打ちになるだろう。
- ・ 市が保険加入料を助成するかは引き続き議論が必要である。事業開始時は認知症の人を対象にした保険商品が少なかったが、最近は複数の保険会社から加入料が比較的安価な保険商品がリリースされている。保険の対象者が数千人規模になる場合には、市民が各自で保険料を負担して加入してもらうということも必要かもしれない。
- ・ 保険事業に関する市民の認知度は上がってきているが、社会福祉協議会に委託している

ため、市が大々的に広報することが難しいという課題もある。当面は、介護認定協議会、ケアマネ連絡会等で事業を説明し、周知していくことを継続する。また、自治体の回覧板の活用、市の広報誌への掲載も行っていく。

(14) 神奈川県大和市

- 認知症に関する”宣言”を実施し、それに基づき全国初の保険制度導入。
- はいかい高齢者等 SOS ネットワークの登録者を対象に保険に加入してもらい、市が保険料の支払いを行う。
- 初期導入から 2 度の契約内容の見直しを行っており、現在は、損害賠償、傷害補償、示談交渉サービスの他に、見舞費用補償が付与されている。

① 認知症施策の全体像と官民連携の取り組みの位置付け

大和市は、健康を市政運営の中心に据えて、「健康都市」の実現を目指している。平成 21 年に「健康都市 やまと」宣言を行い、「人」、「まち」、「社会」という 3 つの領域から健康づくりを進める考えを打ち出している。

認知症施策としては、「認知症の予防」、「認知症に対する理解の促進」、「認知症についての相談・早期発見・早期対応」、「家族介護者等への支援」、「その他」の 5 領域に分けて取り組んでいる(図表 48)。

図表 48 大和市における認知症施策一覧

大和市の認知症施策		
取り組み	事業名	内容
(1)認知症の予防	コグニバイク 設置	認知機能の向上を目的とした、脳と体の両方を同時に活動させる自転車型運動機器「コグニバイク」2台をH30.5から文化創造拠点シロウスに設置しています。
	認知症予防コグニサイズ教室	「タブレットを活用した認知機能の検査」を受けた方を対象に、週1回5か月＋月1回4か月を組み合わせ、認知機能の維持・向上を目指し、有酸素運動や認知課題と運動を組み合わせたコグニサイズを継続的に取り組む教室を開催しています。
	運動による認知症予防セミナー	認知トレーニングと運動を組み合わせて行うことで、脳を活性化させる「コグニサイズ」を体験します。
	通所型サービス	専門家対象者が、週1回4か月通う講習で、運動と脳の活性化のレクリエーションを行います。
(2)認知症に対する理解の促進	認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で見守る「認知症サポーター」になるための講座です。29年度から全中学校での実施に取り組んでいます。
	認知症サポーター養成ステップアップ講座	認知症サポーターの方を対象に、認知症の人や家族の気持ち、症状への理解をさらに深め、地域での活動事例等を知ること、更に地域で活動できるサポーターとなることを目指す3日間コースの講座です。H29年度から開始。
	認知症講演会	最新の情報を含め、認知症についての正しい知識を学ぶことができます。医師等による講演会です。
(3)認知症についての相談・早期発見・早期対応	タブレットを活用した認知機能の検査	タブレット端末を使用して、画面に表示される問題や課題に取り組むことで、記憶力や注意力などの認知機能の検査ができます。また、5m歩行、握力測定など簡単な体力測定も行います。保健指導も含めて行い、MCI(軽度認知障害)の早期発見、改善への取り組みにつなげます。H30.1から試行、H30.4から本格実施。月30人程度。
	認知症初期集中支援チーム	地域包括支援センターが把握した認知症の相談から、初期に医師を含む専門職が集中的に関わる必要がある人に対し、6ヶ月間を目途に、認知症サポート医の助言を受けながら、チーム員が家族等の相談に応じ、専門医への受診の支援や介護サービスの利用支援等を行います。
	認知症ケアバス	認知症の人の状態に応じた適切な認知ケア(医療・介護サービスの提供・支援体制等)の流れを整理して示し、予め認知症ケアの流れを知ること、認知症の人やその家族、市民の認知症に対する不安の軽減を図ります。
	多職種協働研修(ライフサポート研修)	認知症に携わる医療、介護、福祉等の専門職が、お互いの役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていけるよう、対象の事例検討やグループワークを開催します。
	認知症を含む総合相談窓口	高齢の方の総合相談窓口である地域包括支援センターが、認知症の相談、介護保険やその他の福祉サービス等、総合的な相談に対応します。
	認知症地域支援推進員	市と9つの地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員は、認知症疾患医療センターを含む医療機関や認知症サポート医、介護サービス事業者及び地域の支援機関と連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。また、認知症ケアバスの普及や認知症初期集中支援チームとの連携、認知症カフェ、多職種協働研修の開催等地域における支援体制の構築を図ります。
	認知症発見チェックシステム	認知症の早期発見・早期治療に結びつけるために、携帯電話やパソコンで認知症を簡単にチェックできるサイトを市のホームページ上で紹介しています。
(4)家族介護者等への支援	やまとカフェ(認知症カフェ)	認知症の人とその家族が地域ボランティアや支援者と一緒に気軽に集い交流する場です。認知症の人と一緒に、認知症になっても安心して暮らせる地域を考える場です。
	認知症カフェ運営補助	専門職の配置などの要件を満たし、認知症カフェを運営する法人、その他の団体又は個人に運営費用の一部を補助します。月1万円年度12万円上限。
	臨床心理士による認知症相談・介護者交流会	認知症の人を介護している介護者の悩みを軽減するため、臨床心理士の視点で、個別に相談に応じる他、介護している人同士が気軽に語り合う交流会を開催しています。個別相談会12回、介護者交流会6回、専門職へのスーパーバイズ4回。
	介護者教室	各地域包括支援センター・在宅介護支援センターで年4～6回実施しています。介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等を学ぶための教室です。
(5)その他	はいかい高齢者等 SOS ネットワーク	市、地域包括支援センター、県、警察がネットワークを組み、徘徊高齢者等を早期に発見するための事前登録制度です。SOSワッペン、コードシール、反射シールを配布しています。
	はいかい高齢者等位置確認支援	総じてGPS端末をはじめ、徘徊高齢者等を早期に発見・保護します。利用料については、介護保険区分に応じて利用者負担があります。
	はいかい高齢者等個人賠償責任保険	法律上の損害賠償責任を負った場合や日常生活におけるケガ等に対して補償される保険に市が契約者として加入します。はいかい高齢者等 SOS ネットワークの登録市民が被保険者です(自己負担なし)。
	認知症当事者の集いの検討	認知症の人が集まり、悩みや思いを語り合える認知症当事者の集いの場づくりを検討します。
成年後見制度利用促進	地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定	周囲が真実に基づいた際、速やかに手を差し伸べられるよう、市内事業者等と協定の締結を促しています。18協定19社。
	グループホーム 家賃助成	認知症でありながら、費用面でグループホームに入所することができない人に対して、一部入居費用を補助します。

出所:大和市受領資料より作成

認知症の予防や認知症の人を適切な医療・介護につなげる取り組みと共に、市民が認知症の人への理解を深め、互いに支え合うまちづくりを進めるため、「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言を平成 28 年 9 月 15 日に実施し、宣言によって関係者や市内での動機付けを行った(図表 49)。スピーディに取り組みを進めることを優先し、宣言を実施することとした。

図表 49 「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言

No.28-8
大和市からのお知らせ
—YAMATO CITY INFORMATION—

「認知症 1 万人時代に 備えるまち やまと」宣言

大和市の認知症者数は、2025 年には約 1 万 800 人まで増加すると予測されています。これに備え、9 月 15 日、「**認知症 1 万人時代に備えるまち やまと**」宣言を実施しました。


「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言

- ・超高齢社会を迎え、認知症になる人は急激に増加しており、大和市においても近い将来、その数は、1 万人を超えるものと予想されます。
- ・これからは、誰もが認知症にかかわる可能性があり、あらゆる世代、立場の人が協力しあい、認知症の人への理解を深め、その想いに寄り添っていくことが大切です。
- ・大和市は、認知症の人が住み慣れた地域で、人と人のつながりを育みながら、自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、様々な取り組みを進め、認知症 1 万人時代に備えます。

平成 28 年 9 月 15 日

■9 月から開始した新たな取り組み
 新たな施策も積極的に推進しています。

- 徘徊高齢者を早期発見するためのコード入りのシールなどを配布
- 認知症サポーターの講師役「認知症キャラバン・メイト」の養成を実施
- ひまわりサロンに、認知症予防につながる「コグニサイズ」を導入。



☎ 保健福祉センター高齢福祉課認知症施策推進担当 ☎(260)5612.

出所:大和市 HP

②取り組みの背景

平成 27 年 3 月、愛知県大府市にて認知症の高齢者が徘徊中に電車事故に遭い、鉄道会社から高額な損害賠償を請求される事案が起こったこと、さらに大和市は交通利便性が高く、事故のリスクが高いことから、徘徊に対するご本人やご家族の不安が募り、平成 29 年春から保険事業の検討に取り組み始めた。保険事業により、本人が徘徊により、事故やけが等をする不安、また第三者に対して負わせた賠償に対する不安を和らげることが重要と考えた。

このようにして、訴訟判決が下りてからわずか半年で、「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言を実施し、その後平成 29 年 11 月には全国初の事業として保険事業をスタートするに至った。

③取り組みの内容

a) 取り組み検討の経緯

事業化当初は、保険会社に問い合わせたものの、賠償責任だけではリスクが高く、また判例も少ないことから、商品設計が困難である印象であった。大和市内の別事業であった、子どもに対する自転車運転に係る賠償責任の保険事業を参考に検討を行い、保険会社に掛け合うこととした。保険会社と意見交換を行いながら事業の仕様を組み立てた。

平成 29 年に保険事業を開始し、様々なメディアに取り上げられたことにより、他保険会社からも積極的に商品営業が来るようになった。民間保険会社の方から様々な提案がなされるまでに至った。入札形式で、市の意向に沿った保険内容で実施できる事業者を選定することで、市主導で民間企業を活用出来るようになった点は非常に良いと感じている。現在は東京海上日動株式会社の商品を活用している。

b) 保険の概要

保険内容は下記の通りである(図表 50)。平成 29 年 11 月に作成してから、すでに 2 回の改定を行い、少しずつ実態に即した保険、理想の保険内容に修正を行った。平成 30 年の改定にて、保険適合の場面を限定した。具体的には、日常のあらゆる場面における入院・通院の補償を行うと、徘徊に関係のないけが・入院等も含まれてしまう恐れがあることから、外出時の交通事故等の場面に限定した。また、平成 31 年の改定時には、保険適合の範囲を鉄道車両損壊のない遅延損害まで広げるとともに、見舞費用補償を追加し、実態に即した内容に修正を加えた。保険会社との契約は自動更新ではなく、1 年契約とし都度保険内容の見直しができる体制を整えている。

図表 50 保険の内容

平成 29 年 11 月	平成 30 年 11 月	平成 31 年 2 月 (現在)
損害賠償 最大 3 億円 傷害補償 死亡・後遺障害 ・・・最大 300 万円 入院・・・1500 円/日 通院・・・1200 円/日 その他：示談交渉サービス付	損害賠償 最大 3 億円 傷害補償 死亡・後遺障害 ・・・最大 50 万円 その他：示談交渉サービス付	損害賠償 最大 3 億円 傷害補償 死亡・後遺障害 ・・・最大 50 万円 見舞費用補償・・・15 万円 その他：示談交渉サービス付
※傷害補償の対象：日常のあらゆる場面	※傷害補償の対象：外出時の交通事故等に限定	※鉄道事故：車両損壊がない遅延損害等も対象。 ※見舞費用補償：賠償責任の有無を問わず被害者死亡時に支払う。
登録者 242 人	登録者 296 人	登録者 309 人
負担額 1 万 150 円/人	負担額 1,600 円/人	負担額 2,250 円/人

出所：大和市受領資料より作成

被保険者は市内の制度である、「はいかい高齢者等 SOS ネットワーク」の登録者である。「はいかい高齢者等 SOS ネットワーク」とは、徘徊の心配がある高齢者の個人情報(登録者の氏名、住所、生年月日ほか、登録者の様々な情報(認知症の程度や身体の特徴))を登録し、関係機関で共有することで、登録者が行方不明になった際に、早期発見・保護に繋げることができるようにする制度である。登録者に対して、登録番号を付し、登録番号に紐づけられた形で関係機関に共有を行うことで、プライバシーに配慮しながら捜索協力を得ることが可能となっていることがポイントである。関係機関とは大和市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、大和警察署等であり、登録者の希望があれば、公共交通機関(鉄道、タクシー、バスの各運行会社)への情報提供も実施している。登録については、特にハードルは高くなく、地域包括支援センターあるいは在宅介護支援センターの職員が、徘徊リスクがあると認めれば、診断がない場合でも登録可能としている。現状の保険事業においては、登録者 1 人に対し市が 2,250 円全額負担している。

c) 特徴

補償の範囲を、本人、本人の配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子だけでなく、その他の法定の監督義務者まで含めていることがポイントである。

また、保険事業に加え、「はいかい高齢者等 SOS ネットワーク」登録者は、小型 GPS 端末付きシューズを利用した「はいかい高齢者等位置確認支援事業」を利用することができ、ご家族等がパソコンやスマホからいつでも位置情報を検索できるようにしている。

d) 効果

本人や本人の家族からは安心感に繋がったという声が多かった。けがや事故に合う心配だけでなく、第三者に迷惑をかけてしまう心配についても、ある程度取り除くことができたのではないかと考えられる。安心感により、これまで認知症だからと外出を控えていた人たちも、積極的に外出できるようになったことは良い効果であると思う。また、市民からは、自分の住んでいる市が認知症施策に注力していることを誇りに感じるといった意見が聞かれた。両親の住む他市にも取り組みを提案するため、詳細を教えてほしいという声もあった。

また、本事業や GPS 付きシューズの配布により、「はいかい高齢者等 SOS ネットワーク」登録者が大幅に増加したことは、相乗効果であると感じる。

メディアに取り上げられることも多く、保険事業のリリース後からこれまで(平成 31 年 2 月時点)で 265 件の問い合わせがあった。同様の事業を他自治体でも取り組み始めるなど、良いきっかけづくりができていないかと思っている。

④ 取り組みを進める上での課題

なぜ認知症だけを対象とするのか、障害者や子どもについては対象としなくて良いのかといっ

た意見も一部ある。現状は限られた資金の中で認知症を対象として取り組んでいるという状況である。

⑤ 今後の展望

今後も、実態に即した保険内容になっているか都度確認しながら進めていきたい。今回の改定時に追加した見舞費用補償については、15万円が金額として妥当かどうか現段階では判断ができていないため今後検討していきたい。

行政がどこまで取り組むべきかの線引きは必要である。人員、資金が限られ、担当課の業務も認知症の人を対象にした保険だけに限られないため、民間の保険商品を活用するという方向性が妥当ではないかと考えており、大和市独自で保険を作ることは考えていない。

また、認知症の人を対象にした保険事業については、今後、国の舵取りにより全国に広がると、住んでいる地域に限らず安心して暮らせるようになるのではないかと思う。一方で、必ずしも全自治体に必要とも限らないので、取り組む際には検討が必要であると感じる。

(15) 栃木県小山市

- 認知症により徘徊の恐れがある高齢者等が、日常生活において偶然の事故により第三者に損傷を負わせるなどして損害賠償責任を負った場合に、これを補償する損害賠償保険加入を支援する事業を実施。
- 全国的にも早期(平成 30 年 6 月)に事業を開始し、平成 31 年 3 月 1 日現在までに 1 件の保険利用があった。

① これまでの認知症の人にやさしいまちづくりに関する市の取り組みと本事業の位置づけ

これまで小山市では徘徊高齢者等について以下の事業を実施してきた。

- a. 小山市徘徊高齢者等賠償責任保険加入支援事業
- b. 小山市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業
- c. 小山市徘徊高齢者探索機器利用費助成事業

賠償責任保険の加入は SOS ネットワーク加入が必須であり、探索機器利用費助成と合わせて徘徊高齢者等を多面的に支援している。

② 小山市徘徊高齢者等賠償責任保険加入支援事業の概要

認知症により徘徊の恐れのある高齢者等(若年性認知症の人も含む)が、日常生活において偶然の事故により第三者に損傷を負わせてしまうなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する損害賠償保険加入を支援することで、家族の不安解消を図ることを目的とするもの。登録者は 44 名(平成 31 年 3 月 1 日時点)である。

小山市民を被保険者として市が保険会社と契約を結んでいる。市民の自己負担は 1,000 円/年である。(市負担は 2,000 円/年)補償限度額 1 億円、示談交渉支援は含まれていない。

契約は単年契約で自動更新ではないため、比較的短いサイクルで契約内容を見直すことが可能である。これまでに実際に保険を利用した方が 1 名いる。適用されたのは、他人の高額な所有品をゴミと認識して燃やしてしまったケースであった。(平成 30 年 10 月)

保険加入の必須条件である SOS ネットワークへの加入については、介護保険利用者に限定せず、認知症と診断されている人の中で広く徘徊する可能性のある人が加入できるようにしている。実際の申請時にも聞き取り(自己申告)を判断基準としている。(介護保険利用者の場合は意見書も参考にする)

なお、徘徊高齢者等に関する情報提供は、SOS ネットワーク加入者からの情報提供(年 3 件程度)よりも、警察からの情報提供のほうが多い。(年 60 件以上)これは、市の対応窓口が閉まった後は必然的に警察が相談受付の窓口となっていて、かつ夕方以降の相談が多いためであり、警察は大変重要な連携先といえる。認知症に対する取り組みについて、市-警察間で書面を取り交わしてはいるが、以前から福祉分野(虐待等)で連携してきた背景がある。損害賠償保険には、徘徊した事実があれば加入できるため警察からの情報提供により加入につながるケースも多い。

図表 51 徘徊高齢者等賠償責任保険内容(概要)

【保険種類】	個人賠償責任保険のみ(補償限度額 1 億円) 示談交渉なし
【その他】	自己負担 1,000 円/年、市負担 2,000 円/年 予算一般会計 100 万円(100 人分) ※当初 1 人当たりの保険料見積り 1 万円
【実績】	登録者 44 名(平成 31 年 3 月 1 日現在)
【保険利用者】	1 名(平成 30 年 10 月)

出所:小山市提供資料

③ 事業導入の経緯

愛知県大府市で認知症の男性が JR 東海の列車と接触して亡くなった事故に関する JR 東海認知症賠償責任訴訟の判決を受け、小山市内で開催された市長と市民が参加する懇談会において、市民からの要望として声が上がった。市民の声を受け、平成 29 年 12 月頃から市の内部で検討を開始、早急に予算化し、大和市の資料を参考に要領を作成。2 月の議会で質問があり、諮ったところ賛成の声が多く、PR になり、3 月に認知症総合支援会議に諮り承認を得た。その後、地域の保険代理店に見積書を依頼し、契約となった。

導入前に複数の保険会社に相談したが、個人賠償責任保険をメインとした保険を扱っている保険会社が少なく、インターネット等の情報も少なかったため、保険会社を探すのに苦慮した。

④ 他の事業への波及効果

徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業は平成 28 年度から実施されていたが、当時の登録者数は一桁であった。しかし、徘徊高齢者等賠償責任保険加入支援事業を開始した後は登録者が急増して 61 人となった。(平成 31 年 3 月 1 日時点)なお、このうち、44 人が保険加入者である。

⑤ 市民の反応

自己負担を無料としている自治体がある中で、小山市は自己負担を 1,000 円に設定しているが、市民やケアマネジャー等からは「1,000 円で済むならありがたい。」「制度があつてよかった、是非利用したい。」といった好意的な声が多く聞かれている。

⑥ 運用開始後の課題

現在の保険には、示談交渉の支援サービスが含まれていない点が課題と考えている。徘徊する可能性がある高齢者等の家族も高齢であるケースが多く、示談交渉を自身で進めることが難しい場合がある。これまでは、ケアマネジャー等が対応できる範囲で支援しているが限界がある。現在の保険契約を更新するタイミングで示談交渉の支援サービスを含む保険商品に切り替えることを検討している。

⑦ 今後の取り組みに関する構想、目指す姿について

賠償責任保険の内容について、示談交渉支援サービスの有無や、傷害保険等がセットであるなど保険会社によって補償内容が多様であるため、より市民が利用しやすく、かつ公費負担の小さい保険商品を探していく必要があると考えている。

また、積極的な広報によって、SOS ネットワークと合わせてより多くの市民に加入して頂くことで、認知症の人たちとその家族や介護者が安心して生活できる小山市を目指していく。

図表 52 小山市徘徊高齢者等賠償責任保険加入支援事業パンフレット

**徘徊高齢者等SOSネットワークに登録すると
保険に加入できます！**

徘徊高齢者等SOSネットワークって？

認知症の方が徘徊で行方不明になった時に、事前にご登録いただいた情報をもとに協力機関（介護保険施設や地域企業など）に搜索の協力をお願いして、早期発見と安全確保をめざすネットワークです。

保険って？

「個人賠償責任保険」という種類の保険です。認知症の方が徘徊中にあやまって他の方に損害を与え、損害賠償責任を負った場合（物を壊した、自転車で人を轢いてしまったなど）に、被害者に支払うべきお金を保険会社が負担します。
この保険の掛け金は市が一部負担します（ご本人の自己負担は1,000円/1年）

登録するには？

あらかじめ「登録票」に必要事項を記入いただき、徘徊する危険のあるご本人の「写真」（なるべく全身が写っているもの）を添付して、市役所の地域包括ケア推進課にご提出ください。

（※登録時に税金の納め忘れのある方は加入できませんのでご注意ください）

小山市役所 地域包括ケア推進課 在宅医療介護連携係
0285-22-9853-9648

出所:小山市提供資料

(16) 福岡県久留米市

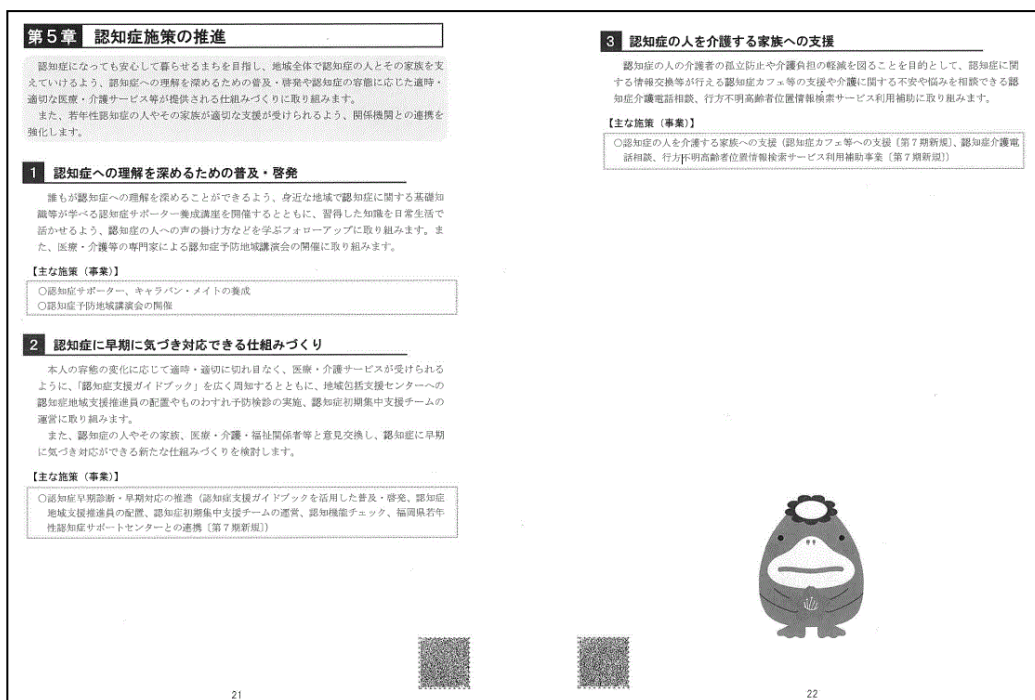
- 「認知症になっても安全に、安心して暮らせるやさしいまち」を目指して、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業をはじめとした認知症の人とその家族を支える仕組みを構築。

① 認知症施策の全体像と認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の位置付け

久留米市の認知症施策は、平成30年4月策定の「久留米市第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の「第5章 認知症施策の推進」に基づき行われている。第5章は、①認知症への理解を深めるための普及・啓発、②認知症に早期に気づき対応できる仕組みづくり、③認知症の人を介護する家族への支援で構成されおり、久留米市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業は、計画には具体的な記載はないが、③認知症の人を介護する家族への支援の事業のひとつとして行われている。

この事業に加え、久留米市では認知症支援ガイドブック(認知症ケアパス)の作成・配布、久留米市高齢者あんしん登録制度、認知症カフェ等の支援、久留米市行方不明高齢者位置情報検索サービス利用者補助事業等により、認知症の人と家族を支える仕組みを構築している。

図表 53 久留米市第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 第5章



出所:久留米市第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

② 取り組みの背景

久留米市は、久留米大学医学部が認知症の早期発見・早期対応等に関する研究に注力し、研究の成果を積極的に地域に還元していたこともあり、認知症に関する取り組みが進んでいる地

域である。市では認知症の人とその家族を支援する上で、認知症の人が他人を傷つけたり、他人の財物を損壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合について、公的な救済制度がないことが課題となっていた。

そのような課題認識のもと、平成 29 年 11 月に神奈川県大和市が民間の損害保険会社の保険に団体加入し、保険料を市が負担することで、認知症の人とその家族の支援を開始したことが契機となり、また、踏切の数が多い地域であることも相まって、久留米市における保険制度の導入の検討を開始した。

久留米市として、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しており、保険制度の導入を通じて、認知症の人とその家族を社会全体で支えていくというメッセージともなるため、平成 30 年度より久留米市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業が行われることとなった。

③ 取り組みの内容

a) 目的

認知症の人やその家族への支援策として、既存事業の「久留米市高齢者あんしん登録制度」や「行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助」に加えて、認知症高齢者等個人賠償責任保険を付加することで、認知症の人やその家族に対する支援の充実を図ること。

b) 概要

認知症の人やその家族が、在宅で生活する上での経済的・精神的な負担を軽減するために、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に久留米市が加入するもの。

i. 事業の期間

平成 30 年から平成 32 年度まで(3 ヶ年)

ii. 被保険者

「久留米市高齢者あんしん登録制度※」の登録者のうち、「在宅で生活し、要介護認定における主治医の意見書又は要介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa 以上の方」であって、市が必要と認める方。

※認知症などにより、行方不明になるおそれのある方の早期発見、保護を目的とした事前情報登録制度。

iii. 保険契約者

久留米市(被保険者の保険料の自己負担はなし)

iv. 保険の内容

認知症の人が他人を傷つけたり、他人の財物を損壊したりして法律上の損害賠償責

任を負う場合に備える個人賠償責任保険である。内容は以下のとおり。

- ▶ 補償金額:1 事故あたり最大 3 億円
- ▶ 示談交渉サービス付き(被保険者に代わって保険会社が示談交渉を実施)
- ※個人賠償責任保険のため、被保険者の死亡や障害等への保険金の支給はなし。

v. 保険料

平成 30 年度の 1 人当たり保険料額:年額 1,490 円(全額市が負担)

vi. 在宅の範囲

次の(ア)～(ウ)に該当するもの以外を在宅と位置付ける。

(ア) 介護保険サービスにおける施設サービス及び居宅系サービスを利用する者

(イ) 医療法に規定する病院又は診療所に入院する者

(ウ) 次のいずれかの社会福祉施設に入所する者

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等
- ・生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム

c) 特徴

久留米市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の特徴は以下のとおり。

i. 補償の対象を個人賠償責任のみにしたこと

平成 19 年の大府市における鉄道事故で問われたのは、鉄道会社(被害者)に対する損害賠償責任を認知症の人とその家族が負うか否かであり、認知症の人やその家族が、在宅で生活する上での経済的・精神的な負担を軽減するという本事業の目的を鑑みると、市として保険制度を構築する必要があるのは個人賠償責任保険であると判断。損害保険会社との協議を行い、個人賠償責任のみを補償の対象として保険に団体加入を行い、現行の制度を構築した。

ii. 保険料が安価であること

補償の対象を個人賠償責任のみとしたことにより、本人の死亡や障害等による保険金給付を行っていた他の先進事例と比較して、保険料を安価(保険導入当時の先進事例の約 15%)に抑えることができた。

iii. 保険料を全額市が負担することで加入しやすくしたこと

被保険者の保険料を全額市が負担することにより、認知症の人とその家族の方の経

済状況に関係なく、安心して保険制度に加入することが可能となった。

iv. 加入要件を具体的に定めたこと

「在宅で生活していること」、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上であること」が加入要件であると具体的に規定しており、保険の対象者が明確になっている。

d) 効果

平成 31 年 3 月 1 日時点で 162 人の被保険者が加入しており、認知症の人とその家族が安心して生活できる基礎の一つとなっている。また、久留米市高齢者あんしん登録制度(認知症などにより、行方不明になるおそれのある方の早期発見、保護を目的とした事前情報登録制度)への加入を前提とした制度としているため、保険への加入を契機として、登録をする方も増えており(登録者数:平成 29 年度末時点 236 人⇒平成 31 年 1 月末時点 380 人)、早期発見、保護の実現に向けて、地域の仕組み作りが促進されている。

更に、保険制度の周知が、民生委員や校区社会福祉協議会など、地域で様々な人を見守る人たちが改めて認知症の人(特に、独居高齢者など)への対応を考えるきっかけともなっており、地域全体の認知症の人への理解が進んでいる。

図表 54 久留米市第 7 期高齢者福祉計画及介護保険事業計画 第 5 章

久留米市高齢者あんしん登録制度のご案内

「高齢者あんしん登録制度」って何?
認知症などが原因で行方不明となるおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、行方がわからなくなったときには、登録された情報をもとに捜索協力を行い、発見時の身元確認や家族への連絡を行うための制度です。

登録するとどうなりますか?
「高齢者あんしん登録制度」に登録された方には「緊急連絡用シール(アイロンプリント)」を10枚(無料)で配付します。登録した高齢者がよく着用する衣服、バッグなどに張ってください。高齢者を保護した際に本人の特定、家族への連絡を行うことができます。

※緊急連絡用シールには、登録番号以外は記載されていませんので、関係者以外が見ても本人の特定はできません。
KCSOS
△△-○○○○

行方不明になってしまったときは?
ご家族等が行方不明になった場合は、久留米警察署(旧田丸町の方はうきは警察署)へ行方不明者届を出してください。「久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会」の構成団体へ情報提供の手配をします。行方不明高齢者を発見・保護した場合は、警察へご連絡ください。


久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会とは?
行政、警察、消防などが協力し、認知症などにより行方がわからなくなった高齢者等を早期に発見、保護するためのネットワークづくりを目的とした協議会で、次の団体から構成されています。

【久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会構成団体】
久留米警察署(生活安全課)、うきは警察署(生活安全課)、久留米市(長寿支援課)、久留米市保健所、久留米広域消防本部、久留米市消防団、久留米医師会、久留米市老人福祉施設協議会、久留米市社会福祉協議会、久留米市地区社会福祉協議会連合会、久留米市民生委員児童委員協議会、久留米市老人クラブ連合会、久留米市女性の会、婦人会、高齢者協議会、久留米市福祉まちづくり連絡協議会、久留米市消防協会連合会、久留米市地区金融機関防犯連絡協議会、福岡県石油協同組合、久留米市タトゥー協会、西農/久留米株式会社

登録するにはどうしたら良いの?
下記の窓口で受け付けております。(市役所開庁日を除く。)

- ◆登録窓口
久留米市健康福祉部長寿支援課(久留米市庁舎6階)または各総合支所市民福祉課
- ◆登録に必要なもの
①高齢者あんしん登録制度利用・変更申請書
②登録対象者の確認資料の写し(介護保険証・医療保険証など)
③同意書(本人または家族以外の方が申請する場合)

お問合せ窓口
久留米市健康福祉部長寿支援課
〒830-8520 久留米市城南町15番地3 TEL:30-9038 FAX:36-6845



平成 年 月 日

高齢者あんしん登録制度(利用・変更)申請書

久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会長様

申請者【本人・家族・その他()】※その他の場合、本人・家族の同意書が必要
氏名: _____
住所: _____ 連絡先: _____

裏面の同意事項に全て同意の上、下記のとおり高齢者あんしん登録制度の(利用・変更)を申請します。
【登録対象者】(確認資料・介護保険証・医療保険証・その他())

氏名	性別	生年月日
住所	別	M・T・S 年 月 日 (歳)
電話	電	
電話	話	(携帯)

【シール送付先】(申込者以外に送付する場合はのみ記入する)

氏名	住所
住所	住所

【緊急連絡先】

氏名	住所	連絡先1	連絡先2
住所	住所	(対象者の続柄:)	(対象者の続柄:)
電話	電話		
電話	話		

【対象者の状況】

身長: cm 体重: kg 体格: 髪型: _____
その他の特徴: _____

過去の住居や現在の状況

【行方不明発生時の登録情報の取り扱い】

○久留米市高齢者等SOSネットワークへの情報公開: □公開可 □公開不可
○広域SOSネットワークへの情報公開: □公開可 □公開不可
○県民メール「まほろくん」の利用者への情報公開: □公開可 □公開不可

※「まほろくん」の利用者への情報公開可の場合、どの範囲の利用者まで公開してよいか記入してください。
□利用者全員 □久留米市の情報を希望する利用者のみ □久留米市の情報を希望する利用者及び久留米市に隣接する自治体の情報を希望する利用者

【公開可の場合の公開する情報の内容】
※公表して良い項目にチェックしてください。
□氏名、性別、身体的特徴(必ず公開します)
□登録した情報全て(写真を含む)
□確認した情報のみ
□氏名の住所 □住所(町名まで)
□行方不明状況 □緊急連絡先

※提出された申請書及び登録情報については、久留米市、久留米警察署、うきは警察署で管理・保管します。
※緊急時及び行方不明の後援等以外でのこの申請書の情報を公開することはありません。 【受付者: 1

出所: 久留米市高齢者あんしん登録制度のご案内

④ 取り組みを進める上での課題

加入数をみると、在宅生活をしている認知症の人の全てが保険に加入しているとは考えにくい
ため、更なる広報周知が必要と考えている。また、県外を含む周辺市町には、保険制度が導入さ
れている市町がほとんどないため、当事者の方にとっては不公平感があるかもしれない。

市が負担する保険料について、地方交付税や補助金などの財政措置がなく、市の一般財源
であるため、今後の制度の継続・運用のあり方が市の財政状況に左右される恐れがある点も課題
であると認識している。

⑤ 今後の展望

保険等の救済制度の整備も重要であるが、より多くの人々が正しく認知症を理解し、日常の生活
の中で、認知症の人が困っている時に、優しく声かけをするなどを行うことにより、事故等の発生
を未然に防ぐことができるのではないかと考えており、そのような社会の実現に向けて、認知症サ
ポーター養成講座、認知症の人への声かけ訓練、認知症予防地域講演会等の充実、拡大を市
として推進していく必要性を感じている。

また、一方で市が主導する形の取り組みだけでなく、民間企業、研究機関等が主体となり、
認知症の人とその家族を支える仕組み作りについても今後の検討を進めていきたいと考えている。

第3章 調査結果のまとめと今後の課題

1. 調査結果のまとめ

本調査研究を通じて、各地域での「認知症にやさしい街づくり」における官民連携の取り組み事例を調査したが、現時点では多くの自治体で本格的な取り組みが始まった、もしくは始まりつつあるところであった。第2章で「好事例」として取り上げた 16 の自治体も、各種の取り組みの中で、試行錯誤を重ねている段階であった。

しかし、高齢化が進み、日本全体で「認知症になっても安心して地域で暮らし続けられること」が求められる中、今後、各地域で取り組みを進めていくに当たって、先駆的に取り組みを行う 16 の地域の事例はヒントになるはずである。

ここでは、事例調査を通じて得られた「認知症施策における官民連携」を進めていく際に重要な視点や考え方について整理した。

(1) 「認知症」や「認知症の人にやさしい街づくり」の捉え方について

ヒントとなる考え方

**「認知症」といっても、初期段階から中重度の段階まで幅広く、
状況や問題は非常に多様**

「認知症」といっても、その初期の段階から中重度まで、症状の進行度合いによっても幅は広く、脳のどの機能が低下しているかという身体的な点や生活環境によっても、その状況は千差万別である。また若年性の認知症と加齢による認知症では、本人の気持ちや求められる支援の内容も大きく異なる。まず、認知症について考える際の前提として、この多様性を改めて認識することが重要である。

「認知症施策」「認知症の人にやさしいまち」というと、「行方不明時の捜索」等、ある程度症状が進行した人を対象とした施策が想起されるかもしれないが、実際には、そうした症状に進行するまでに、徐々に認知機能が低下し、生活に支障が出てくるまでの長いプロセスがある。MCI(軽度認知症障害)や認知症の初期段階では、「健常」との境界は極めてあいまいである。「認知症の人にやさしいまち」を考える際には、そういった認知症の初期段階の人を含めて考えていく必要がある。

実際、行方不明時の捜索体制や事故対策に取り組む自治体がある一方で、認知症の初期段階への支援に取り組む自治体も出てきている。町田市では、認知症初期の当事者の社会貢献・地域貢献の促進を目指している(P.43)ほか、豊明市では地域の医療・福祉の専門職と認知症の初期段階へのサポートのあり方について議論を開始している(P.40)。拘束ゼロを目指した時代から長年捜索模擬訓練を続ける大牟田市も、今後は MCI や初期段階の方の支援について検討するという(P.53)。

勿論、多様な認知症の状態、認知症に関わる幅広い問題の中で、限られた行政のリソースをどこから優先的に投入していくべきかについては一つの正解はない。「認知症といっても初期から中重

度まであり、その状態は多様である」という認識を持ち、広い視野を持った上で、それぞれの地域の置かれた環境に従って優先順位を付けながら、具体的な施策に取り組んでいくことが重要である。

(2) 民間活力の活用について

ヒントとなる考え方

認知症の人にやさしい街づくりは、人々の暮らし・生活全般に関わるため、医療・介護に留まらない幅広い民間の力が必要

認知症になっても暮らしやすいまち・地域づくりを進めていくには、行政の力だけでは限界があり、「民」の力を有効活用していくことが欠かせない。この際の「民」とは、医療や介護の事業者に限らない。「暮らし」には、日常の交通、小売、外食、金融、生活サービス、余暇サービス等幅広い民間の事業者が関わっているためである。

福井市(P.25)、大阪市(P.34)、むつ市(P.29)では、「認知症の人にやさしいお店」「認知症の人に配慮した取り組みを行う企業」等の認定を行い、日常生活に密着した幅広い民間事業者が参画できるような取り組みを進めている。

金融機関をはじめとして、民間事業者側でも認知症に関心を持つ事業者は増えているが、業種・サービス、事業者の規模によって、それぞれ認知症に関して感じている課題や、行政への期待は様々である。地域の多様な事業者と対話を重ね、それぞれの課題や期待を確認しながら、連携のあり方を検討することが肝要である。

また、「民」の中で、人材育成や啓発、研究等様々な面で、「学」すなわち、大学等研究機関の力も有効に活用すべきである。特に京都府(P.9)、愛知県(P.16)など、都道府県で大学と積極的に連携しながら「産官学」での取り組みを進めている例がある。

こうした「民」(及び「学」)との連携を進めていくに当たっては、行政の側も福祉系の部局だけではなく、産業系の部局とも連携を行うなど、部署横断的な取り組みが求められるであろう。

ヒントとなる考え方

民間とともに、「認知症の人にやさしい」「認知症になっても暮らしやすい」の具現化・具体化に協同で取り組む

実際に、「認知症になっても暮らしやすい」地域・環境を作っていくためには、事業者の従業員に「認知症サポーター」をとってもらうことから一歩踏み込んで、各業種の事業者がサービスや接客等の場面で、「具体的に何をすることが認知症の人にやさしいことになるのか」にまで落とし込むことが求められる。

実際、民間と連携しながら、この具体化に取り組む自治体が出てきている。京都府では民間事業者と協議会を立ち上げ、企業共同宣言作りから具体的なサービス開発を計画している(P.10)ほか、

愛知県も、認知症になっても外出しやすい環境作りに向けて、まず小売、金融、交通の 3 業種における対応プログラムの開発に取り組んでいる(P.17)。同業種や、類似する異業種の他社における「認知症の人への対応」については民間事業者の関心も高く、行政に対して、こうした情報交換の促進や共同での検討の場を設置することへの期待は大きいと考えられる。

それ以外にも、福岡市が進めるように、具体的な応対手法の教育・研修を進める、設備・内装等の「デザイン」を変え、目に見える形で「認知症の人にやさしい」環境を作るというアプローチもある(P.59)。

(3) 取り組みの体制や進め方について

ヒントとなる考え方

多くの関係者が「認知症にやさしい街づくり」のイメージが共有できるビジョンをつくる

「認知症の人にやさしいまちづくり」は、一朝一夕でできるものではなく、中長期的な取り組みが求められる。地域住民に加えて、多様な「民」を巻き込みつつ、長期にわたって活動を継続させていくためには、取り組みの早い段階で、関係者が共有できるビジョンを設定することが有効だと考えられる。

「条例」を制定する以外にも、「アイメッセージ」という形で、当事者の目線で目指す街の姿を描いている京都府(P.7)、町田市(P.47)のほか、「認知症フレンドリーシティ」を宣言する福岡市(P.58)、「認知症 1 万人時代に備えるまち」を宣言した大和市(P.78)のような例もある。

また、こうしたビジョンは出来上がった中身とともに、その検討・作成のプロセスが極めて重要である。ビジョンを作成する過程で、当事者や民間事業者、大学などの、「街づくり」に向けて関わってもらいたい関係者に積極的に参加を呼び掛け、作成のプロセス中で当事者意識を育てていくことが有効だと考えられる。

同時に、描いたビジョンに対して、実際に施策が有効に機能しているかについての多面的なチェックの仕組みを設計しておくことも肝要である。京都府では、当事者の意見も取り入れながら、「アイメッセージ」に対する到達度を定期的に検証して次の施策に生かすサイクルを作っている。

(4) 「保険」に関する考え方について

ヒントとなる考え方

「保険」については、目的と効果を見極めながら、地域の実情に応じた自治体としての支援のあり方を慎重に検討する必要がある

認知症の人が事故等を起こしたことに対する保険について、自治体が保険料を負担する事例が増えつつある。神戸市では平成 31 年度から、市民税に 1 人当たり年間 400 円を上乗せする形で、診断助成制度と事故救済制度を開始する。これは認知症の人が起こしてしまった事故に関して賠

償責任の有無にかかわらず、市が被害者に対して見舞金を給付する仕組みである(P.64)。

これに対して、大和市(P.79)、大府市(P.69)、久留米市(P.86)、海老名市(P.73)、小山市(P.83)等が採用しているのは、既存の個人賠償責任保険の保険料の一部または全てを市が負担するものである。神戸市が「被害を受けた市民側の救済」までをカバーしようとしているのに対し、大和市等では、あくまで「認知症の家族に賠償責任が降りかかる」リスクを縮小しようとしている点に違いがある。

また、早期にこれらの保険を導入した自治体の多くは、「市内に踏切が多い」等の事情も抱えており、各自治体がこうした保険の仕組みを導入すべきかどうかは慎重な検討・判断が求められる。ヒアリングでは、保険制度によって、「市が認知症に関して取り組んでいるアピールになった」「市民の関心度が増した」「市が把握していなかった認知症の人を把握できた」等の副次効果も聞かれた。これらの副次効果もあわせて、総合的な判断が必要になるであろう。

ただし、こうした賠償責任保険や事故救済制度は、「認知症＝事故を起こす人」というネガティブな発信となってしまう懸念もあり、市民への発信の際の表現には細心の注意が必要であるとともに、並行して認知症に関して偏見を縮小させる啓発施策を実施することも重要になるであろう。また、早期診断後のフォロー体制や、「そもそも事故に巻き込まれないための環境作り」をあわせて進めていくことも欠かせない。

2. 今後の課題や留意点

今後、「認知症の人にやさしい街づくり」を官民連携で進めていく際には、次のような点が課題や留意点としてあげられる。

啓発が「排除」につながらない配慮・工夫

認知症になっても安心して暮らしやすい環境を作っていくには、市民や企業の関心を喚起し、「街づくり」の主体者として関わってもらう必要がある。ただ、関心を高めるだけではなく、市民側の「意識の内容」が重要である。

今回の調査対象の自治体関係者が述べている通り、認知症に関する発信を行うことが、「認知症にはなりたくない」という意識を過度に助長することや、認知症の人を地域から排除しようとする機運につながってしまう危険性もあり、そうならないような細心の注意が求められる。

また、生活習慣病の予防や社会参加・運動等によって認知症のリスクを減らすことは重要ではあるが、「予防」(一次予防)を過度に強調しすぎると、家族や本人が「認知症になってしまった」際の落胆を大きくすることにつながる懸念もある。

啓発に関しては、丁寧な発信を行うことと同時に、実際に市民が認知症の人と自然に接する機会・場をつくる等、実体験を通じて偏見を少しでも減らしていくような工夫も必要になるであろう。

「認知症の人にやさしい街づくり」から、「認知症の人も含めて、あらゆる人にやさしい街づくり」へ

認知症は誰にでも起こる「老化現象」の側面が強く、健常な状態とMCI(軽度認知障害)、軽度の認知症の境界も曖昧である。視力や聴力、脚力等が年齢に応じて低下するのと同じように認知機能が徐々に低下していく病だと捉えると、「認知症の人にやさしい」といったように、「認知症」だけにフォーカスして街づくりを考えることは、視野を狭めてしまうことになる可能性もある。

「認知症の人にやさしい」ことに留まらず、障害のある人や高齢者を含めて、あらゆる人にやさしい＝ユニバーサルデザイン的な考え方が重要である。

取り組みの継続性の担保

「認知症になっても暮らしやすい街づくり」は、その取り組みの性質上、必然的に中長期的な取り組みとなる。活動が継続的なものとなるように、行政側は、一貫したポリシーをもって取り組むと同時に、街や市民全体に働きかけるポピュレーションアプローチと、専門職等が集中的に介入するハイリスクアプローチをうまく組み合わせ、財源や行政施策としてのコストパフォーマンスを意識することが必要である。

民間事業者の収益との両立、事業活動への組み込み

取り組みの継続性という意味では、民間事業者側にとっても、CSR や社会貢献活動を超えて、通常の事業活動の一部となることが求められる。「認知症の人にもやさしいこと」が商品開発やサービス開発、現場のサービスオペレーションにおいて、「当たり前」のことにまで昇華することが理想である。

しかし、認知症の人が 460 万人を超えるといわれる現在でも、民間事業者の認知症に関する姿勢については温度差があるのが実態である。

実際には企業の利益確保と、「認知症の人にもやさしい」ことは、業種や製品・サービスによっては相反する場面もあると想定され、企業や業界側の自浄作用や、自主的なガイドラインが必要になる局面も少なくないであろう。

加えて、現在では、企業側の商品開発やサービス開発において、「認知症の当事者」の意見が取り入れられることは少ない。企業側の商品開発やサービス開発に当事者の声を取り入れていく仕組みについても、「官民連携」による今後の試行錯誤が求められる。

官民連携における縦と横の「役割分担」と「連携」

先述の通り、日常の暮らしの中で、「認知症の人にもやさしい」環境を作っていくには、医療・介護に留まらない、暮らしに密着した民間の事業者との連携が必要になる。ただし、「民間事業者」といっても、例えば小売業でも、全国規模の大手流通業から、地域の中小商店まで様々な事業者が存在する。特に大手の民間事業者と連携する場合は、本社レベルで決裁・実行できること、支店レベルで決裁・実行できること、現場の店・拠点等で決裁・実行できることなど、「組織の階層・レイヤー」を意識しなければうまく連携することが出来ない。愛知県では、市町村での取り組みをバックアップ

するために本社あるいは大規模支店との連携を意識して行っている。

「官民連携」を効果的に進めていく際には、「民」側で、「本社－支店・店」といった縦の役割分担と連携、同業種や異業種同士といった、「横」での連携が重要であると同時に、「官」側も、「国－都道府県－市町村」の縦の役割分担と連携、近隣の自治体間等での横の連携が求められる。

官民それぞれに、「縦と横」で役割が整理され、相互に連携して有機的に機能する「システム」を作り上げることは容易ではないと推察されるが、取り組むべき大きな課題である。

※本調査研究は、平成 30 年度老人保健健康増進等事業として実施したものです。

平成 30 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
認知症施策における官民連携の好事例に関する調査研究事業
報告書

平成 31 年 3 月
株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング
TEL: 03-6833-6300 FAX: 03-6833-9480